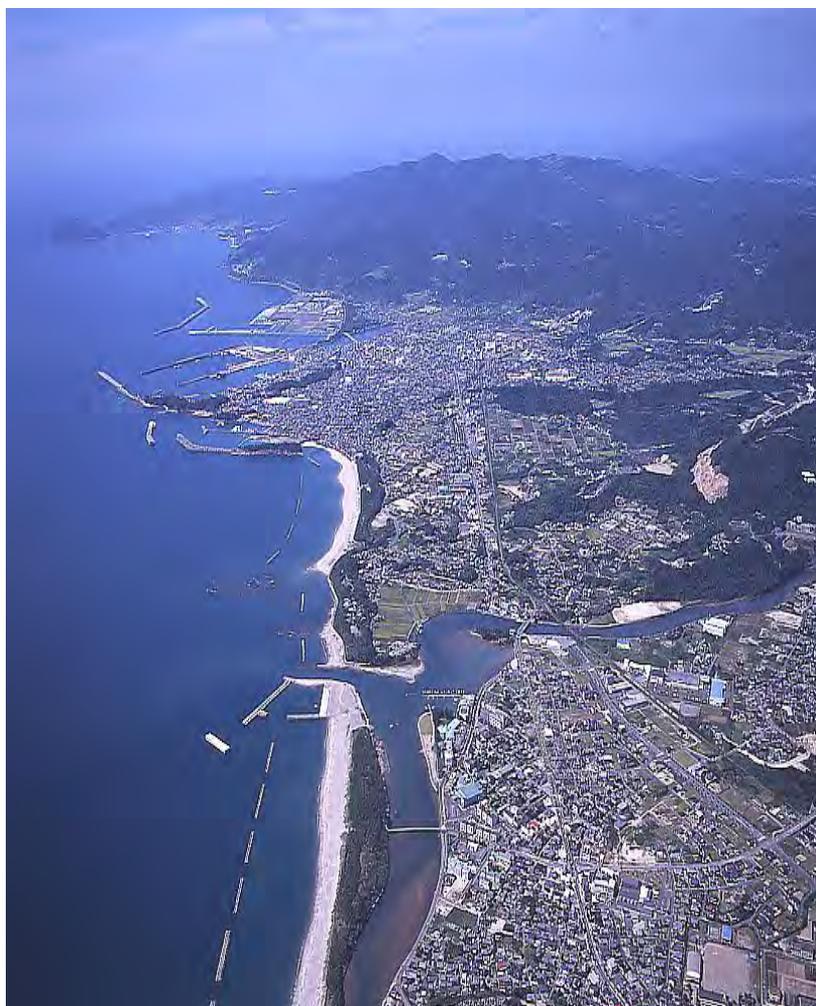


豊かな自然と**活力**で、

幸せあふれる“いちき串木野”

いちき串木野市都市計画マスタープラン



平成 26 年 3 月
いちき串木野市

はじめに

いちき串木野市は、平成17年10月11日に誕生してから10年が経過しようとしております。その間、少子高齢化、人口減少、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化してきています。また、近年局地的な集中豪雨や地震などの様々な自然災害が危惧される中、安心・安全なまちづくりへの対応が喫緊の課題となっております。



本市は、豊かな自然や歴史・文化、地理的特性など多くの資源を有しており、また都市の交通機能として陸域では、南九州西回り自動車道に2つのインターチェンジや鹿児島本線に3つの駅を有し、また海域では、串木野新港をはじめ5つの漁港があります。

これらの地域資源や交通の利便性を活かし、雇用の確保に資する企業を誘致することにより定住人口の増加を図るとともに、観光・食のまちづくりなど多種多様な事業連携を進めながら交流人口の拡大を積極的に図る必要があります。

このような背景を踏まえ、無秩序な都市開発を抑制し、健全な都市環境と豊かな自然環境との調和のとれたコンパクトなまちづくりを推進するとともに、いちき串木野市自治基本条例をもとに市民と一体となった計画的な都市施設の整備を促進するために、今回、新たな「いちき串木野市都市計画マスタープラン」を策定することになりました。

策定にあたりましては、市民の皆様の御意向を積極的に計画へ反映するため「アンケート」、「パブリックコメント」を実施するとともに、公募委員を含む「市民策定委員会」を開催して、御意見や御提言をいただきました。

本計画では、上位計画であります「第一次総合計画」や「串木野都市計画区域マスタープラン」に即する形で、まちづくりのスローガンを「豊かな自然と活力で、幸せあふれる ”いちき串木野”」と定め、これらを構築するために4つのまちづくりの目標を掲げております。

今後は、本計画の各施策に基づき市民の皆様の参画と協働により「将来の夢が描けるまち」を目指して、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力を宜しくお願い致します。

最後に、この都市計画マスタープランの策定にあたり、多くの方々にご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

いちき串木野市長 田畑誠一

目 次

序章

- (1) 都市計画とは
- (2) 都市計画マスタープランとは

第1章 計画の目的

- 1-1. 計画の背景と目的 1
- 1-2. 計画の位置付け 2
- 1-3. 計画の目標年次と対象区域等 2

第2章 地域の特性

- 2-1. いちき串木野市の現状 3
 - (1) 位置・地勢 3
 - (2) 沿革と地域特性 3
 - (3) 人口等 4
 - (4) 産業 7
 - (5) 土地利用 9
 - (6) 公共交通及び道路網 11
 - (7) 都市計画の状況 13
- 2-2. 社会潮流 15
 - (1) 人口減少・高齢化の進展 15
 - (2) 持続可能な循環型社会への対応 15
 - (3) 安心・安全な社会の構築 15
 - (4) 市町村合併の進展 15
 - (5) 財政状況の悪化 15
 - (6) 価値観、ライフスタイル等の多様化 16
 - (7) 総括 16

第3章 上位・関連計画等の整理

- 3-1. いちき串木野市第一次総合計画 17
- 3-2. 串木野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 17
- 3-3. いちき串木野市環境基本計画 17
- 3-4. 神村学園前駅周辺まちづくり計画 18

第4章	市民意向	
4-1.	調査概要	19
4-2.	市民アンケート結果	20
	(1) いちき串木野市の印象	20
	(2) 現況の満足度・今後の重要度	20
	(3) 市民が望む将来のいちき串木野市の姿	21
4-3.	市民意向調査の結果について	21
第5章	都市の問題点と課題の整理	
5-1.	まちづくりの主要課題	22
5-2.	分野別の課題	24
	(1) 土地利用	24
	(2) 交通	24
	(3) 都市環境	25
	(4) 都市防災	26
5-3.	現況を踏まえて	26
	いちき串木野市における現況の概要とまちづくりの主要課題について	27
第6章	都市の将来像	
6-1.	まちづくりの基本理念	28
6-2.	まちづくりの目標	29
	(1) 目標とする都市構造	29
	(2) まちづくりのフレーム	32
	(3) まちづくりの目標	33
第7章	全体構想	
7-1.	土地利用	37
	(1) 土地利用の基本的方向	37
	(2) 土地利用の配置方針	37
7-2.	交通体系	41
	(1) 交通体系整備の基本的な考え方	41
	(2) 道路の配置・整備方針	41
	(3) 公共交通の整備方針	44
7-3.	公園・緑地	46
	(1) 緑地の整備又は保全の基本的な考え方	46
	(2) 緑地の配置方針	46

(3) 公園整備の基本的な考え方	48
(4) 公園の整備方針	48
7-4. 都市防災	51
(1) 都市防災の基本的な考え方	51
(2) 都市防災の整備方針	51
(3) 防災施設の整備方針	51
(4) 土砂災害等の防止に関する方針	54
(5) 河川・海岸の整備方針	54
(6) 津波災害の防止対策に関する整備方針	54
(7) 原子力災害への対策に関する方針	55
(8) 協働の取り組み	55
7-5. 都市景観	57
(1) 都市景観形成の基本的な考え方	57
(2) 景観構造別の景観形成に関する方針	57
7-6. 市街地整備	60
(1) 市街地整備の基本的な考え方	60
(2) 市街地の整備方針	60
7-7. 河川及び下水道等整備の方針	62
(1) 河川及び下水道等整備の基本的な考え方	62
(2) 河川整備の方針	62
(3) 海岸整備の方針	62
(4) 下水道等整備の方針	62
7-8. 観光施設等の整備方針	64
(1) 観光の基本的方向	64
(2) 観光施設の整備方針	64

第8章 地域別構想

8-1. 地域区分	67
8-2. 中央地域	68
(1) 地域の現況	68
(2) 地域の課題	68
(3) 地域整備方針	69
8-3. 上名・生福地域	77
(1) 地域の現況	77
(2) 地域の課題	77
(3) 地域整備方針	78

8-4. 野平地域	84
(1) 地域の現況	84
(2) 地域の課題	84
(3) 地域整備方針	85
8-5. 羽島地域	90
(1) 地域の現況	90
(2) 地域の課題	90
(3) 地域整備方針	91
8-6. 湊・大里地域	96
(1) 地域の現況	96
(2) 地域の課題	96
(3) 地域整備方針	97
8-7. 都市計画区域外の地域	103
(1) 地域の現況	103
(2) 地域の課題	103
(3) 地域整備方針	104

第9章 まちづくりの推進方策（実現への施策検討）

◎まちづくりの推進方策	108
基本的な考え方	108
9-1. 協働によるまちづくりの推進	108
(1) 役割分担	108
9-2. 市民参画による市民主体のまちづくりの推進	110
9-3. まちづくりの推進体制の確立	111
(1) 庁内の推進体制の充実	111
(2) 協働の場の確保	111
(3) 市民等への広報活動とまちづくり組織の育成	111
9-4. まちづくり制度の確立・活用	112
(1) 法制度の活用と計画内容の見直し	112
(2) まちづくり条例等の制定と活用	112
9-5. 都市計画マスタープランの活用と進行管理	113
(1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定	113
(2) 都市計画マスタープランの進行管理	113

9-6. 地域資源について市内外へのアピール	114
(1) 資源の把握	114
(2) 市内外へのアピール	114
(3) 施策等とのコラボレーション	114
9-7. 実現に向かったの方針	115

資料

- 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯 …… 資料 1
- いちき串木野市都市計画マスタープラン市民策定委員会設置要綱・資料 2
- いちき串木野市都市計画マスタープラン市民策定委員会委員名簿・資料 3
- いちき串木野市都市計画マスタープラン
 庁内策定検討委員会委員名簿 …… 資料 4
- キャッチコピー並びにまちづくりの目標の設定について …… 資料 5

用語集

序章

(1) 都市計画とは

都市計画とは、都市計画法第4条において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されており、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と、機能的な活動を確保することを目的とした、土地の合理的な利用を図るための計画です。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。本計画は、いちき串木野市が都市計画法に基づき定める土地利用規制や、各種施設計画等の決定や変更の指針となるほか、今後、本市が行う都市計画の決定並びに事業は、本計画に基づき進められることとなります。



第1章 計画の目的

1-1. 計画の背景と目的

いちき串木野市は、平成17年（2005年）10月に旧串木野市と旧市来町の合併により誕生しました。平成19年には総合計画が策定され、都市計画の分野においても合併後のまちづくりの指針が必要となってきました。

一方、少子高齢化など人口構造が大きく変化しているとともに、近年豪雨や地震などの自然災害が危惧される中、安心・安全なまちづくりへの対応が必要となっています。

そこで、諸課題に対応しつつ、一体的な都市として均衡ある発展を目指していくため、新市としてふさわしい「将来都市像」を描き、その実現のための施策等を整理したまちづくりの指針として「いちき串木野市都市計画マスタープラン」を策定します。

■見直しの背景

【串木野市都市計画マスタープラン(平成16年)】

- 目標年次
 - ・2023年（平成35年）
- まちづくりの基本理念
 - ・豊かな自然と活力あふれる快適なまち 串木野
- まちづくりの目標
 - ・活力あるまちづくり
 - ・安心できるまちづくり
 - ・魅力的なまちづくり
 - ・協働のまちづくり
- 地域区分
 - ・中央地域（活力ある産業と生活が共存する中心市街地ゾーン）
 - ・上名地域（歴史と緑豊かな魅力的生活交流ゾーン）
 - ・野平地域（産業振興と快適生活ゾーン）
 - ・羽島地域（海と山を活かした自然豊かな生活ゾーン）

【市来町都市計画マスタープラン(平成15年)】

- 目標年次
 - ・2020年（平成32年）
- 都市づくりの基本理念
 - ・活力のあるにぎわいの都市づくり
 - ・自然と調和したゆとりの都市づくり
 - ・安心して暮らせるやすらぎの都市づくり
- 将来都市像
 - ・ゆとり快適都市 市来
- 地区区分
 - ・市街地地区（市来町の顔として、行政や教育、居住、商工観光業の中核を担う市街地地区）
 - ・大里地区（インターチェンジ*でにぎわう、美しい自然や田園との共生集落地区）
 - ・山村地区（溪流や豊富な緑に囲まれた、野外レクリエーション拠点地区）

串木野市及び市来町の合併⇒いちき串木野市の誕生（平成17年（2005年）10月11日）

【いちき串木野市総合計画の策定】

- 計画期間
 - 平成19年度（2007年度）
 - ～平成28年度（2016年度）
- 基本理念
 - ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～
- 将来都市像
 - ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち
- 基本方針
 - ・住民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」
 - ・健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
 - ・世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力のある産業のまちづくり」
 - ・利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

【都市計画区域マスタープランの策定（平成16年）】

- 基本理念
 - 豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市
- 基本方針
 - ・活力・活気のある都市づくり
 - ・地域特性を活かした都市づくり
 - ・自然と調和した都市づくり
 - ・安心して暮らせる都市づくり
 - ・区域全体の均衡ある都市づくり

【都市計画法の改正】

- ・非線引き白地地域等における立地規制
- ・用途地域における立地規制
- ・都市計画区域内における開発許可制度の適用等

【社会情勢の変化】

- ・人口減少社会の進展
- ・少子高齢化の進展

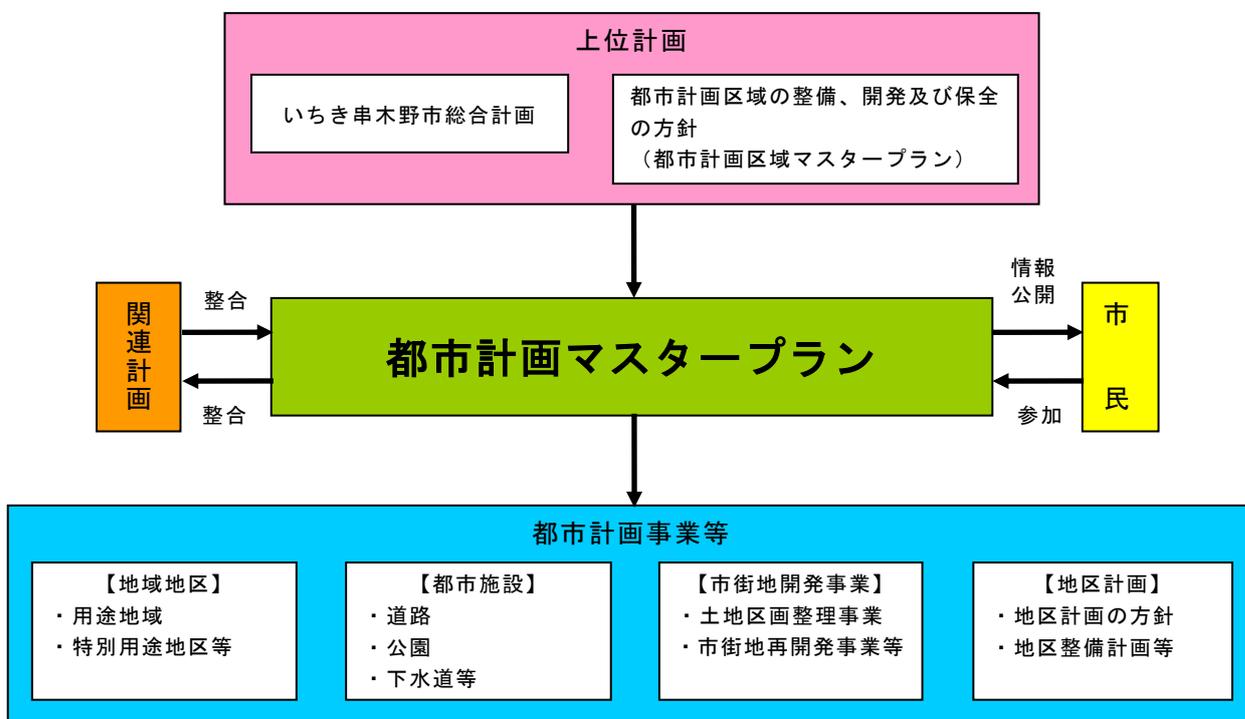
※インターチェンジ（以下 IC という）

1-2. 計画の位置付け

本計画は、まちづくり全般の基本的な方針を示す「いちき串木野市総合計画」や、県が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの上位関連計画等の内容を踏まえるとともに、本市の特性や課題、市民意向等を反映しながら、都市計画全般に関わる総合的な指針として策定を行います。

また、本計画は、市民等の理解と協力のもと、「いちき串木野市総合計画」に掲げるまちづくりに寄与していくため、その前提となる土地利用や交通体系等についての目標を定め、その目標の実現に向けて手法や方針等を明らかにしていくものとします。

【都市計画マスタープランの位置付け】



1-3. 計画の目標年次と対象区域等

都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域を基本としていますが、本計画は合併後、最初の都市計画マスタープランとなることから、都市計画区域外も含めた総合的なまちづくりを進めるため、市全域（112.04 km²）を対象とし、目標年次を概ね20年後とします。

また、土地利用や都市計画に関する様々な情勢の変化、まちづくりに関する市民意向等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域の特徴

2-1. いちき串木野市の現状

(1) 位置・地勢

本市は、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれた、東西 19.1 km、南北 18.2 km、総面積 112.04 km²の都市です。

市域は、日本三大砂丘のひとつである吹上浜をはじめ、美しい山々などの豊かな自然環境に恵まれています。

このような自然や地理的特性を活かし、沿岸漁業による「つけあげ」「ちりめん」などの水産加工品、また、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」「まぐろラーメン」、さらに清らかな地下水を利用した「焼酎」や、温暖な気候がもたらす「ポンカン」「サワーポメロ」「早掘りばれいしょ」など豊富な特産品を有しています。



(2) 沿革と地域特性

本市には、縄文後期から人々が生活を営み、広い範囲にわたって人と物と情報の交流をしていたことを示す、県指定文化財の「市来貝塚」や、徐福伝説とともに、薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた「冠岳」などがあります。

また、東シナ海に面しているという地理的特性から、古くは密貿易が行われていたほか、海上輸送における物資等の集散地として栄えてきた歴史的背景があり、また、近代日本の礎を築いた薩摩藩英国留学生渡欧の地があります。



現在は、まぐろ漁業に代表される水産業のまちであるとともに、豊富な特産品があることを踏まえ「食」を広く活用して地域活性化を図り、市民等の健康で豊かな生活の向上を目指して「食のまち いちき串木野」を市内外にPR（広報）しているところです。また、串木野新港に隣接して西薩中核工業団地も整備され、国際的な交易・流通の拠点として発展を目指しています。

(3) 人口等

① 人口・世帯数

本市の平成22年における人口総数は31,144人、世帯総数は12,315世帯となっています。人口の推移については合併以前から減少傾向が続いており、平成2年の36,790人から5,646人減少し、その減少率は15.3%となっています。なお、鹿児島県全体での減少率は5.1%であることから、県全体に比べて減少傾向が高いことがわかります。また、旧行政区域でみると「串木野地域」が17.1%、「市来地域」が8.5%の減少となっており、串木野地域における人口の減少率が高くなっています。

一方、世帯数の推移をみると、平成2年は12,406世帯で、平成22年には12,315世帯となっており過去20年間ではほとんど変動はありません。

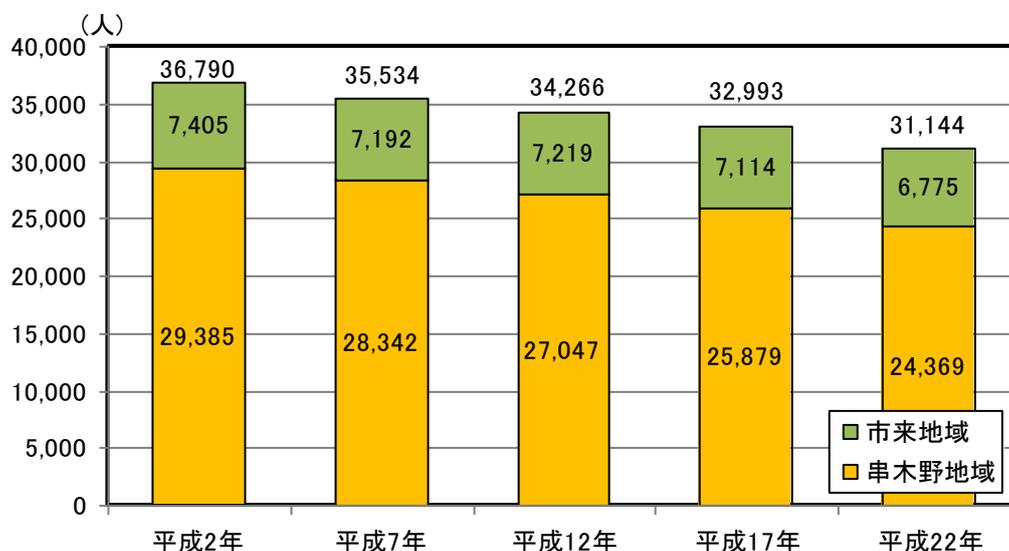
世帯当たりの人員は、平成2年では2.97人/世帯でしたが、平成22年には2.53人/世帯となっており、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

■ 地域別人口の推移

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	人口増減 (H22-H2)	増減率
いちき串木野市総数	36,790	35,534	34,266	32,993	31,144	-5,646	-15.3%
上段(人口)中段(世帯数)	12,406	12,469	12,754	12,684	12,315	-91	-0.7%
下段(世帯当たりの人員)	2.97	2.85	2.69	2.60	2.53	—	—
串木野地域	29,385	28,342	27,047	25,879	24,369	-5,016	-17.1%
市来地域	7,405	7,192	7,219	7,114	6,775	-630	-8.5%
参考:鹿児島県	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242	-91,582	-5.1%

資料：国勢調査

■ 地域別人口の推移



② 年齢3区分別人口

平成22年における年齢3区分別人口は、年少人口（14歳以下）が3,881人、生産年齢人口（15～64歳）が18,204人、老年人口（65歳以上）が9,057人となっており、平成2年と比較して、年少人口は3,346人（46.3%）、生産年齢人口は4,929人（21.3%）減少しています。一方、老年人口は2,643人（41.2%）増加しています。

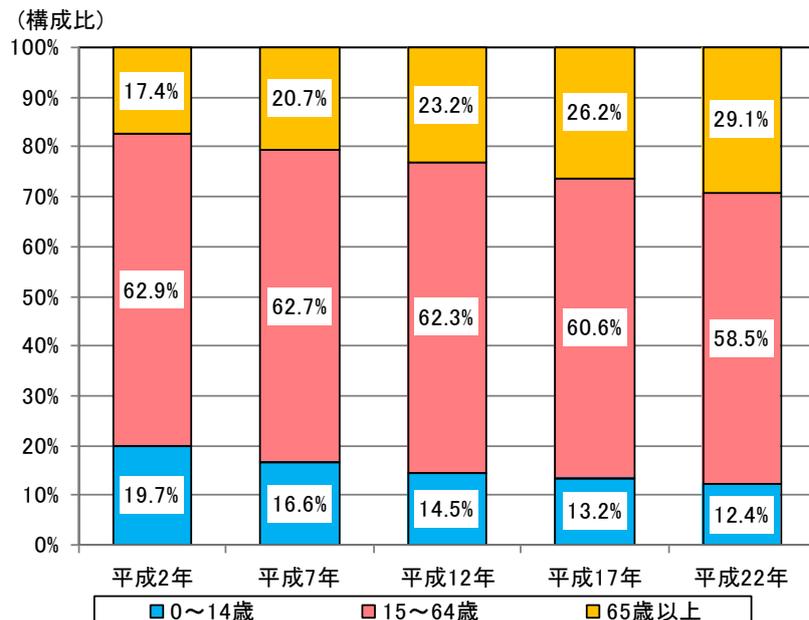
平成22年における各年齢層別の人口割合をみると、年少人口は12.4%（県13.7%）、生産年齢人口は58.5%（県59.6%）、老年人口は29.1%（県26.4%）となっており、鹿児島県の平均値に比べて、年少人口と生産年齢人口の比率は低く、老年人口の比率（高齢化率）が高くなっています。

■ 年齢3区分別人口の推移

単位:人

区分	総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢不詳
平成2年(1990年)	36,790	7,227	23,133	6,414	16
	100.0%	19.7%	62.9%	17.4%	0.0%
平成7年(1995年)	35,534	5,895	22,278	7,361	2
	100.0%	16.6%	62.7%	20.7%	0.0%
平成12年(2000年)	34,266	4,979	21,349	7,934	4
	100.0%	14.5%	62.3%	23.2%	0.0%
平成17年(2005年)	32,993	4,336	20,005	8,651	1
	100.0%	13.2%	60.6%	26.2%	0.0%
平成22年(2010年)	31,144	3,881	18,204	9,057	2
	100.0%	12.4%	58.5%	29.1%	0.0%
人口増減(H22-H2)	-5,646	-3,346	-4,929	2,643	-14
人口増減率(H22/H2)	-15.3%	-46.3%	-21.3%	41.2%	—
参考:鹿児島県H22	1,706,242	233,379	1,016,150	449,692	7,021
	100.0%	13.7%	59.6%	26.4%	0.4%

■ 年齢3区分別人口の推移



③ 都市計画区域の人口

平成22年における都市計画区域の人口は、28,571人となっており、行政区域人口の91.7%が居住しています。このうち、用途地域内人口は20,827人(67.0%)、用途地域外人口は7,744人(24.9%)となっています。

平成7年から平成22年における人口増減をみると、用途地域内では3,527人(14.5%)の減少、用途地域外では2,452人(24.0%)の減少がみられます。

■都市計画区域の人口

区分	都市計画区域			合計	都市計画区域外	行政区域
	用途地域 指定区域	用途地域 指定外区域				
平成7年	面積 (ha)	724.0	2,258.0	2,982.0	8,220.0	11,202.0
	構成比	6.5%	20.1%	26.6%	73.4%	100.0%
	人口 (人)	24,354	10,196	34,550	984	35,534
	構成比	68.5%	28.7%	97.2%	2.8%	100.0%
	人口密度 (人/ha)	33.6	4.5	11.6	0.1	3.2
平成12年	面積 (ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	8,220.0	11,202.0
	構成比	6.4%	20.2%	26.6%	73.4%	100.0%
	人口 (人)	23,482	9,921	33,403	863	34,266
	構成比	68.5%	29.0%	97.5%	2.5%	100.0%
	人口密度 (人/ha)	32.6	4.4	11.2	0.1	3.1
平成17年	面積 (ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	8,222.0	11,204.0
	構成比	6.4%	20.2%	26.6%	73.4%	100.0%
	人口 (人)	21,832	8,300	30,132	2,861	32,993
	構成比	66.2%	25.1%	91.3%	8.7%	100.0%
	人口密度 (人/ha)	30.3	3.7	10.1	0.3	2.9
平成22年	面積 (ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	8,222.0	11,204.0
	構成比	6.4%	20.2%	26.6%	73.4%	100.0%
	人口 (人)	20,827	7,744	28,571	2,573	31,144
	構成比	66.9%	24.8%	91.7%	8.3%	100.0%
	人口密度 (人/ha)	28.9	3.4	9.6	0.3	2.8
H22/H7	人口増減	-3,527	-2,452	-5,979	1,589	-4,390
	増減率	-14.5%	-24.0%	-17.3%	161.5%	-12.4%

資料：都市計画基礎調査（国勢調査）

(4) 産業

①産業別就業人口

産業人口を大分類別（1次産業、2次産業、3次産業）で見ると、平成2年から平成22年にかけて、第1次産業、第2次産業が減少しています。第3次産業については、平成17年まで増加しましたが、平成22年では減少に転じています。

構成比についてみると、第1次産業と第2次産業が減少しています。その中でも、特に第1次産業の減少が顕著です。

一方、平成22年における産業別就業人口の比率を鹿児島県と比較すると、本市は第2次産業の比率が高いことがうかがえます。

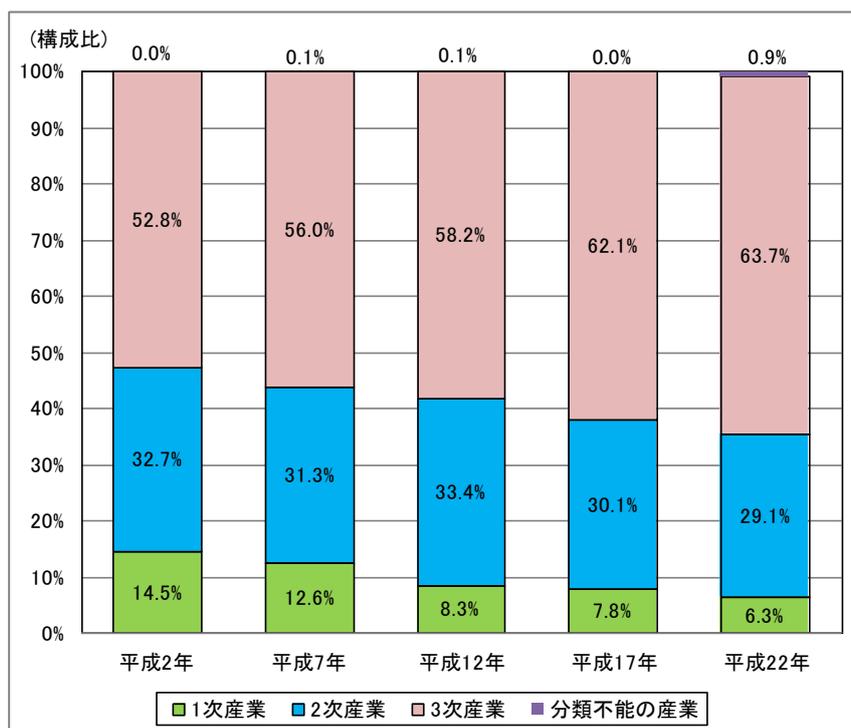
■産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		鹿児島県参考 (平成22年)	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比								
総数	15,852	100.0%	16,252	100.0%	15,701	100.0%	15,016	100.0%	13,793	100.0%	776,993	100.0%
第1次産業	2,304	14.5%	2,047	12.6%	1,299	8.3%	1,167	7.8%	863	6.3%	77,967	10.0%
第2次産業	5,187	32.7%	5,091	31.3%	5,242	33.4%	4,519	30.1%	4,018	29.1%	146,393	18.9%
第3次産業	8,359	52.8%	9,103	56.0%	9,148	58.2%	9,325	62.1%	8,782	63.7%	522,291	67.2%
分類不能の産業	2	0.0%	11	0.1%	12	0.1%	5	0.0%	130	0.9%	30,342	3.9%

資料：国勢調査

■産業別就業人口の推移

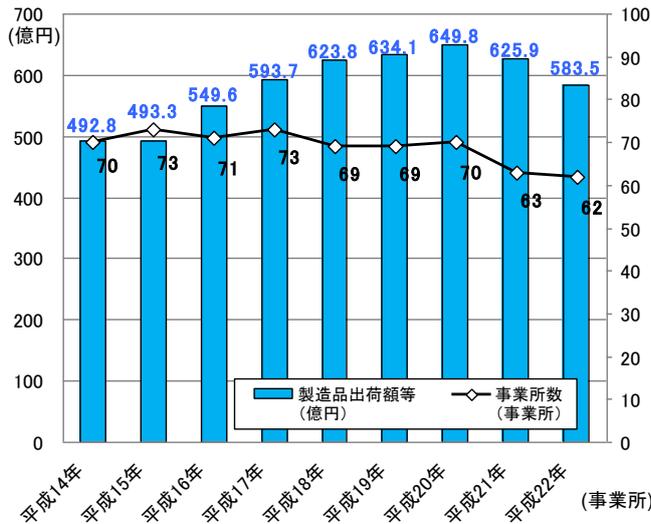


② 工業

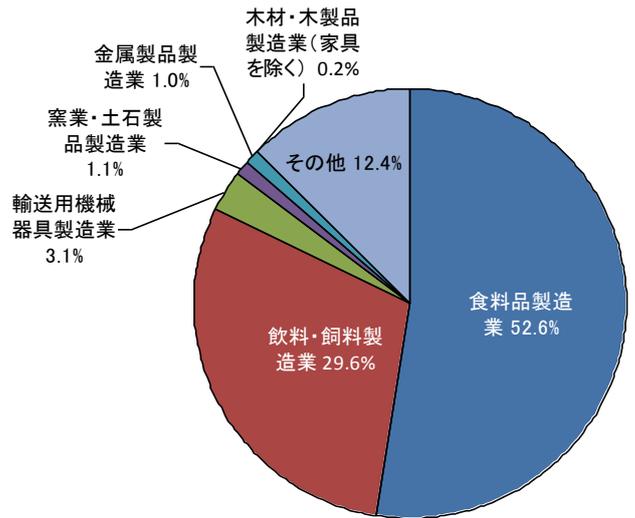
平成22年現在、事業所数は62事業所、製造品出荷額等は、583.5億円です。製造品出荷額等の推移については、平成20年まで増加していましたが、平成21年から減少しています。

平成22年における製造品出荷額等の構成比をみると、食料品製造業が最も多く52.6%、次いで飲料・飼料製造業等が29.6%と上位2業種で82.2%を占めています。

■ 製造品出荷額等の推移



■ 平成22年の製造品出荷額等の構成比



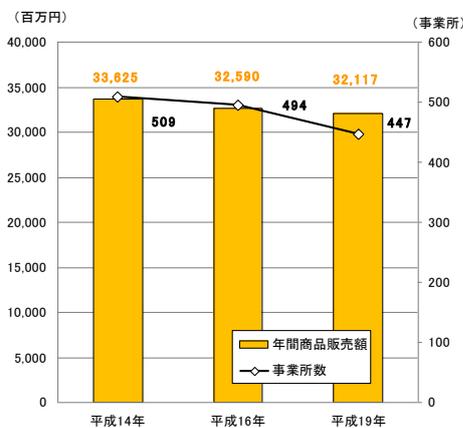
資料：工業統計表「市町村編」データ

③ 商業

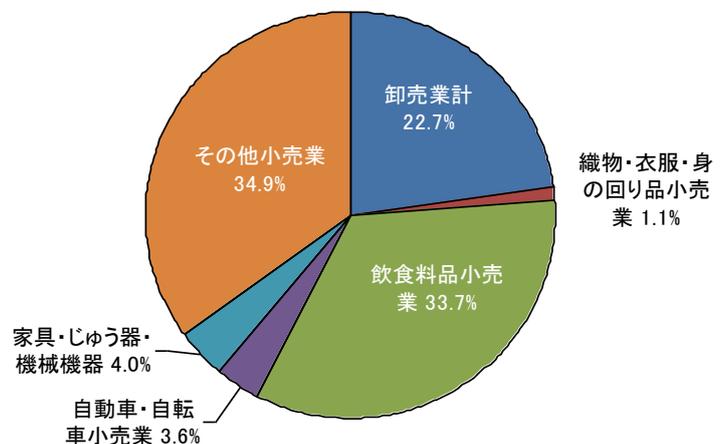
平成19年現在、事業所数447事業所、商品販売額約321億円となっています。平成14年から平成19年にかけて商品販売額は約320億円から約340億円の間で推移しており、その中では、特に大きな変動はみられませんが、事業所数についてはやや減少しています。

平成19年における商品販売額の構成比をみると、飲食料品小売業が最も多く33.7%を占めています。

■ 商品販売額の推移



■ 平成19年の商品販売額の構成比



資料：商業統計調査

(5) 土地利用

① 市全体の土地利用

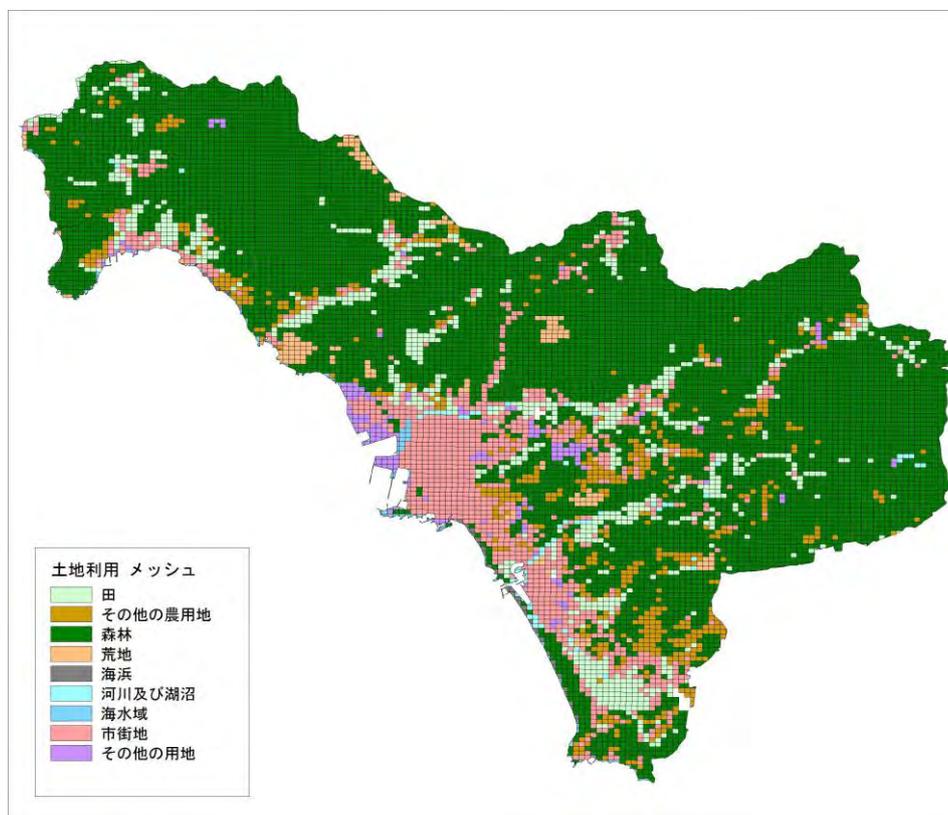
市全体の面積は11,204haで、このうち森林が全体の70.4%（7,887.8ha）を占めるなど自然的土地利用の多い都市です。

■市全体の土地利用面積

区 分	面積(ha)	比率(%)
田	944.4	8.4
その他の農用地	683.2	6.1
森林	7,887.8	70.4
荒地	181.0	1.6
海浜	27.8	0.3
河川及び湖沼	66.3	0.6
海水域	49.3	0.4
市街地	1,195.8	10.7
その他の用地	168.4	1.5
合計	11,204.0	100.0

※海水域 = 隠頭岩・干潟・シーパースも海に含める

資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ



② 都市計画区域の土地利用

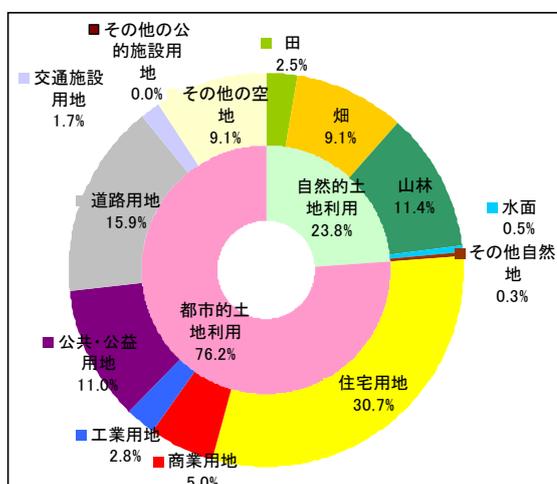
本市には都市計画区域（2,982ha）が指定されており、そのうち用途地域は721.0ha（24.2%）です。

用途地域内の土地利用についてみると、都市的土地利用が約76.2%、自然的土地利用が約23.8%と都市的土地利用が多くなっていることがわかります。

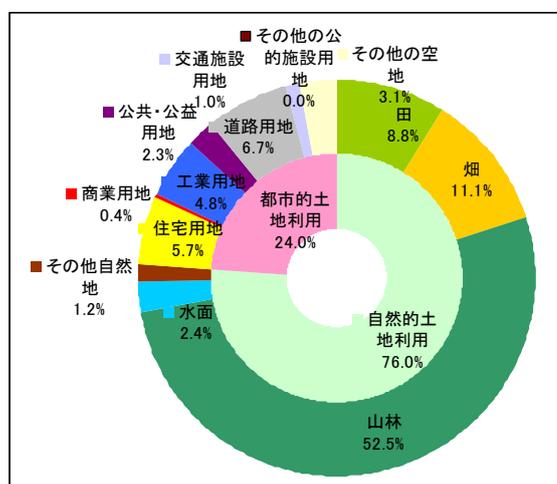
また、土地利用の内訳については、住宅が30.7%と最も多く、次いで道路が15.9%、山林が11.4%の順となっています。

一方、用途地域外の土地利用については自然的土地利用が約76.0%と大部分を占めています。

■用途地域内の土地利用構成比



■用途地域外の土地利用構成比



③ 自然環境と景観

本市は、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれており、海岸部の吹上浜県立自然公園ほか、県指定の天然記念物に指定されている仙人岩の植物群落キクシノブ・ヤッコソウ自生地、環境省の自然環境保全基礎調査で優れた景観資源として挙げられている節理・岩脈の見られる岬（長崎鼻）、砂丘（吹上浜）など多くの資源があります



(6) 公共交通及び道路網

① 公共交通

本市にはJR九州鹿児島本線が通っており、市内にJR串木野駅、JR市来駅及びJR神村学園前駅の3駅が設置されています。

平成23年度、鉄道（JR）の乗降客数は、3駅全体で1,684,227人/年ですが、JR串木野駅で724,688人/年、JR市来駅で327,064人/年となっており、年々減少していることがうかがえます。

一方、JR神村学園前駅については、開業時より年々乗降客が増加しています。

■鉄道乗降客数の推移（JR串木野駅、JR市来駅、JR神村学園前駅）

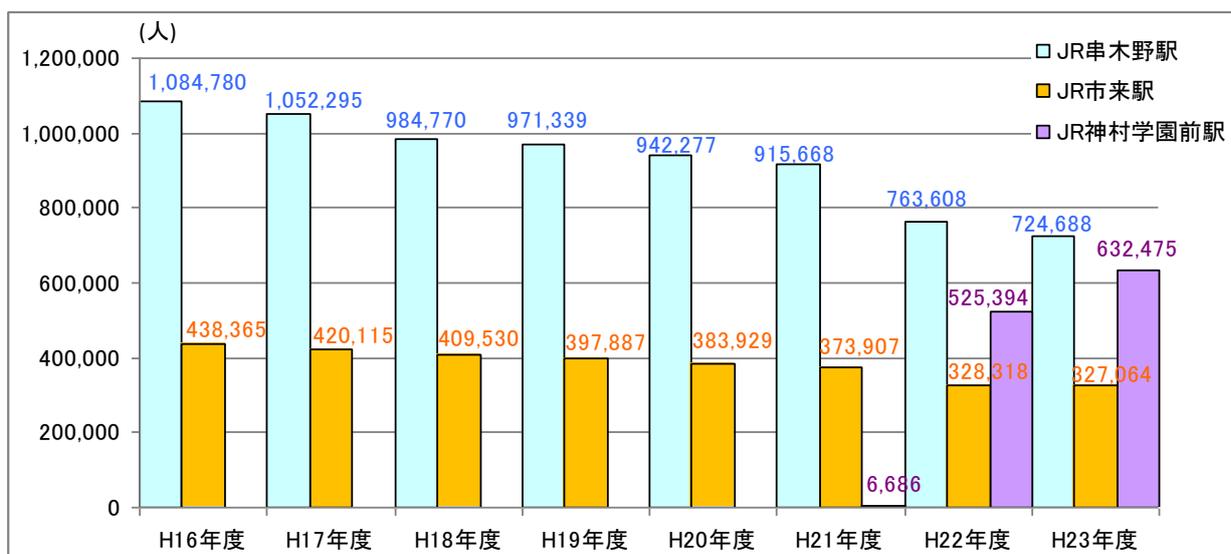
単位：人

区分	JR串木野駅	JR市来駅	JR神村学園前駅	合計
H16年度	1,084,780	438,365	—	1,523,145
H17年度	1,052,295	420,115	—	1,472,410
H18年度	984,770	409,530	—	1,394,300
H19年度	971,339	397,887	—	1,369,226
H20年度	942,277	383,929	—	1,326,206
H21年度	915,668	373,907	6,686	1,296,261
H22年度	763,608	328,318	525,394	1,617,320
H23年度	724,688	327,064	632,475	1,684,227
H23-H16	-360,092	-111,301	632,475	161,082
対H16比	-33.19%	-25.39%	—	10.58%

資料：いちき串木野市統計書（九州旅客鉄道㈱鹿児島支社）

注）JR神村学園前駅のデータは平成21年度より公表

■鉄道乗降客数の推移（JR串木野駅、JR市来駅、JR神村学園前駅）

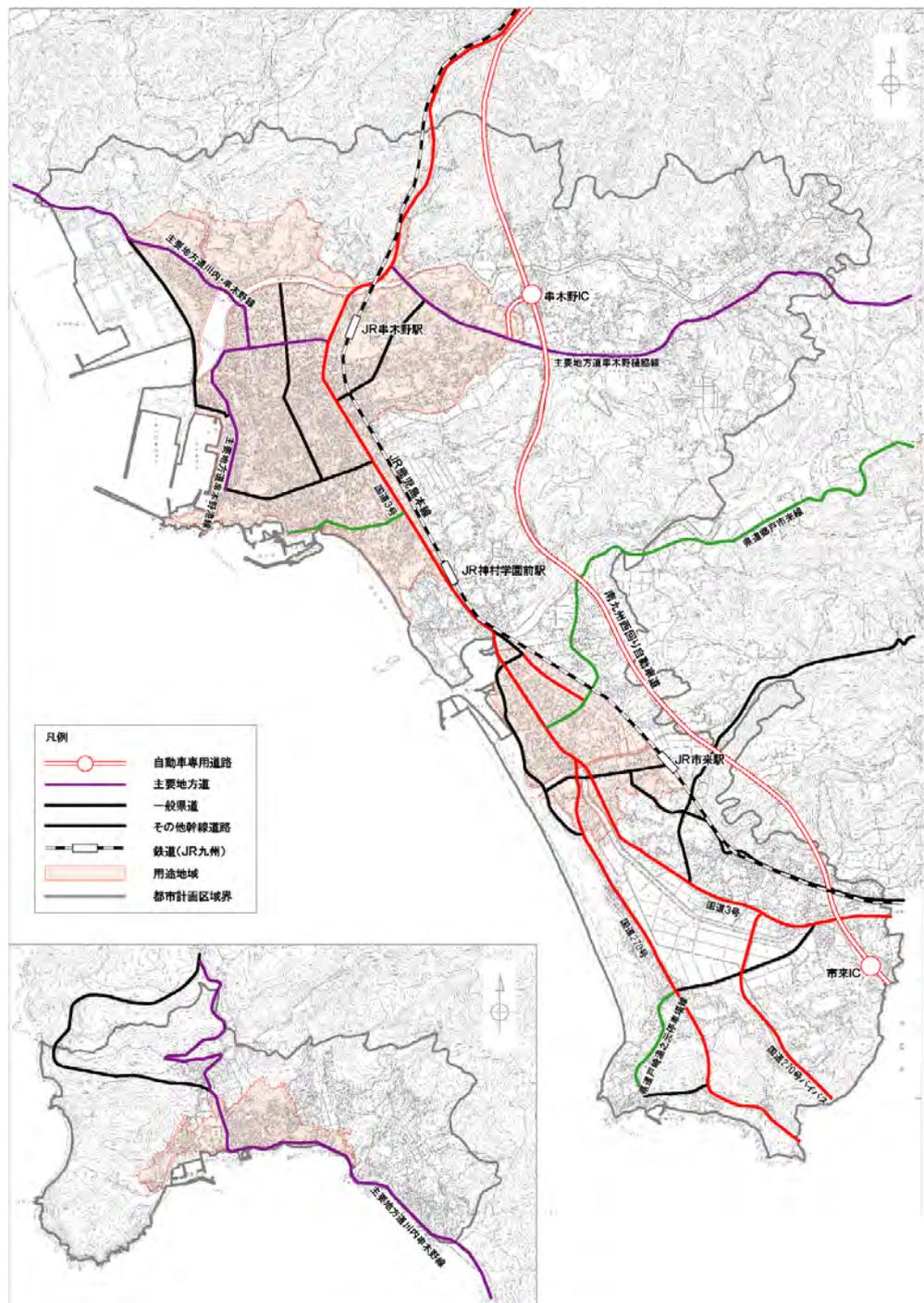


② 道路網

本市の主要幹線道路として南北方向に南九州西回り自動車道と国道3号が通り、本市の骨格を形成しているほか、広域的な人や物の流動を担っています。

その他、東西方向には主要地方道川内串木野線、主要地方道串木野樋脇線などを中心として道路網が構成されており、近隣自治体と本市を繋ぐアクセス道路として多くの人が利用しています。

■ 主要な道路網図



(7) 都市計画の状況

① 都市計画区域等の指定状況

本市には、串木野都市計画区域（面積2,982ha）が指定されています。当該都市計画区域は、市街化区域・市街化調整区域の線引きを行わず、用途地域のみ指定されている、いわゆる「非線引き都市計画区域」となっています。

市域に都市計画区域が占める割合は、面積割合では約26.6%ですが、人口割合では約91.7%と都市計画区域内における割合が高いことがうかがえます。

■ 都市計画区域の指定状況

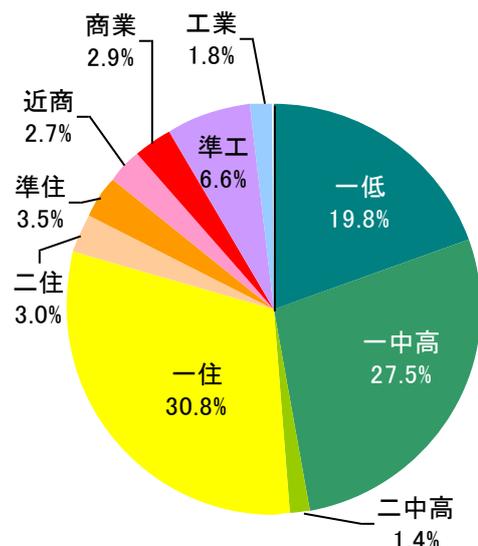
区分	都市計画区域			行政区域	都市計画区域/行政区域	
	用途地域内区域	用途地域外区域	合計			
平成7年	面積(ha)	724.0	2,258.0	2,982.0	11,202.0	26.6%
	人口(人)	24,354	10,196	34,550	35,534	97.2%
	人口密度(人/ha)	33.6	4.5	11.6	3.2	—
平成12年	面積(ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	11,202.0	26.6%
	人口(人)	23,482	9,921	33,403	34,266	97.5%
	人口密度(人/ha)	32.6	4.4	11.2	3.1	—
平成17年	面積(ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	11,204.0	26.6%
	人口(人)	21,832	8,300	30,132	32,993	91.3%
	人口密度(人/ha)	30.3	3.7	10.1	2.9	—
平成22年	面積(ha)	721.0	2,261.0	2,982.0	11,204.0	26.6%
	人口(人)	20,827	7,744	28,571	31,144	91.7%
	人口密度(人/ha)	28.9	3.4	9.6	2.8	—

資料：都市計画基礎調査

② 用途地域の指定状況

用途地域の指定状況を見ると、本市には10種類の用途地域が指定されています。内訳をみると、住居系用途地域では第一種住居地域が222.0ha(30.8%)と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域が198.0ha(27.5%)、第一種低層住居専用地域が143.0ha(19.8%)と住居系用途地域が86.0%を占めています。次いで、工業系用途地域が8.4%を占めています。

■ 用途地域の指定状況



資料：鹿児島県の都市計画
(平成22年3月現在)

※一低：第一種低層住居専用地域，一中高：第一種中高層住居専用地域，二中高：第二種中高層住居専用地域，一住：第一種住居地域，二住：第二種住居地域，準住：準住居地域，近商：近隣商業地域，商業：商業地域，準工：準工業地域，工業：工業地域

③ 都市計画道路の整備状況

本市には、計画決定された都市計画道路39路線があり、全路線の整備率は60.5%となっています。多くは改良済み、又は一部改良済みとなっていますが、都市計画道路平江線など全区間で事業化されていない路線が5路線あります。

④ 都市計画公園の整備状況

本市の都市計画公園は16箇所が計画決定されており、このほか墓園が1箇所あります。計画決定されている公園は、全て開設済みとなっていますが、一人当たりの都市公園面積は、8.01㎡（墓園を含む）で都市公園法施行令に示される一人当たり標準面積の10㎡にやや満たない状況となっています。

⑤ その他都市施設の整備状況

1) 公共下水道・都市下水路

公共下水道については、406ha が計画決定されており事業計画面積は 340ha で、このうち 317ha が供用されています。また、都市下水路については、142ha の排水区域全てが整備済みです。

■公共下水道・都市下水路

事業名称	事業期間	決定面積	事業計画面積	供用面積	整備率(%)
公共下水道	S61～	406 ha	340 ha	317 ha	93.2
都市下水路	S49～S62	—	142 ha	142 ha	100.0

資料：平成 24 年度都市計画現況調査

2-2. 社会潮流

(1) 人口減少・高齢化の進展

我が国は、今後もさらに人口の減少、少子高齢化が進むものと予想されます。今後とも健全な都市経営を行っていくためには、定住人口を確保し、快適な住環境の形成に取り組む一方で、人にやさしいまちづくりなど、高齢者にも安心して日常生活を営める環境を創出していく必要があります。

(2) 持続可能な循環型社会への対応

我が国では、経済の発展に伴い環境に大きな影響を与えてきました。また、化石燃料の消費増大で、地球規模での環境問題が深刻化しています。

このような中、環境にやさしい暮らし方を考える人々も増加しています。

今後は、再生可能エネルギーの活用や公共交通の積極的な利用促進など、市民等・事業者・行政が一体となって環境への負荷を低減し、安心・安全な生活が営める持続可能な社会を構築していくことが重要です。

(3) 安心・安全な社会の構築

東日本大震災では、命の重みや助け合いの意義、そして防災対策の重要性を再認識したところです。

また、地震災害のみならず、台風や局地的な豪雨による浸水被害や土砂災害から人命や財産を守ることが早急な課題となっています。

今後は、建物の耐震化や不燃化、避難地の整備など、減災に取り組むとともにすべての人が安心・安全に暮らすことのできる都市環境の構築が必要です。

(4) 市町村合併の進展

地方では、平成の市町村合併により行政が広域化しています。

今後は、市民等の主体的な参画を得ながら、市町村区域より詳細なレベルできめ細かな地域経営のあり方を考える必要があります。

(5) 財政状況の悪化

地方公共団体は、財政状況が大幅に悪化しています。

今後の行政は、これまでに整備してきた都市基盤の長寿命化を図る一方、まちづくりへの市民参画を促進するなど、官民が連携して都市経営コストの効率化を進めていく必要があります。

(6) 価値観、ライフスタイル等の多様化

近年、人々の価値観は「物質的な豊かさ」よりも、「心の豊かさ」を重視する方向へと変化しています。一方、価値観が多様化する社会にあっては、効率的なまちづくりを進めるだけでなく、市民ニーズを的確に捉え、自然環境や景観などに配慮した、ゆとりや潤いを感じられる魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

(7) 総括

今後の市町村は、少子高齢化が進み人口減少に拍車がかかる中、いかに自治体運営を行っていくかが鍵となります。ここでは、社会潮流を整理することで、今後のまちづくりのヒントに繋がることを目的に6つの項目で現状と課題を整理しました。

上記の内容を踏まえ、まちづくりの課題に結びつけていくものとします。

第3章 上位・関連計画等の整理

3-1. いちき串木野市第一次総合計画

いちき串木野市総合計画は、市のまちづくりの長期的な方向性や行政運営などの指針を定めたもので、市政運営の最上位となる計画です。

いちき串木野市第一次総合計画では、基本理念を「ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」と定め、市民自身の手による地域づくりの推進と、これに市が協力・連携しそれぞれの地域が持つ潜在的な力を高めていくこととしています。

また、施策の大綱においては、まちづくりに直接関係する基本方針「利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』」の中において、市街地の無秩序な開発による拡大の抑制や公共交通機関の充実、環境に十分配慮した美しいまちづくりを図るなどが示されています。

3-2. 串木野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

串木野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、串木野都市計画区域を対象に、鹿児島県が広域的見地から、区域区分の有無、土地利用に関する基本的な方針、都市施設の整備方針等を定めたものです。

この中では、基本理念を「豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市」と掲げ、今後の都市づくりについて、区域内の均衡のとれた都市基盤の整備を進めるとともに、広域交通体系や、恵まれた自然、歴史などの地域の特性を最大限に活用し、産業の振興や定住人口の確保等、活気のあるまち、安心して住めるゆとりある都市を目指すこととしています。

なお、区域区分については将来的な土地需要等の観点から、現在の市街地での対応が十分に可能であると判断され、区域区分を定めないこととしています。

3-3. いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市環境基本計画は、平成19年3月に制定された「いちき串木野市環境基本条例」に基づく計画で、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

この計画では、豊かな自然環境の保全とふれあいの推進、環境負荷の少ない環境にやさしい暮らしの実践、自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保などの目標が掲げられています。

3-4. 神村学園前駅周辺まちづくり計画

神村学園前駅周辺まちづくり計画は、平成 22 年 3 月に開業した JR 鹿児島本線の JR 神村学園前駅周辺の開発促進と都市機能の強化による利便性の高いまちづくりを進めるため、JR 神村学園前駅を中心とした地区の将来像と整備方針を定めた計画です。

この中では、JR 神村学園前駅周辺において開発促進区域を設定しており、民間活力を活かした人口規模約 1,100 人の住居系土地利用が計画されています。

第4章 市民意向

4-1. 調査概要

本調査は、「都市計画マスタープラン」策定にあたり、市民が日頃まちづくりについて感じていることや、まちづくりのあり方に関する意見を聞くために、市民意向調査を行いました。

●調査方法

①市民アンケート（一般）

本調査は20歳以上の市民約2000人を無作為に抽出し実施しました。

②市民アンケート（中学生）

いちき串木野市の中学2年生（272人）を対象に実施しました。

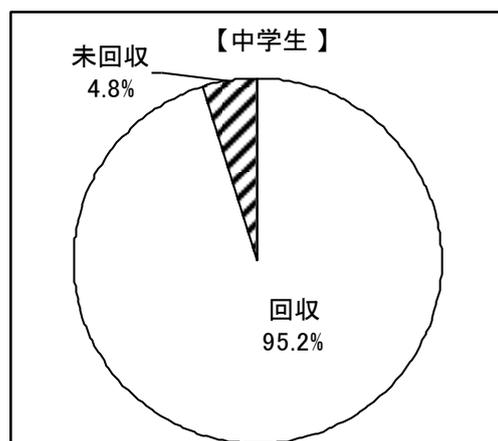
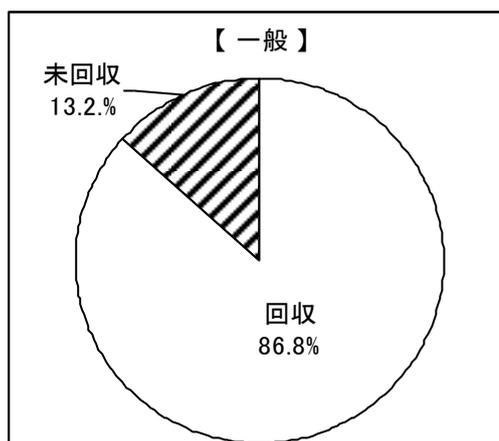
●調査期間

いちき串木野市民意向調査は下記の期間で実施しました。

平成24年7月5日～平成24年8月5日

●回収率

回収率	一般	86.8% = 回収 1,735通／配布 2,000通
	中学生	95.2% = 回収 259通／配布 272通

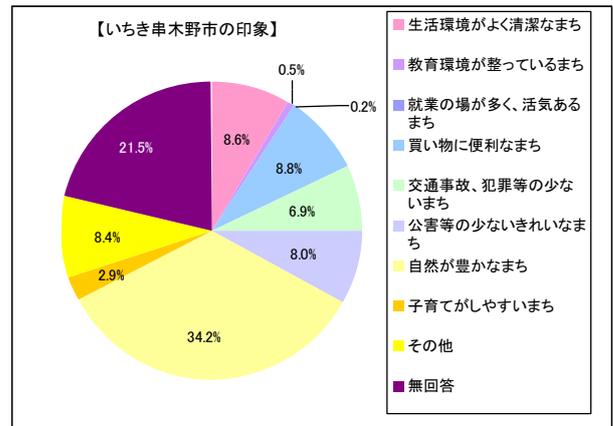


4-2. 市民アンケート結果

市民アンケート（一般）のうち、3つの項目について以下に整理します。

(1) いちき串木野市の印象

- 「いちき串木野市」のイメージについては、「自然が豊かなまち」が34.2%と最も多いです。

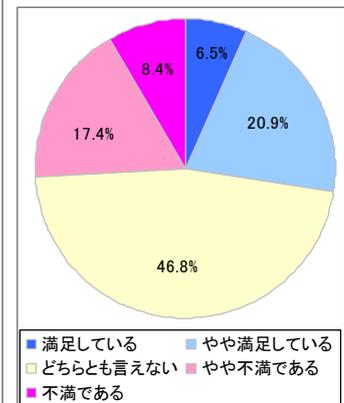
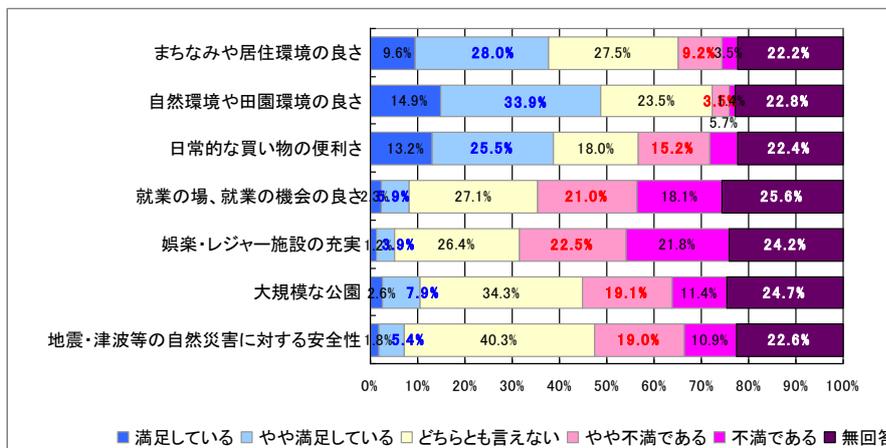


(2) 現状の満足度・今後の重要度

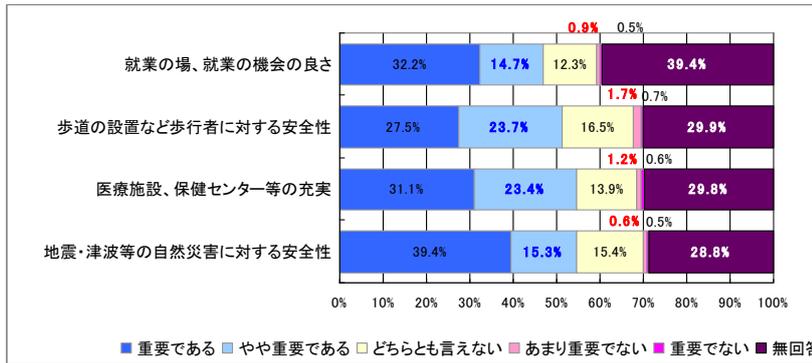
- 現状の満足度が高いのは「まちなみや居住環境の良さ」「自然環境や田園環境の良さ」「日常的な買い物の便利さ」などとなっています。
- 逆に満足度が低いのは「就業の場、就業の機会の良さ」「娯楽・レジャー施設の充実」「大規模な公園」などとなっています。
- 今後の重要度が高いのは「歩道の設置など歩行者に対する安全性」「医療施設、保健センター等の充実」「地震・津波等の自然災害に対する安全性」などとなっています。また、「就業の場、就業の機会の良さ」も重要度が高い状況にあります。
- 満足度が低く、かつ今後の重要度が高いと考えられるのは、「就業の場、就業の機会の良さ」「地震・津波等の自然災害に対する安全性」となっています。

【現状の満足度】

以下に市民からの回答について概要を示します。

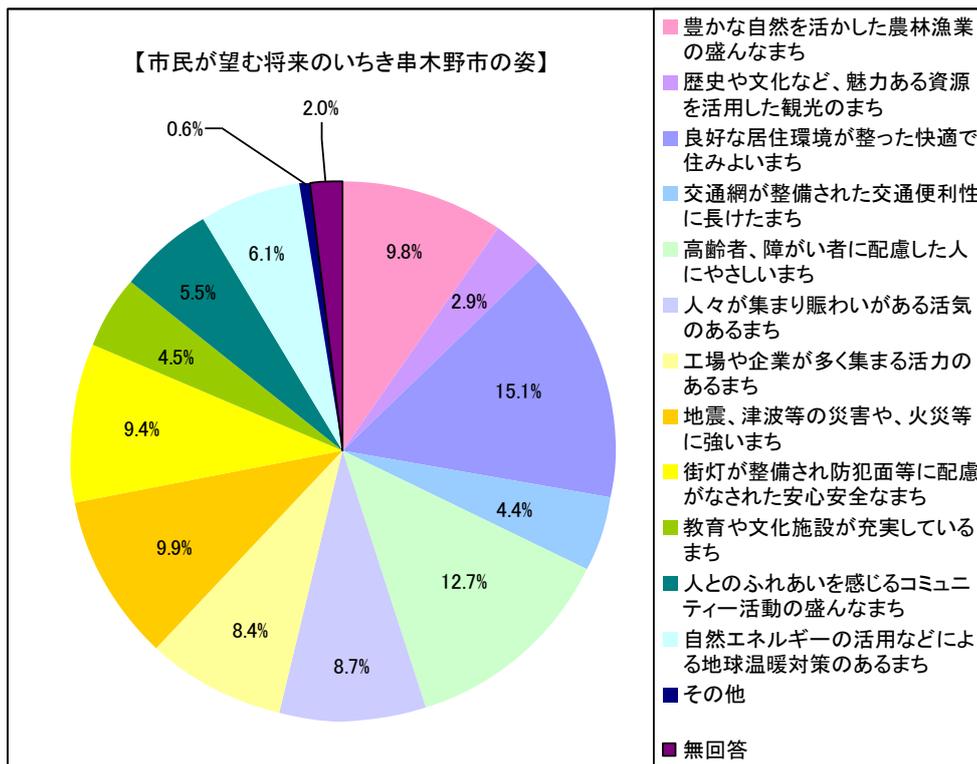


【今後の重要度】



(3) 市民が望む将来のいちき串木野市の姿

- 市民が望む将来のいちき串木野市の姿については、「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」「高齢者、障がい者に配慮した人にやさしいまち」「地震、津波等の災害や、火災等に強いまち」との回答が多いです。



4-3. 市民意向調査の結果について

主な意向としては、多くの市民が本市での定住を考えられています。イメージとしては「自然が豊かなまち」が多いようです。また、将来像については「良好な居住環境が整った快適で住みよいまち」や「人々が安心・安全に暮らせるまち」等が多いようです。この結果を踏まえ、今後のまちづくりの課題や施策の検討へと繋げていくものとします。

第5章 都市の問題点と課題の整理

5-1. まちづくりの主要課題

■人口減少と少子高齢化社会への対応

人口の減少、少子高齢化の進展により、都市活力の低下や後継者不足による農山漁村の衰退が危惧されます。また、高齢者に対する移動手段の確保や買物利便性の向上など、高齢者も安心して暮らせるまちづくりへの対応が必要となっています。

今後も続くと予想される人口減少・少子高齢化社会の中で、健全な都市経営を行っていくためには、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市核や拠点に必要な都市機能を集約させるなど、誰もが安心・安全に歩いて暮らせるコンパクトな都市構造のあり方を検討していく必要があります。

また、中山間地や市街地から離れた漁林集落等においては、コミュニティの維持や農地・山林の適正な維持管理手法の検討が必要です。

■産業活力の活性化

本市では、漁業や果樹・畜産を中心とした農林水産業や、食品加工業などの食関連産業を中心に産業振興を図っている他、近年では、臨海部の西薩中核工業団地等への企業誘致を進めています。

しかし、都市間競争、地域間競争の激化、経済のグローバル化の進行などにより、市内の企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、産業の停滞や雇用不安が懸念されます。

市民等の雇用の維持・創出や、産業活力の活性化に向けて、これまで育ててきた産業のより一層の振興を図るとともに、産業の基盤となる道路、港湾等の交通体系の充実を図る必要があります。

また、従来の産業のさらなる高付加価値化を図るため、農林水産業と一体となった6次産業化や、観光面への活用を進めることも必要です。

■都市の一体性の確保と個性ある地域づくり

本市は、旧串木野市と旧市来町の合併によって誕生した都市であり、旧市町の中心市街地を中心とした、2極化の都市構造が形成されています。

今後は「いちき串木野市」としての発展を支えていくため、既存の道路及び公共交通のネットワークを活用しながら2つの地域相互の連携を強化していくことで、都市としての一体性を確保することが必要です。

一方、それぞれの地域がこれまで培ってきた歴史・文化や自然環境を活かしながら、個性あるまちづくりを進めていくことも重要と考えます。

■恵まれた自然環境や景観の活用

我が国では、これまで、経済の発展や利便性の向上を求めてきた中で、自然環境や古くからの街並みなどの個性ある都市景観が失われてきました。

しかし、時代は大量生産・大量消費型の社会構造から、地球規模での環境問題の深刻化等によって循環型社会へと変化しつつあります。

また、経済の急速な成長・拡大の時代から成熟社会へと本格的に移行しつつある中、人々の価値観も「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へと転換しています。

この様な中、本市に目を向けると、変化に富んだ海岸線や山・河川等の豊かな自然環境に恵まれているほか、市来貝塚をはじめ、徐福伝説や日本の黎明期における薩摩藩英国留学生渡欧の地など歴史資源も数多く残されており、これらの資源の利活用の手法等が課題とも思われます。

また、自然環境の豊かさに満足している市民等も多く、自然環境の保全と活用が重要と思われれます。そこで、今後のまちづくりにおいては、自然環境が生活環境にうまく活かされ、それが本市の魅力や個性となるような質の高い生活空間の整備を図っていく必要があると考えます。

■自然災害等に対する備え

本市は、有感地震の発生が少ない地域ですが、全国的には阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとして、マグニチュード7を超える規模の大きな地震が相次いで発生しています。

また、近年では予想を超える風水害も発生しており、今後ますます自然災害に備える体制づくりが重要となっています。

こうした自然災害のリスクに対応するため、密集市街地の改善、建物の耐震化・不燃化、避難地・避難路の整備、治山・治水対策など、安心・安全なまちづくりを進める必要があります。

また、本市は全域が川内原子力発電所から半径 30 km圏内に含まれることから、先の東日本大震災での教訓等を活かした備えも必要です。

■市民等との協働によるまちづくり

前述のように、人口減少、少子高齢化が進む中、行政がこれまでのように高いサービス水準を維持しながら都市経営を行うことが困難となっています。

また、多様化・複雑化する市民ニーズをはじめ、環境、防犯、防災など地域に密着した課題に対応していくためには、市民等の役割と責任のもと、地域での自主的な取り組みが欠かせません。

今後は、さまざまな地域課題に対して、地域のまちづくり協議会、自治公民館、各種団体、NPO、企業等が主体となり共生・協働して、まちづくりの担い手になり活動することが期待されます。そこで、このような活動に対して必要な人材育成、活動の場、情報の提供などの支援を進めていくことが必要となってきました。

5-2. 分野別の課題

(1) 土地利用

- ・本市は JR 串木野駅、JR 市来駅を中心に市街地が形成されており、JR 神村学園前駅周辺においても新たな市街地が形成されつつあるなど、国道 3 号を中心に低密度な市街地が広がる傾向がみられます。
- ・串木野 IC に隣接する麓地区においては、土地区画整理事業が進み、交通利便性に優れた地区として新たな宅地需要に応じています。
- ・今後は、既存市街地の活力や魅力低下に至らないように公的施設の集約化を図るとともに計画的な土地利用を進め、無秩序な市街地の進展を防ぐことが必要です。
- ・秩序ある土地利用を促していくために、各市街地の位置付けを明確にするとともに、用途地域の変更など計画的な土地利用を図り、都市機能の集約化や市街地内の高密度化を進めることで、メリハリのある都市づくりが可能となります。そのためには、都市計画法を活用するとともに、農振法や森林法などの法規制との整合を図りながら運用していく必要があります。
- ・農林漁業に関わる土地利用では、後継者の育成や観光産業との連携、6 次産業化の検討など、第 1 次産業の活性化を促す取り組みが求められます。
- ・工業に関しては既存の工業団地における継続的な企業誘致を進めるとともに、企業ニーズに応えた新たな土地利用の検討が必要です。
- ・商業に関しては大型商業施設と商店街が共存できるよう快適な歩行者ネットワークの充実などによる本市の商業活性化に資する商業地の形成を図る必要があります。

〈市民意向調査〉

- ・市民意向調査では、今後の居住環境等への取り組みについては、「住宅地の住環境の改善」や「高齢者、障がい者に配慮した住宅地の形成」が多くあげられています。
- ・商業の振興については「商業地の活性化や再開発」、工業の振興については「市街地周辺への企業誘致の推進」などが多くあげられています。

(2) 交通

- ・本市の道路交通体系は、南九州西回り自動車道及び主要幹線道路である国道 3 号が南北方向に縦断しており、広域的な移動ルートは確保されています。今後は、通過交通の市街地内への流入抑制や、国道 3 号の混雑解消を目的としたバイパスの整備が必要です。
- ・長期間未整備となっている都市計画道路については、昨今の財政状況を踏まえ、必要性、優先性等を考慮し見直しを図る必要があります。
- ・生活道路については、歩行者の安全性のほか、災害時の安全性なども考慮して、狭隘区間の解消等を図る必要があります。
- ・子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮して、歩道の設置等、歩きやすく安全な歩行者空間を形成する必要があります。

- ・ 日常生活の貴重な交通機関である鉄道については、JR3 駅の交通結節点としての機能強化や、バリアフリー化など利便性の一層の向上に向けた整備を推進していく必要があります。
- ・ 鉄道以外の公共交通については、現在、コミュニティバス（いわさきバスネットワーク）のほか、市が運行する「いきいきバス」や「いきいきタクシー」などがあります。
- ・ 今後とも公共交通を取り巻く環境は厳しくなると予想されますが、高齢者などの重要な移動手段として、維持に努めていく必要があります。

〈市民意向調査〉

- ・ 市民意向調査では、「歩道の設置など歩行者に対する安全性」などに対して重要度が高くなっています。
- ・ 市民が望む将来のいちき串木野市の姿については「高齢者、障がい者に配慮した人にやさしいまち」が上位にあげられています。

（３）都市環境

- ・ 本市には、緑豊かな山林や、長崎鼻からの海浜部には吹上浜県立自然公園など貴重な自然環境が存在しています。これらの自然環境や市街地の緑については、本市の誇りであり、快適な都市生活を営む上で貴重な景観となっていることから、その保全に積極的に努めていく必要があります。
- ・ 良好な生活環境を維持していくため、生活排水やごみ処理対策などにより、環境負荷の軽減に努めるなど、環境との共生を図る必要があります。また、公共下水道計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の整備など総合的な生活排水処理対策を検討する必要があります。
- ・ 都市計画公園の整備率は 100% ですが、市街地内では身近な公園の不足がみられるため、未利用地の活用などを含めた身近な公園整備について検討する必要があります。

〈市民意向調査〉

- ・ 市民意向調査では、「まちなみや居住環境の良さ」「自然環境や田園環境の良さ」に関する満足度が高くなっています。
- ・ 公園等のスポーツ・レクリエーション施設の整備や取り組みについては、「既存公園の再整備や改善（緑化や遊具の改修や改善）」が上位にあげられています。

(4) 都市防災

- ・本市は、山地が多く、西側は海に面しています。また、五反田川流域の一部では軟弱なシラス層が分布するなど、風水害が発生しやすい地形・地質条件となっています。また、近年、東日本大震災などの大きな地震が相次いで発生しており、自然災害に対する備えが重要です。
- ・全市的な地震対策や津波対策をはじめ、急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた区域や土石流危険渓流の流域では、無秩序な市街化や宅地開発の抑制、その他、建物の耐震化・不燃化、避難地、避難路の整備など、安全な市街地を形成することが急務となっています。
- ・市街地には、30年以上を経過した建物が多く存在しており、震災や火災に対する安全性の確保が必要です。これまで、土地区画整理事業など市街地整備を行ってきましたが、今後もより安全性の高い市街地を形成するため、木造住宅や狭隘な道路の多い地区を中心に、避難地となる公園や避難路等の整備、住宅地の緑化等、市街地の防災機能の向上に努める必要があります。

〈市民意向調査〉

- ・市民が望む将来のいちき串木野市の姿については「地震、津波等の災害や、火災等に強いまち」が上位にあげられています。
- ・防災の取り組みについては、「身近な避難場所の整備や食料等の備蓄倉庫の整備、避難経路の確保と周知」が多くあげられています。
- ・公園等のスポーツ・レクリエーション施設の整備や取り組みについては、「災害時に避難場所となる公園の整備」が最も多くなっています。

5-3. 現況を踏まえて

これまで、1章から5章までで整理を行ってきた内容を踏まえ、以下に「いちき串木野市における現況の概要」を用いて本市の現況について総括するとともに、「まちづくりの主要課題」に繋げていくものとします。

いちき串木野市における現況の概要とまちづくりの主要課題について

これまでのいちき串木野市

- 平成 17 年（2005 年）10 月に旧串木野市と旧市来町の合併により誕生
- 近代日本の礎を築いた薩摩藩英国留学生渡欧の地や、海上輸送における物資等の集散の中心地として栄えてきた歴史的背景がある
- まぐろ漁業に代表される水産業のまちとして知られている
- 西薩中核工業団地が整備され、国際的な交易・流通の拠点として発展を目指している

現況

- 少子高齢化が進行し、農林漁業に就業する人が少なくなっています**
 - ・平成 22 年における人口総数は 31,144 人、合併以前から減少傾向で少子高齢化が進行
 - ・平成 2 年から平成 22 年にかけて、第 1 次産業、第 2 次産業の就業人口の減少
- 「食のまち いちき串木野」として発展が期待されています**
 - ・西薩中核工業団地が整備されているが、製造品出荷額等は減少傾向
 - ・年間商品販売額に大きな変動はないが、事業所数はやや減少
 - ・まぐろなど豊富な特産品を広く活用した「食のまち いちき串木野」として地域活性化を推進
- 優れた自然環境、自然景観が多く存在します**
 - ・海岸部の吹上浜県立自然公園など、優れた自然環境が多く存在
 - ・市域の約 7 割が森林で、自然的土地利用の多い都市
- JR 鹿児島本線や国道 3 号などが都市の骨格として機能しています**
 - ・串木野駅、市来駅及び神村学園前駅の 3 駅が設置され、このうち串木野駅と市来駅では乗降客数が年々減少傾向にあるのに対し、神村学園前駅は、開業時より年々増加
 - ・主要幹線道路として南北方向に南九州西回り自動車道と国道 3 号、東西方向に主要地方道川内串木野線、主要地方道串木野樋脇線が通り都市の骨格を形成
- 非線引き都市計画区域で 3 つの市街地に用途地域が指定されています**
 - ・都市計画区域の面積は 2,982ha で、そのうち用途地域は 721.0ha（24.2%）
 - ・線引きを行わず用途地域の指定を行っている（非線引き都市計画区域）
- 都市計画道路は 60%以上が整備済みであるが、一部に長期未着手路線があります**
 - ・都市計画道路は 39 路線あり整備率は 60.5%、未整備区間の一部は長期未着手路線
- 一人当たりの公園面積は標準面積よりも少なくなっています**
 - ・計画決定されている公園は全て開設済み
 - ・一人当たりの都市公園面積は 8.01 m²（墓園を含む）で、一人当たり標準面積（10 m²）未満
- 未整備の公共下水道区域もみられます**
 - ・公共下水道の事業計画面積は 340ha であり 317ha が供用開始（整備率 93.2%）

まちづくりの課題

【土地利用】

- ・都市核や拠点に必要な都市機能の集約など、計画的な土地利用と無秩序な市街地の抑制
- ・用途地域等、各種法規制の運用による秩序ある土地利用の促進
- ・第 1 次産業の活性化の促進（農地保全と後継者育成及び観光産業との連携による 6 次産業の検討など）
- ・既存工業団地における継続的な企業誘致の推進と、企業ニーズに応えた新たな土地利用の検討
- ・大型商業施設と商店街が共存可能な商業の活性化に資する商業地の形成

【交通】

- ・通過交通の市街地内への流入抑制や国道 3 号の混雑解消
- ・長期間未整備となっている都市計画道路の見直し
- ・災害時の安全性なども考慮した生活道路の整備
- ・交通弱者に配慮した安全な歩行者空間の形成
- ・JR3 駅の交通結節点としての機能強化やバリアフリー化の促進
- ・コミュニティバス等の維持

【都市環境】

- ・吹上浜県立自然公園など貴重な自然環境の保全
- ・生活排水処理施設等の整備等による衛生的で快適な生活環境の形成
- ・身近な公園の整備と既存施設の時代に合った維持管理手法の検討

【都市防災】

- ・自然災害等に対する備えが重要
- ・無秩序な市街化や宅地開発の抑制、建物の耐震化・不燃化など、安全な市街地の形成
- ・避難地となる公園や避難路等の配置、住宅地の緑化等、市街地の防災機能の向上

まちづくりの主要課題

- 人口減少と少子高齢化社会への対応
- 産業の活性化
- 都市の一体性の確保と個性ある地域づくり
- 恵まれた自然環境や景観の活用
- 自然災害等に対する備え
- 市民との協働によるまちづくり

第6章 都市の将来像

6-1. まちづくりの基本理念

本市は、平成17年（2005年）10月の旧串木野市と旧市来町の合併以降、市民等と行政が一体となってまちづくりに取り組んできました。

合併以前より、豊かな山や海の恵みを活かしながら発展し、歴史や文化などの面においても固有の地域資源を有しています。市街地は、南北に延びる国道3号及びJR鹿児島本線に沿って形成されており、臨海部には西薩中核工業団地が整備されているほか、南九州西回り自動車道の整備による地域の開発も進められるなど、今後の発展が期待されています。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の到来、都市間競争、地域間競争の激化、経済のグローバル化の進行などによる経済の低迷や厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。今後は、こうした現状への対応や地域の付加価値を高めるために、市民ニーズを活かした市民等が主役のまちづくりを進めていく必要があります。

いちき串木野市第一次総合計画では、基本理念を『ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』と定め、市民等自身の手による地域づくりの実践と行政が協力・連携し、それぞれの地域が持つポテンシャル（潜在的な力）を高めていくことで、自立した本市の創造を目指すこととしています。また、本市が持つ歴史的背景を重視するとともに、これまでの取り組みに根ざしたまちづくりを展開していくために、将来都市像を「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」と掲げています。

そこで、「いちき串木野市都市計画マスタープラン」では、総合計画に示された基本理念及び将来都市像との整合を図り、都市計画の分野からまちづくりを支え「将来都市像」の実現を目指していくものとします。

基本理念

『ひとが輝く・地域が輝く
～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』

〈将来都市像〉

『ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち』

6-2. まちづくりの目標

(1) 目標とする都市構造

① 都市構造のイメージ

本市には、旧市町でそれぞれ中心となった市街地が形成されています。また、串木野地域には中心市街地と離れた羽島地区に市街地が形成されており、3つの拠点を持つ都市構造が形成されています。

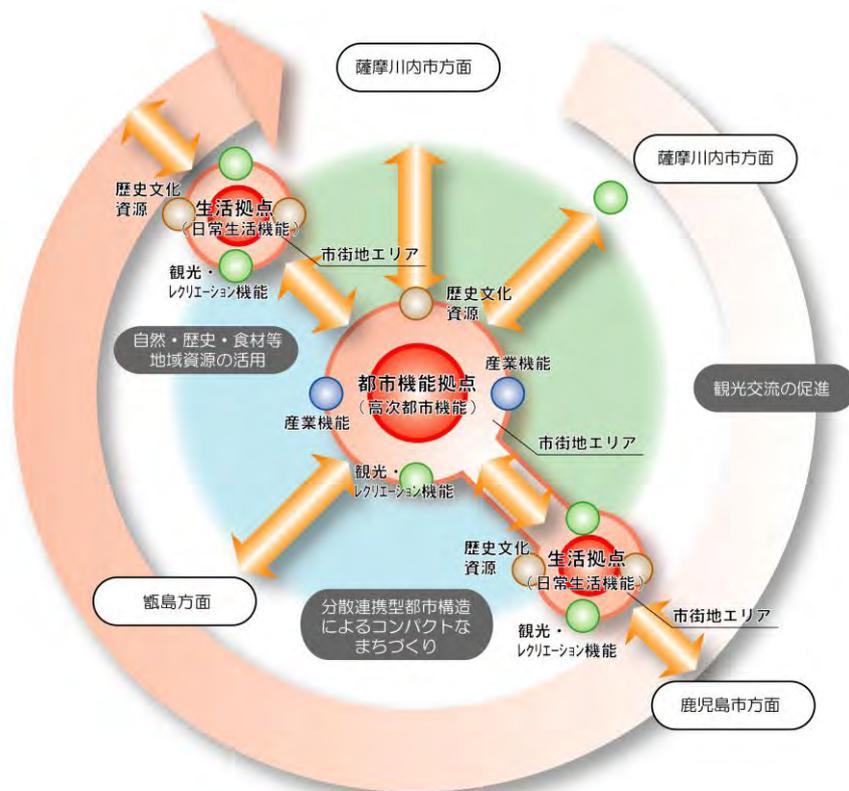
本市ではこのような都市の特徴を活かしながら、分散する各地域が交通軸等によって有機的に交流、連携することができるコンパクトな都市構造を目指すものとします。

具体的には、各地域が日常生活レベルにおいて過度な移動手段を用いることなく健康的で自立した生活が営めるように、各地域の中心市街地には商業、医療、教育施設等の都市機能を配置誘導するとともに、未利用地や既存の都市基盤を極力活用することで市街地の拡大を抑制していくものとします。

また、各地域の伝統食材や歴史、レクリエーション施設などの地域資源を活用しながら地域ブランドの拡充に努め、地域が連携した都市の創造を図ります。

さらに、広域的には新幹線駅がある薩摩川内市や鹿児島市をはじめ、その他県内他都市との連携を図りながら、県内外からの観光交流が円滑に行える観光ネットワークの形成を目指します。

■分散する地域が連携する都市構造のイメージ



② 将来都市構造

将来都市構造は、主な土地利用や交通体系等を基本として都市のかたちを概略的に表したものです。

本市では、人口減少社会や高齢化等の社会情勢の変化に対応しつつ、各地域の特性や個性を活かした計画的なまちづくりを進めていくものとし、都市機能の拠点や交通軸の位置付けなど、土地利用ゾーニングを行うことで都市構造の明確化を図ります。

拠点については、都市機能が集積する JR 串木野駅周辺を都市機能拠点、一定の生活利便施設がみられる JR 市来駅周辺並びに、羽島地区の主要地方道川内串木野線周辺を生活拠点に位置づけ、これらの3極を中心としたコンパクトな都市構造を形成していきます。

また、これらの拠点のほかに産業拠点や観光レクリエーション拠点を配置し、JR 鹿児島本線及び国道3号、主要地方道川内串木野線などの交通軸によって有機的に結ばれた都市構造の形成を図ります。

土地利用については、市民等の都市生活を支えている既成市街地を中心に、麓地区周辺、JR 神村学園前駅周辺を含めたエリアを都市形成ゾーンとして配置し、快適な居住環境や都市機能が整った土地利用形成に努めます。その他、西薩中核工業団地、大規模工業施設が立地するエリアを産業ゾーン、農地を主体としながら集落等が低密度に混在するエリアを農住調和ゾーン、緑豊かな森林が広がるエリアを自然環境ゾーン、海岸一帯のエリアを海洋活力ゾーンと位置づけ、それぞれの地域特性を活かした魅力ある土地利用形成に努めます。

■ 拠点

都市機能拠点	・ JR 串木野駅の交通機能を活かし、行政、交通、医療、文化等の拠点施設が整備され、商業・業務等の都市機能が集積する賑いのある地域
生活拠点	・ 都市機能拠点を補完し、日常生活に必要なサービス機能が集積する地域
産業拠点	・ 西薩中核工業団地を中心に串木野新港、串木野漁港外港、串木野漁港など、本市を支える産業が集積する地域
歴史文化拠点	・ 「薩摩藩英国留学生渡欧の地周辺」「湊町地区周辺」など本市の主要な歴史文化を伝える地域
観光レクリエーション拠点	・ 市民等のスポーツ活動やレクリエーション活動の中心となっている「総合運動公園」、広域的に観光客を集める「長崎鼻公園」「照島海岸」など海洋性のレクリエーション地域 ・ 特産品の販売や地域の食材を使ったレストランなどが一体となった観光情報発信の拠点

■ 軸

広域交流軸	・ 薩摩川内市方面や鹿児島市方面、鹿児島空港方面へと広がる広域的な交流・連携を強化する軸
地域連携軸	・ 広域交流軸を補完するとともに地域を相互に連携する軸

■土地利用

都市形成ゾーン	・ 計画的な基盤整備により快適な居住環境が整い、行政機能や商業、業務、教育、医療などの都市機能が集積する都市の中心的地域
産業ゾーン	・ 「西薩中核工業団地」や「串木野漁港」など、広域的な交通網と連携し、本市を支える各種産業が集積する工業地
農住調和ゾーン	・ 市街地を取り囲み、農地を主体としながら集落や山林等が低密度に混在する農・住が調和する地域
自然環境ゾーン	・ 市街地を取り囲む緑の景観を形成し、人々の生活にゆとりと潤いをもたらす自然環境に優れた地域
海洋活力ゾーン	・ 美しい海岸線が保全されるとともに、漁業振興や企業立地、物流拠点基地化や観光振興に積極的に取り組む地域

■将来都市構造



(2) まちづくりのフレーム

① 将来人口の設定

本市の人口は減少しており、国勢調査では平成2年から平成22年の20年間で約5,600人減少しており、今後も減少するものと予測されます。

そこで、今後は企業誘致による雇用の確保をはじめ、面整備事業の推進による定住環境の向上等を図ることにより、人口減少の抑制を目指すものとし、中間年次である平成32年は、現在と同程度の概ね31,000人を見込みます。

しかし、平成32年以降については、開発人口等の増加を見込むものの人口減少は避けられないものと考え、平成42年は現在よりも約4,000人程度少ない27,000人を見込むものとし、

■将来人口の設定

区 分	実績 平成22年	中間年次 平成32年	目標年次 平成42年
推計人口	31,144人	約27,000人	約24,000人
開発人口	—	約3,800人	約2,700人
将来人口	—	約31,000人	約27,000人

注：実績は国勢調査

：開発人口は事業中の土地区画整理事業及び土地開発公社等による計画人口の合計

：推計人口は、各種コーホート推計及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果の平均値

② 区域区分の有無

本市では、人口が減少しており、その傾向は今後も続くと予想されます。また、商品販売額や製造品出荷額についても大きな増加はみられないことから、急激かつ無秩序な市街地の拡大の可能性は低いと考えます。

一方、市街地の周囲に広がる農地や山林等には、農業振興地域や保安林、自然公園などの土地利用規制があり、その良好な環境の保全は可能と考えます。

以上のことから、本市の都市計画区域には区域区分を定めないものとし、

(3) まちづくりの目標

総合計画に掲げられている基本理念『ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』及び将来都市像『ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち』の実現に向け、以下にまちづくりの目標を定めます。

【基本理念】

ひとが輝く・地域が輝く
～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～

【将来都市像】

ひとが輝き
文化の薫る
世界に拓かれたまち

豊かな自然と活力で、幸せあふれる“いちき串木野”

●目標1 共生・協働によるまちづくり

- 市民参画の促進、行政への参画機会の拡大
- 市民等、企業や各種団体、行政との協働によるまちづくり
- 市民等の積極的なコミュニティ活動の促進

●目標2 安心・安全に暮らせて、ゆとりある心が生まれるまちづくり

- 土地区画整理事業の推進、密集市街地の改善
- 低地部や危険斜面の周辺等における大規模宅地造成の抑制
- 建築物の不燃化・耐震化の促進
- 津波、高潮、土砂災害等から人々を守る防災上重要な施設整備の推進
- 避難路、避難場所、延焼遮断帯となる公共施設の整備
- 都市施設の長寿命化対策等の促進
- 歩道の設置や公共施設のバリアフリー化の推進

●目標3 人を育み・産業・自然・歴史文化など資源を活かし活力を生むまちづくり

- 自然環境、自然景観、歴史文化資源の保全
- 林業、農業を営む操業環境の維持保全
- 農林水産業の高度化・高付加価値化の推進、優良企業の誘致
- 産業や自然資源、歴史文化資源を活かした観光・交流活動の促進
- 「食の拠点エリア」の整備と「食のまち いちき串木野」の魅力発信

●目標4 便利で快適な生活環境の整ったコンパクトなまちづくり

- 適正な土地利用の規制誘導、無秩序な市街化の抑制
- 道路ネットワークの整備充実
- 公共交通機関の維持、充実・交通結節点の機能強化
- 公園の整備、市街地の緑化推進
- 良好な都市景観の保全・再生・活用
- 衛生的生活環境の形成

目標 1 共生・協働によるまちづくり

- ・まちは、人によって創られ、人によって発展します。新しいまちづくりを進めるためには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重しあいながら対等な立場で、共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要です。また、地方分権の進展や、市民ニーズも多様化しており、まちづくりの進め方も行政主導から市民等と行政の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。
- ・市民ニーズの多様化や地域の実情に応じた課題に対応するため、市民等と行政の相互理解に基づくパートナーシップの構築に努め、まちづくり情報の積極的な発信による情報の共有等により、市民参画を促進し、市民等や企業及び各種団体と行政との協働によるまちづくりを進めます。さらに、一人ひとりの声がまちづくりに活かされるように、計画等への参画機会を図ります。
- ・市民等の利便性を確保するとともに、各地域の個性や文化を守り育て、これを活用していく地域づくりを推進するために、公民館等を活用した市民等の積極的なコミュニティ活動を支援します。

目標 2 安心・安全に暮らせて、ゆとりある心が生まれるまちづくり

- ・本市は、海と山に囲まれた自然災害を受けやすい地形・地理的条件にあり、風水害、地震、津波など、自然災害に対する備えが重要となっています。このため、防災上重要な施設の整備を推進していくほか、土地区画整理事業の推進等により、密集した市街地の改善や建築物の不燃化・耐震化の促進、避難場所となる公園の整備等を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・今後のまちづくりは、自然災害等の被害をできるだけ少なくする「減災」の視点に立ち、「自助・共助・公助」による防災まちづくりの取り組みを市民等と行政の協働で行います。
- ・「防災ハザードマップ」等の配布による市民等への周知をはじめ、低地部や危険斜面の周辺等における宅地造成の抑制など、災害リスク情報を踏まえた適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・全国的に厳しい財政状況の中、様々な人が利用する道路や橋梁については、早期点検や補修など維持管理を適切に進めながら、これらの施設の長寿命化を図ります。
- ・人々が安全に移動できる交通環境や教育・文化、保健・福祉の環境が充実した生活空間を創造します。特に市民等全体の健康を考え、誰もが元気で安心して暮らせるまちづくりの取り組みを進めます。

目標3 人を育み・産業・自然・歴史文化など資源を活かし活力を生むまちづくり

- ・本市では、まぐろや果樹・畜産を中心とした農林水産業や食品加工業などの食関連産業を中心に産業振興が図られてきました。また、生物工学の研究など、新たな産業の基盤づくりも進められています。しかし、近年では、都市間競争、地域間競争が激化しているとともに、産業構造や消費者の需要の変化、後継者問題や経済のグローバル化などにより、本市の産業を取り巻く環境は厳しくなっており、改善策を設けることが必要です。
- ・異業種間や産学官の連携などによって農林水産業の高度化・高付加価値化の推進を図るとともに、6次産業化による観光面への活用を進めるなど、地域に密着した新たな産業の育成・誘致に努め産業の活性化を図ります。
- ・本市周辺の観光地とも連携を深め、「食の拠点エリア」を中心に「食のまち いちき串木野」を情報発信するなど多彩な誘客宣伝活動に努めます。
- ・農林業の生産基盤となる山林、農地の保全を図るとともに、本市が有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源を最大限に活かした観光・交流活動の促進を図ります。
- ・西薩中核工業団地等を中心に優良企業の誘致を図り地域雇用の創出に努めます。
- ・イベント、祭りはもとより、工業、農業や水産業を活用した参加型、体験型の観光客の誘致を進めるなど、様々なニーズに対応できる市としての体制づくりを進めます。

食の拠点エリアイメージ図



目標 4 便利で快適な生活環境の整ったコンパクトなまちづくり

- ・近年、全国的に環境負荷が少なく、自然環境と調和した環境にやさしいまちづくりが求められています。本市の都市構造を見ると、市街地は国道 3 号沿いに連たんしており比較的コンパクトに形成されています。また、市街地の周囲には緑豊かな山々や青々とした海が広がるなど、貴重な自然環境が多く残されており本市の資源として保全が必要です。
- ・都市の利点を活かすとともに、適正な土地利用の規制誘導によって無秩序な市街化を抑制し、公共交通機関の充実、交通結節点の機能強化などを図ることで、歩いて暮らせる高齢社会にも適応したコンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。
- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市構造から、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、ひと・もの・情報が循環し、地域のコミュニティを持続する都市環境の形成を目指すとともに、再生可能エネルギー等の活用に関する支援策や PR などの積極的な展開による環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ・バイパスの整備など通過交通が市街地に流入しにくい道路ネットワークの整備を進めるとともに、幹線道路における歩道の設置や既存公共施設のバリアフリー化や、生活圏における利便施設の整備誘導など、日常生活において市民等が快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・地域特性を活かした都市景観の形成に努めるとともに、歴史・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全・再生・活用を進めます。
- ・下水道整備等をはじめ、土地区画整理事業の推進や狭隘道路の改善並びに公園の整備や住宅地内の緑を増やす取り組み、その他本市固有の自然環境の保全と活用により、今後も市民等が住み続けたいと感じる快適なまちづくりを進めます。

第7章 全体構想

7-1. 土地利用

(1) 土地利用の基本的方向

- ・本市の土地利用は、人口が集中する市街地、農地と集落が混在する田園地、緑豊かな山林などに大別されます。
- ・土地利用の基本的な方向性としては、今後も少子高齢化や人口減少が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さい持続可能なまちの形成に取り組みつつ、コミュニティ豊かで、誰もが安全かつ快適に生活を営むことができる市街地を形成します。
- ・市街地については、地域特性に応じて都市基盤整備の推進やまちづくりルールを展開し、計画的で良好な市街地整備を進めます。また、良好で秩序ある土地利用を図るため、民間宅地開発に対する適正な指導、誘導を行うとともに、必要な箇所については用途地域の見直しを行います。
- ・市街地以外については、基本的に市街化の抑制を図るものとし、産業基盤としての農地や山林並びに緑豊かな自然環境を保全します。なお、将来の宅地需要や産業動向等から市街化が適切であると判断される場合は、市民意向を踏まえ住宅地等としての都市的土地利用への転換の検討を進めます。

(2) 土地利用の配置方針

(商業・業務地・沿道サービス地)

○串木野地域の中心商店街、JR串木野駅周辺の市街地を、「商業・業務地」として位置づけます。また、国道3号の沿線については「沿道サービス地」として位置づけます。

① 商業・業務地

- ・串木野地域の中心商店街は、共同店舗・駐車場等の整備及び空き店舗の活用を促進し、商業空間の質的向上を図ります。また、快適な歩行空間やポケットパークの整備、市街地景観の整備等に努め、魅力的で回遊性の高い商業地の形成を図ります。
- ・JR串木野駅周辺は、大型商業施設が立地し、周辺地域から広域的に購買力を集めていることから、その集客力を活用して本市の活性化に資する商業地の形成を図ります。

② 沿道サービス地

- ・国道3号沿道は、後背地の住環境に配慮しつつ、市民等の購買需要に対応するサービス機能や業務の利便の増進を図る「沿道サービス地」としての形成を図ります。

(工業地)

- 西薩中核工業団地や、まぐろ漁業の母港化を目指している串木野漁港、水産加工工場が立地する漁港周辺、JR 串木野駅東側、国道 3 号バイパス及び都市計画道路川上湊町線付近（市来地域）を「工業地」と位置づけます。
- ・西薩中核工業団地は、串木野新港、串木野 IC 等の交通施設と連携する優良な工業地であり、貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致を進めます。
- ・工業地では緩衝緑地帯の設置を検討するなど周辺の市街地環境へ配慮するとともに、アクセス道路の整備等、工業地としての付加価値を高める基盤整備を進めます。
- ・国道 3 号沿道のうち上名五反田地区では、本市の食の魅力を PR する拠点として農林水産物や特産品の販売、食材の一次加工所、飲食店、観光案内所等が一体となった複合施設「食の拠点エリア」としての整備を促進します。

(住宅系)

- 本市には、3つの市街地がみられ、中心市街地（商業・業務）国道沿道、工業地を除き主に住宅地としての利用がなされています。以下に2つの住宅地と1つの検討地区を位置付け土地利用を図っていくものとします。

① 専用住宅地

- 串木野地域のうち五反田川北側、上名地区周辺、中心商店街南側、神村学園周辺及び羽島地区の市街地山側一帯の住宅地や、市来地域のうち市来農芸高等学校周辺の住宅地については、「専用住宅地」に位置づけます。
- ・用途の混在等による住環境の悪化を防止し良好な住環境の保全と向上を図ります。
- ・地区計画などの活用を積極的に働きかけ、魅力的で快適な住環境の創出を図ります。
- ・麓地区などの整備が進められている地区並びに基盤整備が予定されている地区は、民間活力の積極的な導入によりニーズに合った優良宅地としての整備に努めます。

② 複合住宅地

- 串木野地域の中心商店街周辺の住宅地、羽島地区の中心市街地、JR 神村学園前駅東側、市来庁舎周辺の住宅地などは「複合住宅地」に位置づけます。
- ・住環境の保全を図りつつ、日常買回り品を扱う店舗や市民サービス施設など地域に密着し住環境に影響を及ぼさない施設との共存を図ります。
- ・基盤整備が完了している場所は、都市施設及び住環境の維持管理に努めます。
- ・木造家屋が密集する場所は、耐火建築物への更新や、遊休地を活用したオープンスペースの確保、土地の再編などを検討します。
- ・JR 神村学園前駅東側については、「神村学園前駅周辺まちづくり計画」に基づき交通利便性に優れた地区として、民間活力の導入による良好な住宅地の形成を促します。

③ 土地利用検討区域

○市街地のうち基盤整備が進められている串木野 IC 周辺や主要地方道串木野樋脇線沿道及び JR 神村学園前駅東側については「土地利用検討区域」に位置づけます。

- ・市民等との調整を図りつつ、交通利便性や地域特性を活かした市の発展に寄与する新たな市街地の形成を目指します。
- ・串木野地域と市来地域の間に位置する国道 3 号沿道や周辺については、宅地化が進行していることから、社会情勢を見極めながら適切な土地利用の検討を行います。

④ 田園集落地

○市街地と山林との間に広がる農地及び点在する集落を「田園集落地」に位置づけます。

- ・農地は作物の生産地であるとともに、田園風景を形成する景観資源です。このため、後継者の育成や営農環境の向上に努めるとともに、宅地開発及び土地利用転換を抑制し、良好な農地の保全に努めます。
- ・営農者の協力を得ながら体験型農業等を展開し、市内外との交流の促進を図ります。
- ・集落では、地域コミュニティを維持しつつ、狭小道路の改善や合併処理浄化槽等の設置促進を図るなど、快適な集落環境の創出に努めます。

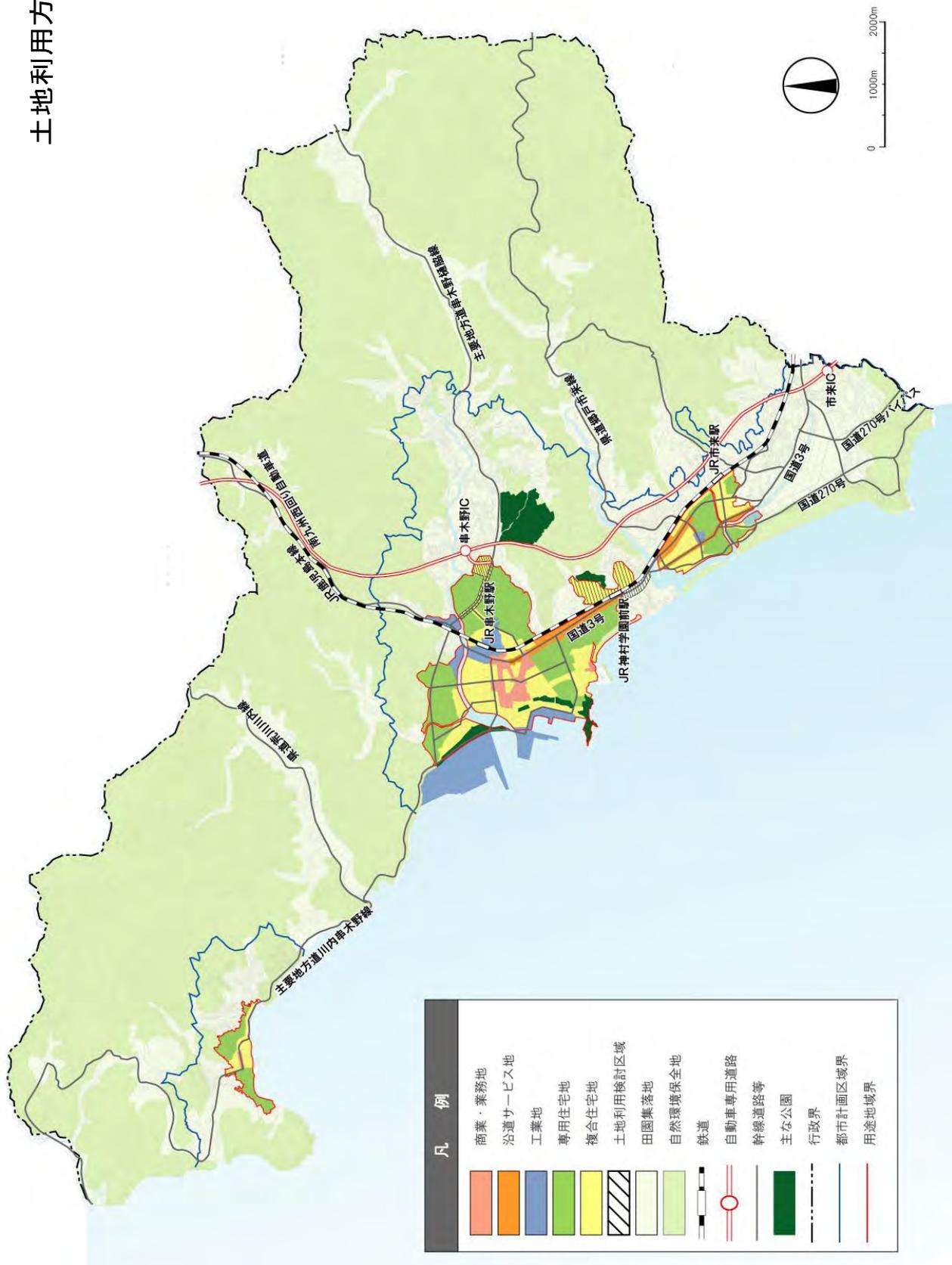
⑤ 自然環境保全地

○市街地を取り囲むように広がる山林や丘陵地、海岸沿いの緑は、豊かな自然環境を有する貴重な空間として「自然環境保全地」に位置づけます。

- ・大気汚染の軽減、温暖化の緩和、水源涵養、レクリエーション機能など多面的機能を持ち合わせていることから本市の資源として保全に努めます。
- ・原則として、開発行為等の土地利用転換を防止し、自然環境の保全を図ります。
- ・自然環境を活かした、自然とふれあうことのできるレクリエーションの場としての活用を図ります。

上記を踏まえ、以下に土地利用の配置方針に基づく土地利用方針図を示します。

土地利用方針図



凡 例	
	商業・業務地
	沿道サービス地
	工業地
	専用住宅地
	複合住宅地
	土地利用検討区域
	田園集落地
	自然環境保全地
	鉄道
	自動車専用道路
	幹線道路等
	主な公園
	行政界
	都市計画区域界
	用途地域界

7-2. 交通体系

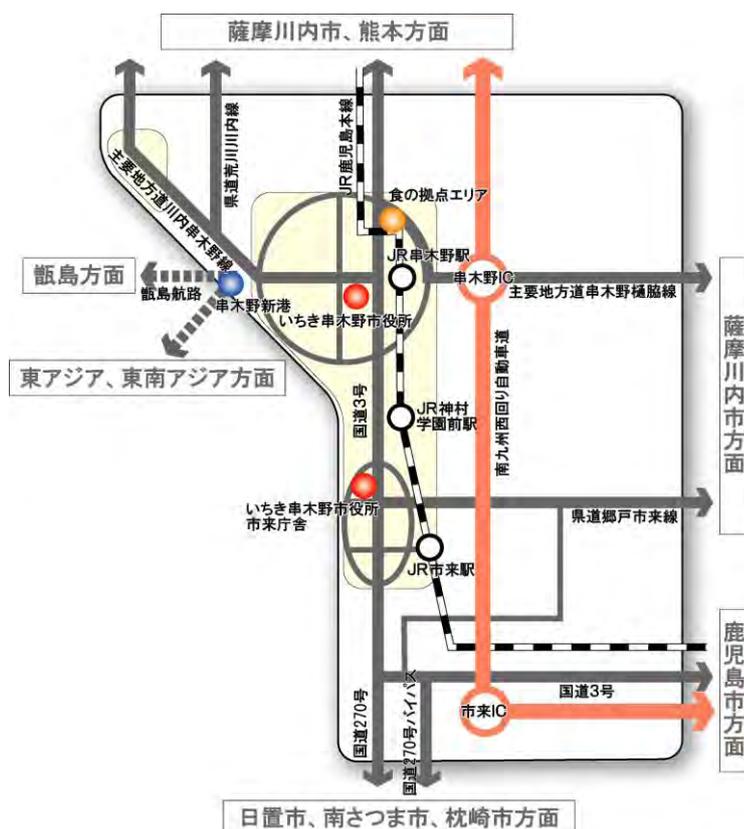
(1) 交通体系整備の基本的な考え方

- ・ 市民生活の利便性や産業の活性化を図るため、南九州西回り自動車道、国道3号、主要地方道串木野樋脇線、串木野新港からの航路及びJR鹿児島本線を広域交流軸とし、本市内外の都市との交流促進を担う軸として機能強化を図ります。また、分散する各地域間の連携を強化するため、中心市街地と羽島地区、川上地区と湊・大里地域を結ぶ県道等を地域連携軸に位置づけ、道路機能の強化を図りながら各地域との相互連携を強化します。
- ・ 串木野 IC、市来 IC、西薩中核工業団地や串木野新港、串木野漁港等からの交通量を効率的に処理する道路や市街地内での交通混雑を回避するための道路を整備し、機能的な幹線道路ネットワークを形成します。
- ・ 子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮し、利用しやすい公共交通機関の整備や歩きやすく安全な歩行者空間の形成を進めるなど、誰もが安心して利用でき、人にやさしい交通施設の整備を促進します。併せて、利用しやすい公共交通機関の整備や交通結節点となる駅前広場や市街地内の補助幹線道路等の整備を行い、広域的な交通体系と地域交通体系が連携し、利便性が高く市街地環境への負荷の小さい交通ネットワークの整備を促進します。
- ・ 都市計画道路については「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、整備の優先性や重要性などを適切に判断し見直しを図ります。

■道路の配置イメージ

(2) 道路の配置・整備方針

- ・ 広域交通の処理や主要交通発生源を結ぶ十字型の「主要幹線道路」と、主要幹線道路からの通過交通を処理し、市街地内への進入を低減する環状道路、市街地内を縦断する幹線道路からなる「都市幹線道路」、市街地内の利便性向上を図る「補助幹線道路」を適切に配置することにより、効率的な道路網を形成し、自動車交通の円滑化を図ります。



① 主要幹線道路

- 主要幹線道路は、本市と他都市の都市間交通等、比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備えた道路で、自動車専用道路と連携して広域的な交通を処理する道路であることから、国道3号、国道270号、国道270号バイパス及び主要地方道川内串木野線、主要地方道串木野樋脇線を「主要幹線道路」と位置づけます。
- ・未改良区間の整備を促進し、歩行者の安全性を確保しながら必要な交通機能の確保を図ります。
 - ・主要地方道川内串木野線は、市街地と羽島地区を結ぶ唯一の幹線道路であり、災害時における羽島地区の孤立を防ぐため、主要幹線道路としての交通機能を確保するとともに、防災性の向上を図ります。
 - ・主要地方道串木野樋脇線は、市街地と串木野 IC や総合運動公園、さらに本市を代表する観光地である冠岳地区を連絡する道路であるため、その機能強化を促進し早期完成に努めます。

【主要幹線道路】

- ・国道3号（都市計画道路3・4・2号横手硯川線、都市計画道路3・4・27号本通線）
- ・国道3号バイパス（都市計画道路3・2・26号別府大里線）
- ・主要地方道川内串木野線（都市計画道路3・5・12号平身萩元線、都市計画道路3・6・16号島平野元線）
- ・主要地方道串木野樋脇線（都市計画道路3・4・32号麓線）
- ・県道郷戸市来線（都市計画道路3・5・30号川上湊町線）
- ・県道荒川川内線

② 都市幹線道路

- 都市幹線道路は、広域交通からの通過交通を効率的に処理する道路で、本市においては、市街地を取り囲むように配置し、串木野 IC から主要幹線道路もしくは主要幹線道路から臨海部の工業団地等への通過交通を効率的に処理する環状道路及び市街地を縦断する幹線道路であることから都市計画道路3・4・32麓線、都市計画道路3・4・4平江線、都市計画道路3・6・15酔之尾大人跡線、都市計画道路3・5・9海岸通線、都市計画道路3・4・3都心平江線、都市計画道路3・6・20都心島平線を「都市幹線道路」に位置づけます。
- ・地域の実情等を踏まえながら優先順位等を検討し整備を進めるとともに、効率的な処理と市街地環境の保全を図ります。
 - ・必要に応じて道路の拡幅や屈曲部、交差点の改良等を行い車両の安全走行が可能となるように機能の向上を図ります。

- ・整備にあたっては、バリアフリー化、道路植栽の整備等、歩行者の安全性確保と沿道住環境の保全に配慮します。

【都市幹線道路】

- ・主要地方道串木野樋脇線(都市計画道路 3・5・6 号大原麓線)
- ・県道市来停車場線(都市計画道路 3・5・28 号天神駅前線)
- ・市道都心平江線(都市計画道路 3・4・3 号都心平江線)
- ・県道戸崎湯之元停車場線
- ・市道島内松原線
- ・市道寺迫観音ヶ池線
- ・都市計画道路 3・4・4 号平江線
- ・都市計画道路 3・4・33 号袴田中央線

③ 補助幹線道路

- 補助幹線道路は、市街地内に適切に配置され主要幹線、都市幹線道路を連絡し、本市内における利便性の向上に資する近隣住区の集散道路であることから主要幹線道路、都市幹線道路以外の都市計画道路を「補助幹線道路」と位置づけます。
- ・補助幹線道路は、自動車交通に加え多くの自転車や歩行者の利用も見込まれることから、その安全性を確保するため、ゆとりある歩行空間の確保をはじめ既存施設のバリアフリー化、新規整備時におけるユニバーサルデザインの導入を推進し、人にやさしい道路空間の形成を図ります。
- ・中心市街地以外については、道路整備がやや遅れていることから、土地区画整理事業を基本とした面的な整備により、道路沿道との一体的な整備を検討します。

④ 区画道路

- 区画道路は、市民等の利用を主体とした道路で、身近なコミュニティスペースとしても機能する生活道路であることから、幹線道路以外で自動車が通行可能な道路、沿道に建物が接道している道路等を「区画道路」と位置づけます。
- ・土地区画整理事業による面的な整備により区画道路を確保するものとし、区画整理事業区域外は地区計画や建物新築時のセットバック等により、幅員の確保に努めます。
- ・必要に応じて歩道、カーブミラー、街灯等の整備を行うことにより、歩行者の安全性を確保し、生活道路として安心して歩ける道づくりを促進します。

⑤ その他

- 自動車交通の処理に特化した交通体系の整備は、利便性の向上とともに市街地内の安全性の低下、市街地環境の悪化をもたらす可能性があります。

- ・安全な市民生活を確保するため、幹線道路網の整備により通過交通の市街地の流入を抑制するとともに、ガードレールやカーブミラー、街灯の整備等、歩行者空間の安全性の確保を図ります。
- ・関係機関と協力して JR 線の立体交差の整備促進を図るとともに、海瀬橋など橋梁の整備や橋梁長寿命化の推進を図ります。

(3) 公共交通の整備方針

- ・地球環境問題や高齢化社会に対応し、誰もが安全で快適な移動ができるよう公共交通の維持をはじめ交通機関相互の乗継利便性の向上や、地域の実情にあったきめ細かな輸送サービスの提供に努めます。

① 鉄道

- ・鉄道については、複線化をはじめ、通勤・通学における利便性の向上や、3 駅へのユニバーサルデザインの導入等を関係機関に働きかけます。
- ・本市の 3 駅においては、公共交通拠点として交通結節機能の強化に努めます。特に JR 串木野駅は、都市の玄関口にふさわしい駅前景観の形成に努めます。

② 路線バス

- ・市民等の日常生活を支えるため、関係機関と協力しながら路線バスの効率的な運行の要請と支援を行うほか、市民等へ利用促進を図ります。

③ コミュニティ交通システム

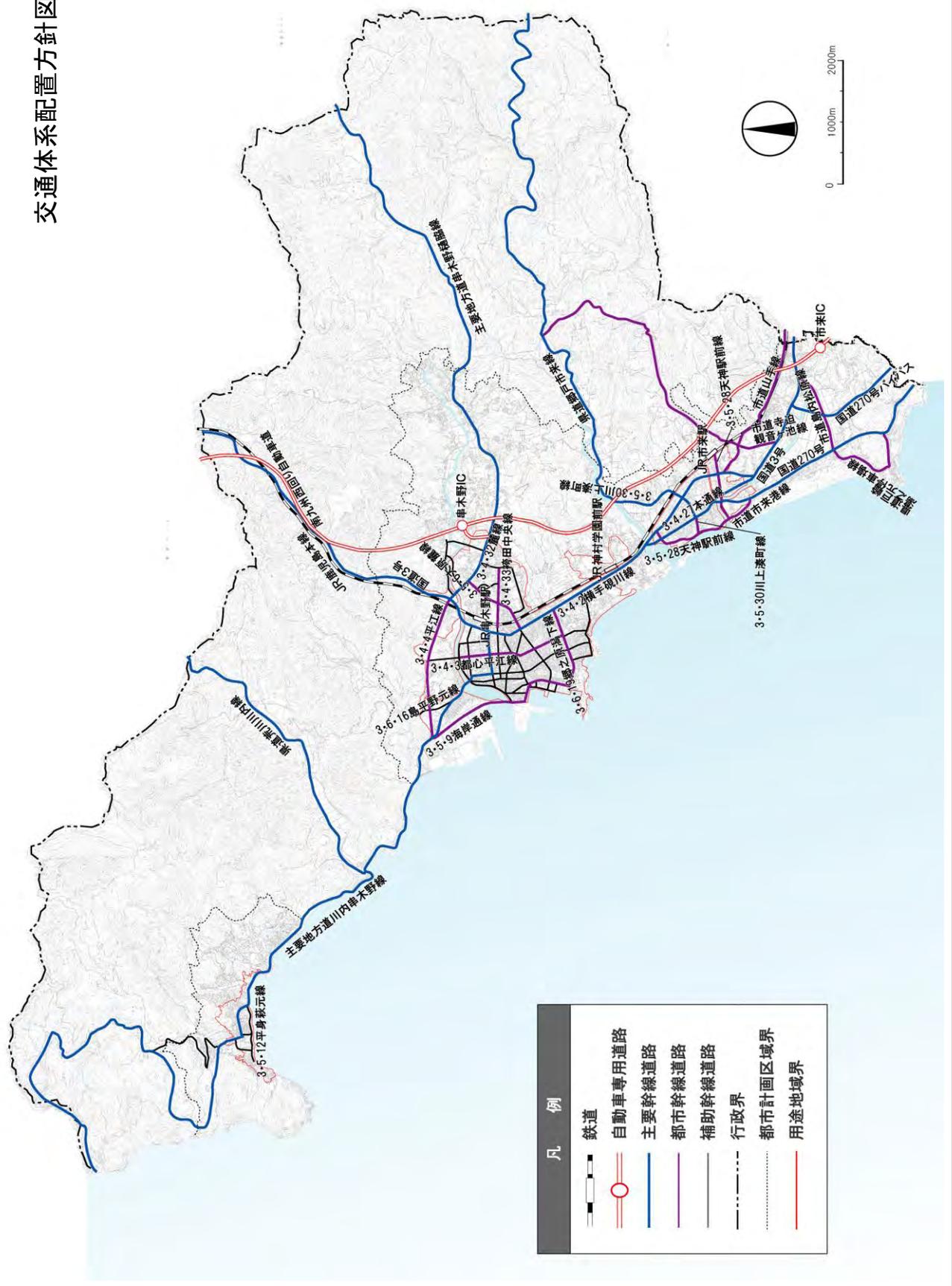
- ・公共交通が利用困難な地域については市民等の日常生活を支えるため、コミュニティバス及び乗り合いタクシーを活用した利便性の向上を図ります。
- ・必要であれば、市民等主導による新たな運行サービスについて調査検討を行います。

④ 港湾

- ・串木野新港は、甬島への玄関口であり、人々の移動や生活物資の積出港として重要な港であることから、関連施設及び甬島航路の維持充実の促進を図ります。
- ・串木野新港は、東アジア及び東南アジア諸国とも比較的近距離にあり、その交流拠点としての発展が期待されているため、係留施設や外郭施設など港湾施設の整備を図るとともに、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定を目指します。

上記を踏まえ、以下に道路の配置・整備方針に基づく交通体系配置方針図を示します。

交通体系配置方針図



凡 例	
	鉄道
	自動車専用道路
	主要幹線道路
	都市幹線道路
	補助幹線道路
	行政界
	都市計画区域境界
	用途地域界

7-3. 公園・緑地

(1) 緑地の整備又は保全の基本的な考え方

- ・本市は、海と山に囲まれた豊かな自然環境を有しており、このうち山林等の緑は市街地にやすらぎと潤いをもたらす優れた景観特性となっています。また、海岸は、吹上浜に代表される美しい海岸景観を有しており、沖ノ浜や照島海岸、長崎鼻公園は広域的な観光レクリエーション地となっています。そこで、今後も貴重な自然環境や自然景観を保全するとともに、海岸や河川敷における親水公園、緑豊かな山林への散策路や自然に親しめる施設等、自然資源と都市生活の接点となるような公園整備を進めます。

(2) 緑地の配置方針

① 森林保全ゾーン

- 市街地背後や海岸沿いに広がる森林のように、都市の骨格を形成する貴重な自然環境である地域を「森林保全ゾーン」と位置づけます。
- ・今後も自然公園や保安林等の継続的な指定及び機能維持によって、その保全を図ります。また、必要に応じて風致地区等の指定を検討し積極的な緑の保全に努めます。
- ・放棄果樹園、竹林等の手入れ不足により荒廃した森林や山林については、地権者の同意を得ながら市民等や事業者との協働の下、森林としての再生を促します。
- ・森林の優れた景観、多面的機能を活かして、森林公園施設や遊歩道等を整備し、市民等の自然に親しむ場としてや、森林・林業に対する理解を深める場としての活用を図ります。

② 農地保全ゾーン

- 五反田川、八房川沿い等に広がる農地一帯を「農地保全ゾーン」と位置づけます。
- ・農用地の継続的な指定等により優良農地の保全を図ります。
- ・市民等が野菜、花等の栽培を通じて、自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを促進します。
- ・耕作放棄地の有効利用を図ること等を目的に、いちき串木野市民農園の貸付や観光農園の設置を検討します。
- ・圃場整備等の際には、ホタル水路などの多自然型水路の整備など、環境に優しい整備方法の検討を行います。

③ 市街地緑化推進ゾーン

- 快適で潤いのある市街地環境を形成するため、市街地内の緑地である御倉山公園、長崎鼻公園、その他、寺社の緑や周辺の貴重な山林、斜面緑地等を「市街地緑化推進ゾーン」と位置づけます。
- ・風致地区等の指定を必要に応じて検討し、積極的な緑の保全に努めます。

- ・市民等の協力を得ながら公園や街路空間等への緑化の推進を図るとともに、緑地協定や地区計画制度等の導入を検討し、生垣緑化等による市街地の緑化に努めます。

④ 水と緑のネットワーク

○海岸や河川等を「水と緑のネットワーク」に位置づけます。

- ・市街地、農地、森林、海岸の各ゾーンを有機的に連携し、市民等や来訪者が快適に移動を楽しめる水と緑のネットワークを形成します。
- ・特に、吹上浜などの海岸や五反田川、大里川、八房川については骨格的な軸として検討を行います。
- ・公共施設の整備にあたっては、水辺景観へ配慮した施設の整備や親水護岸等の整備によって周辺環境や、自然景観との調和を図ります。
- ・河川敷や遊歩道等を活用した整備を検討し、水と緑のネットワークを創設し快適な移動空間の実現にを目指します。

⑤ レクリエーション拠点

○長崎鼻公園から吹上浜等の海岸一帯や総合運動公園、観音ヶ池市民の森、御倉山公園及び冠岳一帯の公園を「レクリエーション拠点」に位置づけます。

- ・本市のレクリエーション活動の中心的役割を担う拠点として、適正な維持管理を図ります。
- ・冠岳歴史自然の里、吹上浜県立自然公園の施設等を活用し、自然観察会・自然体験型学習の実施など、優れた自然環境を活用したレクリエーション空間の形成に努めます。



(3) 公園整備の基本的な考え方

- 公園は、レクリエーション、憩い、交流の場等様々な用途を市民等に提供する生活に密着した公共施設です。近年では、災害時における避難場所としての機能も重要視されるなど、市民等が快適で安全な生活を営む上で重要な都市施設であり、今後の整備や再生が必要です。
- ・公園密度が低い地区を中心に住区基幹公園等の整備を推進するとともに、整備にあたっては面整備に合わせて公園を確保していきます。
- ・災害時における避難場所の確保等に対処するため、市街地を中心に公園・緑地の適正配置に努めます。
- ・既存公園については、市民等を交えて施設内容や維持管理方法について検討し、魅力向上に努めます。

(4) 公園の整備方針

① 主要な公園

1) 長崎鼻公園

- ・長崎鼻公園は、広域からの観光客を集める観光地でもあることから、さらなる魅力向上のため、緑の保全、周辺海域の自然景観の復元、既存公園施設の拡充等を推進するとともに、隣接する照島海岸等と一体となった海洋性レクリエーション空間の形成を図ります。



2) 総合運動公園

- ・総合運動公園は、本市のスポーツレクリエーション拠点となることから、市民ニーズに対応するため、施設内容の充実に努めます。

3) 御倉山公園

- ・御倉山公園は、市街地内においてまとまった緑であり、市街地環境の改善に寄与する緑地として保全するとともに、魅力向上を図るため、樹種の転換や施設整備等を検討します。

4) 照島公園

- ・照島公園は、海洋性レクリエーション拠点として、施設内容の充実に努めます。



② 身近な公園

- ・市民等の日常生活に密着した身近な公園については、将来人口の見通しや配置バランスを考慮し、未整備公園の整備を推進します。
- ・整備にあたっては公園の重要性、優先性を考慮しながら適切な配置・整備を推進するとともに、計画段階から市民等の参画促進を図るなど、市民ニーズを踏まえた整備を図ります。
- ・市来地域の国道3号以西の市街地においては、市街地内に公園が不足していることから、未利用地を活用した公園の確保に努めます。
- ・既存公園については、適切な維持管理のもと施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズに応じた更新整備を計画的に推進します。
- ・大規模な地震災害や津波災害時等における市民等の安全を確保するため、屋外の主要避難適応場所に位置づけられている公園等の防災機能の充実に努めます。

上記を踏まえ、以下に緑地の配置方針に基づく公園・緑地配置方針図を示します。

7-4. 都市防災

(1) 都市防災の基本的な考え方

- 本市は、自然環境に恵まれているものの同時に海岸、山地における自然災害が発生しやすい地形条件をも有しており、今後も自然災害等を念頭に置いた取り組みを行っていかねばなりません。以下に都市防災における基本的な考え方を記します。
- ・市街地においては、建物が密集した区域があり大規模な地震時における火災の危険性などがあります。そこで、災害危険箇所の解消や都市基盤の充実等によって災害から市民等の生命・財産を守り、市民等が安心して暮らせる安全性の高いまちの実現を図ります。
- ・災害に強いまちをつくるため「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自助・共助・公助の考えに基づいた協働の取り組みを進めます。

(2) 都市防災の整備方針

- 既成市街地やその周辺地域においては、以下の整備方針に基づき整備を進めます。
- ・老朽木造住宅密集市街地など防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設の整備とともに、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進めます。
- ・新たな住宅地の整備を行う際は、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成に努めます。
- ・都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域における災害の危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進します。
- ・建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の検討を行い、耐火建築物又は防火建築物の促進や貯水槽等消防水利の整備を推進します。
- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努めます。
- ・新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行います。
- ・低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を行います。
- ・がけ地の崩壊等による危険から市民等の生命の安全を確保するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等の活用により移転を促進します。

(3) 防災施設の整備方針

- 防災施設として道路・公園・公共施設及び防災基幹施設・上水道・下水道についての整備方針を以下に記します。

① 道路

- ・災害時において道路は、人や物資の緊急輸送、避難路等の役割を担います。また、市街地火災に際しては延焼遮断帯としての機能も発揮することから、計画的に整備を進めていくものとします。
- ・避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性を確保した効率的な道路網の整備を進めます。
- ・道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所については、法面の補強等の防災対策工事を実施します。
- ・所管道路における橋りょうの機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施します。
- ・トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所については、トンネルの補強を実施します。
- ・道路は、救助、救急医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑、かつ確実に実施するため、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路*としてのネットワークの形成を図ります。また、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備を進めて、防災対策等を推進します。

※緊急輸送道路

〈第1次緊急輸送道路〉

地域間相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圏中心都市の庁舎、空港、港湾と接続する。

〈第2次緊急輸送道路〉

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、総合病院、駅前広場等と接続する。

〈緊急輸送道路を補完する道路〉

地震発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに、避難所等への物資の供給や緊急車両等の交通の確保を図る緊急輸送道路でいちき串木野市が指定する。

出典：いちき串木野市建築物耐震改修促進計画 平成23年3月

② 公園

- ・一時避難場所となる公園等のオープンスペースを計画的に配置・整備することにより、地域の防災活動拠点の充実を図ります。

- ・公園整備時においては、災害時の避難地、復旧活動の拠点としての利用を考慮し耐震貯水槽や備蓄倉庫等を備えた防災公園の整備を推進します。

③ 公共施設及び防災基幹施設

- ・災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図ります。
- ・庁舎、消防・警察等の公的機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、災害時における応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用されます。そこで、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、耐震性の劣るものについては耐震改修の推進に努めます。
- ・公共施設及び防災基幹施設の新設については、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進します。

④ 上水道

- ・上水道施設については、防災上問題のある箇所の補修・補強を随時行い、新設する場合は耐震性の強化等、防災効果の高い施設整備を促進します。

- ・ 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- ・ 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- ・ 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- ・ 広域的なバックアップ体制の推進
- ・ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

⑤ 下水道

- ・下水道施設については、防災上問題のある箇所の補修・補強を随時行い、新設する施設については耐震性の強化等、防災効果の高い施設整備を促進します。
- ・局地的豪雨等による浸水被害の防止を図るため、公共下水道等の整備により、市街地の雨水排水機能の向上を図ります。
- ・低地帯の浸水防止対策として、常時浸水危険住宅については、移転等事業費補助制度の活用により、移転等事業の促進を図ります。

- ・ 耐震性の劣る配管から鋳鉄管等への敷設替えの推進
- ・ 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- ・ 広域的なバックアップ体制の推進
- ・ 処理場等の耐震化・停電対策の推進

(4) 土砂災害等の防止に関する方針

○山林等は本市の貴重な財産であり資源でもあります。以下に土砂災害等における整備方針を記します。

- ・山林等においては、保安林の機能維持等によって保水機能を持つ山林の保全に努めるほか、緑地協定等による緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進します。
- ・地形条件等から急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地区や土石流危険渓流の流域では、災害発生を未然に防ぐため、無秩序な市街化、宅地開発を抑制します。
- ・山間部などの斜面地等については、がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、関係機関との連携により急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等各種防災対策事業を導入して危険箇所の解消に努めます。

(5) 河川・海岸の整備方針

○河川・海岸は本市の貴重な財産であり資源でもあります。以下に整備方針を記します。

① 河川

- ・五反田川、八房川、大里川等の河川については、関係機関と協力しながら緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進します。
- ・通常の水位や潮位に比べて堤内地盤が低い地域や、護岸施設等の老朽化が進行している箇所については、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害が予想されるため、河川堤防の災害防止対策として後背地の資産状況等を勘案して整備を進めます。

② 海岸

- ・本市は、台風による波浪や高潮等の被害が発生しやすいと思われます。そのため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進します。
- ・関係機関と協力しながら高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進します。

(6) 津波災害の防止対策に関する整備方針

○津波は多くの市民等の生命や財産に関わる災害です。以下に津波災害への対策等を記します。

- ・従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽化点検を行い、重要な施設から改修等を計画的に推進します。
- ・護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の整備等の整備を推進します。

(7) 原子力災害への対策に関する方針

○東日本大震災を契機として、原子力防災に対する市民等の関心が高まっています。以下に原子力災害における防止対策に関する方針を記します。

- ・本市から 20 km 圏内には、川内原子力発電所が立地しています。このため、国・県・関係市町と連携して川内原子力発電所の安全性の確保を求めていくとともに、川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民等に提供していきます。また、万が一異常事象が生じた場合に備えて、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用した情報収集や発信、避難誘導・救助体制などの強化を図っていきます。

(8) 協働の取り組み

○防災における市民等・事業者・行政での取り組みを記します。

① 防災意識の啓発

- ・水害、土砂災害、台風、高潮、地震、津波等の様々な災害時に安全で的確な避難行動ができるよう防災マップ等を活用しながら、危険箇所や災害発生予想箇所、浸水想定区域、避難所、津波適応避難場所及び避難経路等の周知を図るとともに、広報等による啓発活動を推進し防災意識の高揚に努めます。

② 自主防災組織の育成

- ・市民等の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、広報活動の充実強化、自主防災組織の育成に努め、災害時要援護者の把握や支援など地域ぐるみの防災活動を促進します。

③ 災害リスク情報を踏まえた防災まちづくりの推進

- ・台風や集中豪雨等による水害・土砂災害や津波・高潮による浸水被害が発生する場合に備えて、各戸に配布する危機管理情報資料「いちき串木野市防災ハザードマップ」等を用い市民等の理解と協力を得ながら、災害を受けやすい地域における宅地利用を抑制するなど、災害リスク情報を踏まえた適正な土地利用の誘導を図ります。

上記を踏まえ、以下に都市防災の整備方針に基づく都市防災方針図を示します。

7-5. 都市景観

(1) 都市景観形成の基本的な考え方

- 本市は、海・山・川の自然的要素が豊かなことから、それぞれの景観が楽しめます。以下に都市景観についての考え方を記します。
- ・本市は、吹上浜に代表される美しい海岸景観を有しており、沖ノ浜や照島海岸から長崎鼻公園は観光レクリエーション地となっています。また、市街地を取り囲むように緑の山並みが広がり、観音ヶ池市民の森、冠岳などの自然景勝地をはじめ貴重な自然的景観が多く存在します。今後は、これらの貴重な自然景観の保全に努めるとともに、地域の景観資源を再生・活用し、市民等や観光客が楽しめるレクリエーション機能の充実を図ります。
- ・景観は、市民等全ての共有財産であり、これらの景観資源を魅力的に磨き上げていくために、市民等・事業者・行政が協力・連携して守り育てることで、良好な都市景観形成に努めます。

(2) 景観構造別の景観形成に関する方針

- 以下に4つの景観形成に関する方針について記します。

① シティゲートゾーン

- ・本市の玄関口である JR 串木野駅前、串木野 IC 付近、串木野新港及び地域の拠点となる駅周辺、食の拠点エリアは、来訪者に本市を印象づける場所であるため、花や緑の植栽のほか「いちき串木野らしさ」を演出するような景観形成に努めます。

② 主要景観資源

- ・南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」や、近代日本の礎を築いた「薩摩藩英国留学生渡欧の地」等の歴史・文化資源を活かした景観形成を図ります。
- ・霊峰冠岳をはじめ、市街地近傍に位置する愛宕山、立岩、丸塚山、焼山等の山はシンボリックな自然景観でもあり、積極的な保全を図ります。

③ 景観軸

1) 河川景観軸

- ・五反田川、八房川、大里川等の河川景観の保全及び水辺景観の整備を図ります。

2) シーサイド景観軸

- ・主要地方道川内串木野線等、海沿いを走る道路においては、快適なシーサイド景観軸として、海を望みやすいガードレールの採用、駐車スペースの整備、植栽等、良好な海辺景観を楽しめるような施設整備を図ります。

3) 幹線道路景観軸

- ・市街地の幹線道路については、街路樹の設置や緑地帯等の緑化に努め、潤いのある道路景観を形成します。

④ 景観ゾーン

1) 商業系市街地景観ゾーン

- ・中心商店街においては、活性化を促進しつつ商業地らしい賑わいのある街並み景観の形成を図ります。

2) 工業系市街地景観ゾーン

- ・活力ある市街地の景観として大規模工場の緑化やデザイン、色彩、材料等の工夫を促進し、周辺の市街地景観や農地景観、海岸景観との調和を図ります。

3) 住宅系市街地景観ゾーン

- ・公共施設や住宅地については、緑地協定や地区計画制度等の導入を検討しつつ、緑化を進め潤いのある市街地景観の形成を図ります。
- ・公園・道路等は、市民参画により花や樹木を充実させ、緑豊かで美しい景観の維持・保全に努めます。

4) 森林景観ゾーン

- ・自然公園区域や保安林区域等の維持に努めるほか、森林組合等と連携して、市有林における火災・風水害・盗伐・不法投棄等への対策を行います。
- ・荒廃した森林や山林の管理を市民等・事業者の協働により推進します。

5) 農地景観ゾーン

- ・五反田川、八房川、大里川周辺等に広がる優良農地など優れた景観を有する田園の保全を図ります。
- ・耕作放棄地の有効利用を図るため、観光農園等の設置を推進します。

6) 海岸景観ゾーン

- ・関係機関と連携して吹上浜県立自然公園等の自然公園区域や保安林区域等の維持管理により自然海岸の保全・復元に努めます。
- ・美しい海浜景観に配慮した防波堤や護岸等の整備に努めます。

7) 斜面緑地景観ゾーン

- ・周辺緑地は、緑の景観を形成する重要な景観資源です。特に御倉山公園と長崎鼻公園やその他斜面緑地等は、潤いある都市の景観を構成する景観資源であることから、風致地区や緑地保全地域等、法的な規制ルール適用も検討し、積極的に保全を図ります。

上記を踏まえ、以下に景観形成に関する方針に基づく景観形成方針図を示します。

7-6. 市街地整備

○市街地は市の顔であり、人々が集う場所です。以下に市街地整備について記します。

(1) 市街地整備の基本的な考え方

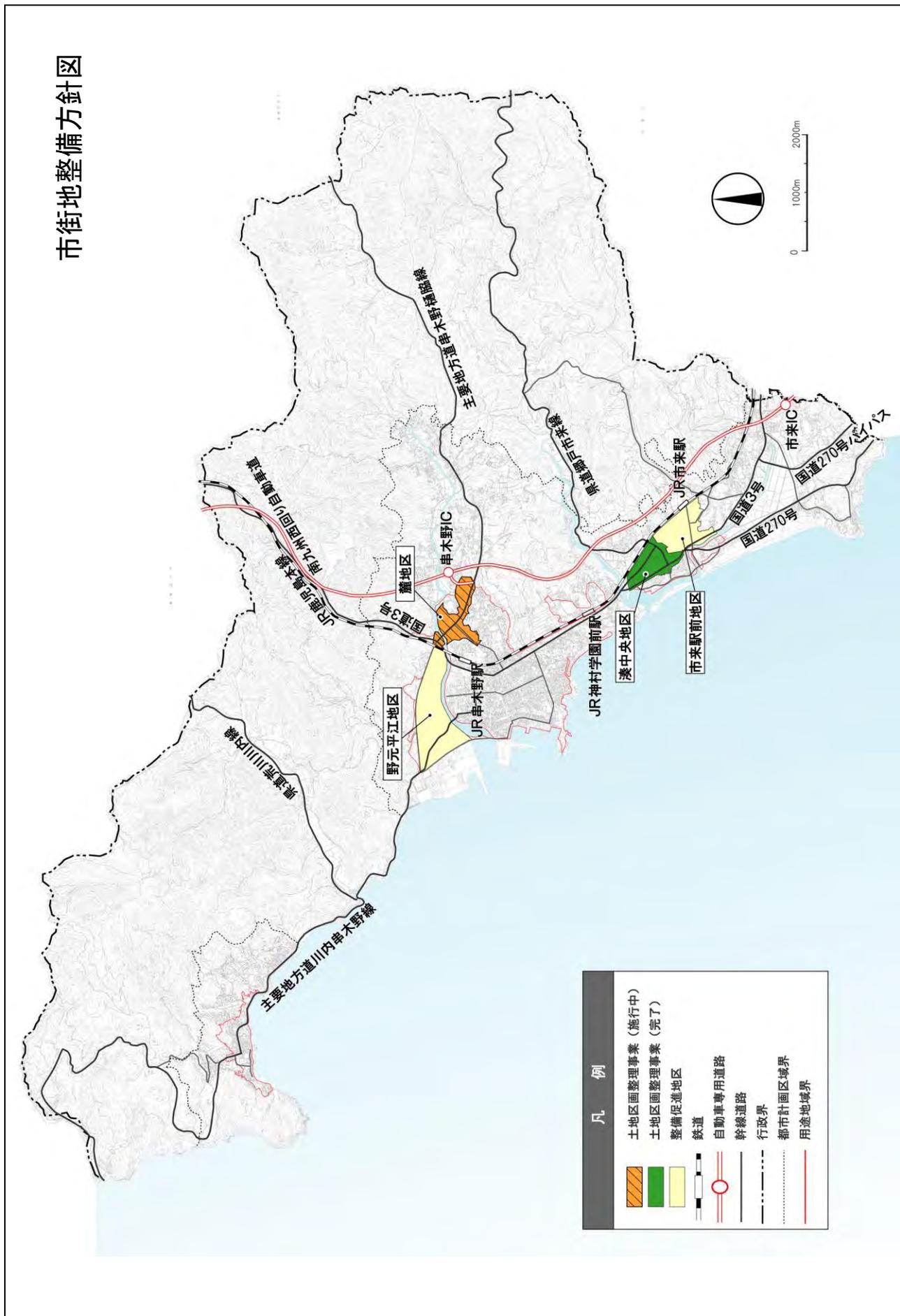
- ・今後も都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善できる土地区画整理事業等を推進し、健全で良好な住環境を形成します。

(2) 市街地の整備方針

- ・麓地区については、継続的に土地区画整理事業を推進し都市基盤を改善します。
- ・野元平江地区及び市来駅前地区については、都市計画道路が未整備で道路の幅員が狭く歩道も整備が遅れていることから、整備促進地区として位置付け、整備課題を精査して良好な住環境の形成に努めます。
- ・開発許可制度に基づく宅地造成事業については、適切な指導・規制・誘導を行い、計画的な市街地形成を図ります。
- ・湊中央地区など土地区画整理事業が完了し、道路、公園等の都市基盤が整備されている区域では、宅地の利用増進を図りつつ用途の混在や敷地細分化の抑制に努めるとともに、敷地内緑化の推進など、地域の実情に応じたまちづくりルール等の検討を行います。

上記を踏まえ、以下に市街地の整備方針に基づく市街地整備方針図を示します。

市街地整備方針図



凡例	
	土地区画整理事業(施行中)
	土地区画整理事業(完了)
	整備促進地区
	鉄道
	自動車専用道路
	幹線道路
	行政界
	都市計画区域境界
	用途地域界

7-7. 河川及び下水道等整備の方針

○下水道は、衛生的な環境を維持するために必要不可欠な施設です。以下に河川及び下水道等整備の方針を記します。

(1) 河川及び下水道等整備の基本的な考え方

- ・衛生的で快適な生活環境を形成するとともに、河川や東シナ海等の水環境を保全するため、下水道等による生活排水処理機能の整備・維持管理に努めます。また、大雨時等における浸水被害の軽減を図るため雨水処理対策に努めます。
- ・まちづくりと連携した安全で快適な潤いのある水辺環境の創出を図り、良好な都市環境と都市景観を形成します。

(2) 河川整備の方針

- ・河川については、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るため、河川改修事業の促進をはじめ、災害発生危険性が高い河川改修箇所や土石流危険渓流等の災害発生危険箇所の整備を促進します。
- ・河川改修等の河川整備においては、自然材料の活用や多自然型工法による整備等、環境負荷の少ない河川整備、自然景観の維持に努めるとともに、市街地内河川もしくは市街地に隣接する区間は、市民生活と水辺の接点として、親水性護岸や河川広場、堤防上の散策路等の整備を行い親しみやすい水辺の創造を図ります。

(3) 海岸整備の方針

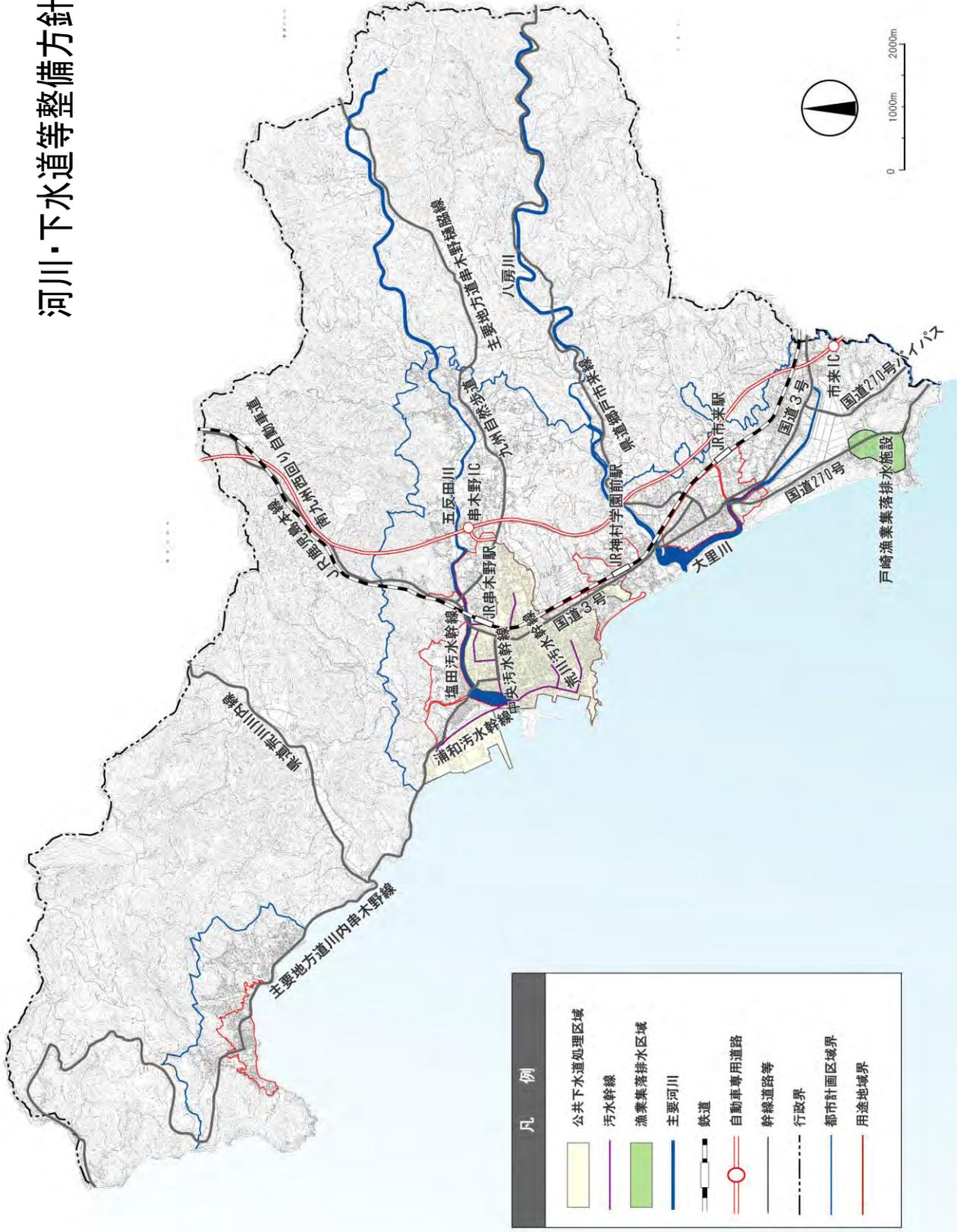
- ・海岸においては、自然海岸を保全するとともに、海岸沿いの遊歩道や海浜公園等の整備、自然海岸の復元等を行い海浜の活用を促進します。
- ・臨海部の開発とともに残された自然海岸を保全し、海岸沿いの遊歩道や海浜公園等の整備、さらには失われた自然海岸、砂浜の復元等を行い海浜の活用を促進します。
- ・照島海岸一帯は海洋性レクリエーション空間として位置づけ、既存公園の施設改善や自然環境の保全、自然景観の復元に努めます。

(4) 下水道等整備の方針

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため、下水道等汚水処理施設の整備を促進します。

上記を踏まえ、以下に各整備の方針に基づく河川・下水道等整備方針図を示します。

河川・下水道等整備方針図



凡 例	
	公共下水道処理区域
	污水幹線
	漁業集落排水区域
	主要河川
	鉄道
	自動車専用道路
	幹線道路等
	行政界
	都市計画区域界
	用途地域界

7-8. 観光施設等の整備方針

○観光は本市の活性化にはなくてはならない産業です。以下に観光施設等についての整備方針を記します。

(1) 観光の基本的方向

- ・本市には、豊かな自然、歴史と文化、地理的特性に育まれた様々な特産品があるほか、「食のまちづくり」を積極的に進めており来訪者が伝統や文化とふれあいながら、市民等との交流を深め安全快適に観光を楽しめるような観光まちづくりを創造していきます。
- ・恵まれた資源を積極的に活用しながら、各地域や市民、団体等が連携し、さらに地域資源の魅力を高めていきます。
- ・新たな時代ニーズにも対応した観光資源を発掘あるいは開発することによって、観光交流の増大を図るとともに地域経済の活性化を促します。

(2) 観光施設の整備方針

① 既存の資源を活かした新たな魅力の創造

- ・冠岳、照島海岸などの自然資源、薩摩藩英国留学生渡欧の地や市来貝塚などの歴史文化資源を大切に保全していきます。
- ・多くの観光客が訪れ、観光を楽しんでいただくために、市民等との協力のもと、新たな観光資源を発掘しながら観光の魅力を高めていきます。
- ・地域の資源である山林や田畑、海、また、農山漁村の暮らしに根付いた生活文化を活用しながら、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの展開など農林漁業の体験を通じた観光振興を図り、観光交流機会の創出を図ります。
- ・まぐろラーメンやつけあげなどの個性と伝統ある食文化を活かしつつ、地産地消による「食」の資源を活用し、個性的で魅力ある食のまちづくりを推進します。

② 快適な移動環境が整った回遊性のあるまちづくり

- ・観光客に安全快適な移動を行っていただけるよう鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、観光ルートとなる道路については、バリアフリー化などの整備を推進します。
- ・市内の回遊性を高め徒歩でも楽しむことができる観光地づくりを進めるため、幹線道路等の歩道整備を推進し、観光施設の相互を快適に結ぶ観光ネットワークを形成します。
- ・電線地中化をはじめ、デザインに配慮された舗装、案内板、誘導サインなど観光客から親しまれる歩行空間の整備について検討します。
- ・案内板については、高齢者や障がい者にも配慮するとともに、外国からの観光客にも対応した多言語での表記についても検討します。
- ・美しい海岸線や緑豊かな自然を安心して楽しんでいただけるよう、既設ハイキングコースや案内標識、トイレ等の維持管理に努めるほか、新たな遊歩道や散策道の整備を検討します。

- ・マイカー利用者の利便性を図るため、駐車場の整備について関係機関と連携、協力しながら推進を図ります。
- ・観光客の移動支援や環境にやさしい観光地づくりを行うため、広域行政や関係機関と連携を図り、レンタサイクルの導入やパークアンドライド並びにサイクルライドに向けた検討を進めていきます。

③ いちき串木野市の魅力を伝え、広めるまちづくり

- ・本市の豊かな観光資源の存在を一人でも多くの観光客に認知していただくために、インターネットなど様々な情報ツールを活用し、本市の魅力を効果的に発信していきます。
- ・広域連携による観光プロモーションを推進し、来訪意欲や再訪意欲を刺激し、観光客の増加を図ります。

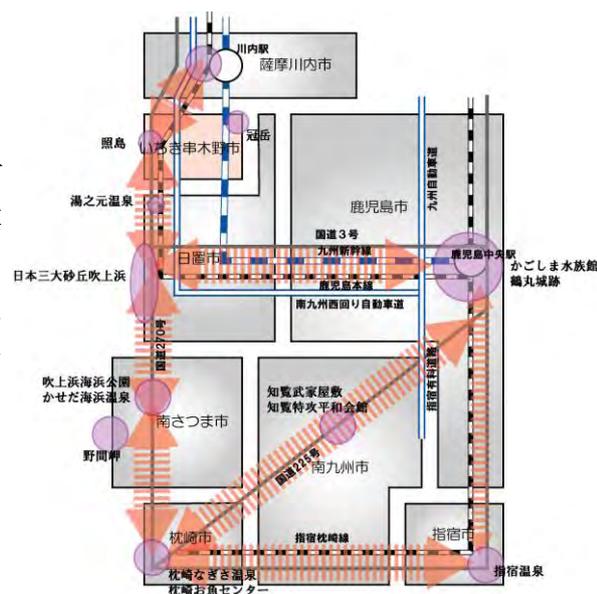
④ 滞在型観光まちづくり

- ・様々なテーマの観光施設が集積し、体験型観光や長期滞在型旅行などの観光ニーズを踏まえた多様な楽しみ方を提供できる観光施設の整備・充実を図ります。
- ・現在、本市では焼酎づくり体験や、さつまあげづくり体験など様々な体験メニューが用意されています。今後も、「学習」「体験」「健康」「自然」といった観光客のニーズを把握し、民間事業者やNPOの協力を得ながら野菜・果物の収穫体験の実施や伝統工芸品づくりなど地域の産業を活かした体験プログラムの開発や新たな分野のツーリズムの開発を進めます。
- ・地場産品を活用した独創的で多様な食事メニューの開発や充実を図るなど、「食」の魅力を高めて観光客の滞在を促します。

⑤ 交流・賑いを高める連携体制の整ったまちづくり

- ・観光振興には、個々の活動だけでは十分な効果が得られません。今後は、共通するテーマを持った広域連携型の観光振興も視野に入れ、近隣市町村や市民等・事業者が協力し、観光振興に向けた連携体制の構築を図ります。
- ・新幹線駅が位置する薩摩川内市、鹿児島市をはじめ、日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市などの広域連携による観光サービスの提供を行うことにより、交流、賑いを高める観光まちづくりを推進していきます。
- ・観光客に「訪れてよかった、また訪れてみたい」と感じさせるよう行政、観光関係者、市民等が一体となって観光客を迎え入れることができるよう意識を高めていきます。

■広域連携による観光回遊ルートイメージ



上記を踏まえ、以下に観光施設の整備方針に基づく観光施設配置方針図を示します。

観光施設配置方針図



凡 例	
	山の観光ゾーン
	里の観光ゾーン
	市街地観光ゾーン
	主な観光資源 (体験・見学)
	主な観光資源 (自然)
	主な観光資源 (歴史文化)
	主な観光エリア
	交通結節点
	自然歩道
	主な観光ルート
	鉄道
	自動車専用道路
	幹線道路等
	行政界
	都市計画区域界
	用途地域界

第 8 章 地域別構想

8-1. 地域区分

地域区分の設定については、次の要素を勘案し 9 地域に区分を行いました。

しかしながら、今後のまちづくりや地域の特性並びに、自然条件等を考えると、都市計画区域内を 5 地域、都市計画区域外については、4 つの地域を 1 つの地域として考えて、合計 6 地域の区分にします。

【地域区分の要素】

● 市民等にもわかりやすい区分

市民等にもわかりやすく一定のまとまりのある地域区分とするため、防災ハザードマップ等に示されている「大字」単位での地域区分を基本とする。

● 都市計画区域外も対象

市域全体での偏りが無いよう、都市計画区域外においても地域区分の対象と考える。

● 既存のマスタープランの地域区分を踏まえる

既存のマスタープランで設定された地域区分が極力細分化されないよう配慮する。

● 区域マスタープラン（都市計画区域マスタープラン）の地域区分を踏まえる

区域マスタープランで設定された地域区分との整合を図るよう配慮する。

● 新たなプロジェクトの考慮

新たなプロジェクトを考慮した範囲とする。



8-2. 中央地域

(1) 地域の現況

- ・市の中心地であり行政機能や商業機能が集積していることから、市の人口の半数以上が居住しています。また、世帯数は増加傾向ですが人口は減少しつつあります。
- ・「マグロ船」の母港である串木野漁港があるとともに、水産加工場もあります。
- ・面整備事業により市街地が形成され市の中心的商業・業務地として機能しています。
- ・購買力が流出し商業活動は停滞傾向にあります。
- ・JR 串木野駅が位置し市の玄関口として機能しています。
- ・JR 神村学園前駅が新設され学生を中心とした乗降客が年々増加しています。
- ・国道 3 号や主要地方道串木野港線が通り交通利便性が高いです。



(2) 地域の課題

●中心商店街の活性化

中心商店街の活性化は市の発展、来訪者へのイメージアップにもつながります。幹線道路沿道の商業地との差別化を図り、地域密着型の商店街として人々のふれあい、交流の場、情報・文化の発信地としてのまちづくりが必要です。

●障がい者・高齢者等に配慮したまちづくり

本地域は、2つの駅や公的施設、中心商店街等が集中し市内外からの来訪者も多いことから、様々な人の利用を考え、ユニバーサルデザインを促進する必要があります。

●市街地の防災対策と住環境改善

市内でも最も人口密度、建物密度が高い地域であることから、防災性の向上や快適な住環境の形成が必要です。

●地域資源の活用による交流人口の増加

人口減少等への対応は、新たな施設等の誘致だけでなく既存の地域資源の活用を図りながら交流人口（観光客等）の増加を目指すことが必要です。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

市内でも人口密度の高い市街地を形成する中央地域は、多くの人を訪れる市の顔としての付加価値を高めるとともに、道路や公園などの基盤整備を進め生活環境の質的向上を図ります。

【まちづくりの基本理念】

産業や地域資源を活用した交流の促進と賑いのあるまちづくり

【まちづくりの目標】

産業や地域資源を活かしたまちの魅力づくりと
住む人も訪れる人も快適に過ごせる市街地環境の形成

【地域の課題】

- 中心商店街の活性化
- 障がい者、高齢者等に配慮したまちづくり
- 市街地の防災対策と住環境改善
- 産業や地域資源の活用による交流人口の増加



【主な施策】

- ・ 商店街美化の推進、空き店舗活用、共同店舗、共同事業、観光産業との連携
- ・ 駐車場等の整備
- ・ 公共公益施設のユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 常時浸水危険住宅の移転等事業の促進
- ・ 洪水、越流、高潮、高波等災害発生危険箇所の改修・整備
- ・ 都市基盤施設の整備内容の検証と再整備
- ・ 市街地緑化の推進
- ・ 公園・広場等の維持管理
- ・ 吹上浜県立自然公園等の海洋性レクリエーション機能の向上
- ・ 防犯灯等の整備

② 土地利用方針

市の「顔」として、均衡のとれた市街地形成を目指すとともに、新たな土地利用の視点から市街地としての付加価値を高めます。また、市街地周辺の自然環境の保全と活用を目的に、以下の分類で土地利用を進めます。

●商業・業務地

- ・ハード施策とソフト施策の一体的な実施により地区の活性化を推進します。
- ・中心商店街は、主に市民等の利用を想定し回遊性を高める歩行空間の整備等を進めます。
- ・交流機能強化を進め交流人口の増加を目的に、地域特性を活かした景観整備などを検討し街の魅力向上に努めます。
- ・市の「顔」や「食のまち」として整備を進め地域の付加価値の向上に努めます。
- ・JR 串木野駅周辺の国道 3 号沿道は、大型商業施設の立地を図り、商業機能向上を目指すとともに、集客力を活用した地域の活性化を図ります。
- ・JR 串木野駅は、駅前景観整備等により交通結節点としての付加価値を高めます。
- ・JR 神村学園前駅は、文教地区への入口としてふさわしいまちづくりを検討します。

●沿道サービス地

- ・幹線道路沿道は、立地条件を活かし市民等のための商業施設等、小規模な商業・業務施設の立地を図ります。

●工業地

- ・串木野漁港とその周辺地域については、漁港機能と関連産業の円滑な活動が行えるよう、工業系土地利用の維持増進を図ります。

●専用住宅地（中密度）

- ・市役所南側から JR 神村学園前駅周辺にかけての既成市街地については、住宅地として専用性を高めた良好な住環境の保全を図ります。

●複合住宅地

- ・基盤整備が行われた市街地は、施設の整備水準を検証し、必要に応じて整備や検討を進めます。
- ・公共施設周辺や公共施設を結ぶ道路等では、様々な人の利用を考え優先的にユニバーサルデザインを促進します。
- ・JR 神村学園前駅東側では、民間の活力を活かした開発により、戸建住宅を主体とする良好な住宅地の形成を図ります。

●土地利用検討区域

- ・ JR 神村学園前駅の東側並びに串木野地域の市街地と市来地域の市街地に挟まれた地区は、新たな需要が期待されることから、今後の開発動向を踏まえ、必要であれば用途制限などの指定検討を進めることで、地域にふさわしい計画的な土地利用を促します。



●自然環境保全地

- ・ 串木野地域の市街地南西部に位置する照島海岸は、東シナ海に面する日本三大砂丘のひとつ、吹上浜砂丘が約 3km 続く海岸です。その北端に位置する照島公園には、薩摩焼陶工上陸の碑があり、本市の観光地として多くの観光客や市民等の憩いの場としても利用されています。また、付近には照島神社などの史跡がある他、地元で水揚げされた鮮魚等を販売する「照島海の駅」や「照島海の駅食堂」もあり、「食のまち」を代表する地区として期待されています。そこで、現在の景観や自然環境を今後も保全していくものとします。



③ 交通体系整備方針

国道3号を軸とした効率的な交通体系の形成、市街地環境の保全、安全性の向上等を目指し、各道路の役割分担を明確にしたうえで、以下の分類で整備を進めます。また、未整備となっている都市計画道路については今後、市民等との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを進めます。

●主要幹線道路

- ・市街地は、良好な道路景観の形成等を図るとともに、歩道についてはユニバーサルデザインにより安全で快適な歩行者空間の形成に努めます。

●都市幹線道路

- ・新たに完成した市街地の幹線道路については、既存道路（市街地を取り囲む道路）の整備水準を再検証し、必要に応じて道路改良を行います。
- ・歩道のユニバーサルデザインの導入を推進し、住宅地としての付加価値を高めます。
- ・主要幹線道路を補完する都市幹線道路は、地域の重要な道路として安全面等に配慮するとともに、地域の実情等を踏まえながら優先順位等を検討し整備を進めていくものとしします。

●補助幹線道路

- ・用途地域内を中心に、狭隘区間の整備を促進します。
- ・建物密度が高い都心住宅地においては、防災活動等も考慮して既存道路の整備水準を検証し、必要に応じて整備を行います。

●公共交通

- ・JR串木野駅とJR神村学園前駅については、駅施設や施設周辺のバリアフリー化促進と街への入口としてふさわしい景観形成を図ります。



④ 公園・緑地整備方針

基幹的公園となる長崎鼻公園や照島公園等の整備に加え、地域の生活に密着した街区公園の充実と更なる活用を目的に、以下のような分類で公園・緑地の整備を進めます。

●主な公園

- ・長崎鼻公園の魅力の向上を図るために、海辺の公園として、施設内容の充実と海を活かした景観整備を進めます。
- ・照島公園は、海洋性レジャー施設等を観光資源として魅力向上に努めます。
- ・御倉山公園は、緑地の保全と緑の質的向上を図ります。

●身近な公園

- ・公園の適切な配置による公園未整備区域の解消を優先的に進めます。
- ・市街地の既存公園では、利用者である市民等の意見を反映した再整備等、施設内容の充実に努めます。

●緑地・自然地等

- ・市街地環境の改善に貢献する市街地緑地であり、保安林に指定されている御倉山公園、長崎鼻公園、照島海岸の緑地等は保全します。
- ・まとまった緑地については樹木の種類等、緑地の質的向上を検討します。
- ・市街地における緑化率の向上を図るとともに、民有地においても緑化を推進します。



⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

河川・海岸等は安全性の確保を基本に、資源としての魅力向上と、まちづくりへの活用を図ります。下水道等は、浸水解消等に加え未整備区域の整備を目的に、以下のような分類で整備を進めます。

●河川

- ・市街地を流れる五反田川、酔之尾川等は、安全性の向上を最優先に整備を進めます。
- ・整備の際には、河川環境の保全・復元、自然材料の活用等による多自然型川づくりや、親しみやすい水辺を造ります。



●海岸

- ・高波・高潮対策等、安全性の向上を最優先に整備を進めるとともに、整備の際には、潜堤や自然材料を用い景観に配慮した護岸等の検討を行います。
- ・良好な海岸景観の形成に努め、特に長崎鼻公園付近は自然景観の復元を検討します。
- ・吹上浜県立自然公園の一部である照島海岸は、沿岸の緑地の保全とともに養浜に努め、美しい海浜景観の維持を図ります。



●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため下水道等污水处理施設の整備を促進します。また、既存の公共下水道施設の長寿命化を推進します。
- ・地域内で浸水被害の虞がある地域は、排水路の整備等により浸水被害の早期解消に努めます。

⑥ その他の整備方針

市内外から多くの人々が集まる本地域は、まちのイメージを形成する景観要素「海の景」「街の景」の形成や、公共施設におけるユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、貴重な自然資源を積極的に保全するため、以下のような分類で整備を進めます。

●景観

- ・地域特性や歴史を景観に反映して、いちき串木野市らしい景観形成を図ります。
- ・照島海岸から長崎鼻公園にかけての自然景観、漁港付近にふさわしい景観の形成により、港町の原風景ともなる「海の景」の形成に努めます。
- ・人々が集う中心商店街や JR 串木野駅前、都市軸となる主要幹線道路沿道における賑いのあるまちなみ景観「街の景」の形成に努めます。

●自然環境

- ・河川、海岸、緑地等は、市街地環境にゆとりと潤いをもたらす貴重な自然資源であるため、今後も積極的に保全するとともに、自然資源としての質的向上に努めます。

●防災・防犯

- ・地域内の浸水解消のため、河床断面の拡大や、河川、海岸においては風水害による被害を最小限にとどめるよう整備を促進します。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備充実を促進します。

●福祉

- ・公共施設、JR 串木野駅、JR 神村学園前駅並びに中心商店街等の様々な人が利用する施設は、「重点福祉対策施設」として、優先的に歩道や公共施設等のユニバーサルデザイン導入を促進します。



⑦ 重点施策

- 駅前空間の整備
- 長崎鼻公園付近の海洋性レクリエーションゾーンの形成
- 市民等の意向を反映した身近な公園の充実（再整備等含む）
- 「街の景」「海の景」の形成
- 「重点福祉対策施設」の整備
- 防犯灯等の整備

8-3. 上名・生福地域

(1) 地域の現況

- ・ JR 鹿児島本線東側に位置する上名・生福地域は、住宅地、工業地を中心とする市街地から、農地、山林まで多様な土地利用形態がみられます。
- ・ 現在、麓地区では土地区画整理事業が施工中であり、新たなる宅地需要に応えるために都市基盤整備が進められています。
- ・ 基盤整備が進んだことで、農地から宅地への転用や、幹線道路沿道における開発の増加がみられます。
- ・ 通過交通の流入等、生活環境への影響が予想されます。
- ・ 総合運動公園の整備がなされ、広域からの利用が考えられます。



(2) 地域の課題

●土地区画整理事業等の促進

現在、麓地区において土地区画整理事業が施工中となっており、今後とも新たなるニーズに対応した良好な住環境の形成を目指し、引き続き土地区画整理事業等を進めていく必要があります。

●自然環境の保全・活用

本地域は、市街地（用途地域）を農地が取り囲み、さらにその外側を山林が囲むという自然資源が多く残る地域です。そこで、今後とも自然資源の保全が必要です。

今後は、自然資源の質的向上を図るとともに、市民等が自然に親しめるような施設整備を行い自然資源の有効利用が必要です。

●食の拠点エリアを核としたまちの魅力発信

現在、上名五反田地内において、地元特産品の販売や飲食機能、観光情報発信機能を備えた「食の拠点エリア」の整備検討が進められています。そこで、当計画に基づく関連事業の推進を図り、交流人口の増加に努めながら地域の活性化を図る必要があります。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

市街地は、人口流入が続いており、土地区画整理事業等の早期完了が望まれています。そこで、市街地周囲を取り囲む緑や地域内の史跡等・地域資源の活用を行うとともに、新たな居住空間の創設を目指します。

【まちづくりの基本理念】

緑豊かな環境と食の拠点を活かした交流のまちづくり

【まちづくりの目標】

地域資源を活かしたまちの魅力づくりと

多様な人々が集う交流空間の創設

【地域の課題】

- 土地区画整理事業等の促進
- 自然環境の保全・活用
- 食の拠点エリアを核としたまちの魅力発信



【主な施策】

- ・ 麓土地区画整理事業による基盤施設整備の推進
- ・ 串木野 IC 周辺における土地利用の検討
- ・ 食の拠点エリアの整備
- ・ 魅力の発信並びに周知広報
- ・ 防犯灯等の整備



② 土地利用方針

交通利便性を活かした新たな土地利用を進めるとともに、市の核となる産業拠点としての地域の発展を目的に、以下の分類で土地利用を進めます。

●工業地

- ・ JR 串木野駅東側の地区では、既存の工場と、周辺住環境との調和を図りながら工業系土地利用としての維持を図ります。
- ・ 上名五反田地区の国道 3 号沿道における「食の拠点エリア」は、円滑な整備推進と駐車場、休憩所等関連施設の整備を図ります。

●専用住宅地（中密度）

- ・ 串木野小学校、中学校の周辺既成市街地については、住宅地として専用性を高めた良好な住環境の保全を図ります。

●専用住宅地（低密度）

- ・ （都）麓線北側の市街地については、麓土地区画整理事業により基盤整備が進み良好な都市環境が整いつつあります。そこで、今後は低密度な住宅地として建築ルールの導入等の検討を行い、良好な住環境の形成に努めます。

●複合住宅地

- ・ 現在進められている麓土地区画整理事業を推進し、都市基盤の整った良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 麓地区以外の住宅地は、宅地化進捗状況や幹線道路並びに下水道等、周辺の基盤整備状況を考慮して必要に応じて効率的に基盤整備を推進します。
- ・ 市街地の幹線道路沿道は、利便性の良い立地条件を活かした住商共存地として市民等のための商業施設等、小規模な商業・業務施設の立地を許容します。

●土地利用検討区域

- ・ 串木野 IC 周辺の土地利用については、開発動向や市民ニーズを考慮しながら適正な土地利用の形成について検討を行います。

●田園集落地

- ・ 市街地と山林の間に広がる農地は、生産地として必要な施設整備を行うと同時に、スプロールを抑制してコンパクトな市街地形成を図ります。
- ・ 集落は、農地との調和を図りながら必要に応じて生活基盤の整備を行います。

●自然環境保全地

- ・ 地域の周囲を取り囲む山林は、自然資源の保全と治山・治水等の防災性の維持向上を図る観点から法規制の下、積極的に保全します。

③ 交通体系整備方針

串木野 IC や都市計画道路を軸として安全で快適な空間の創設を目指し、以下の分類で整備を進めます。また、未整備となっている都市計画道路については今後、市民等との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを進めます。

●主要幹線道路

- ・主要地方道串木野樋脇線は、未改良区間の整備を促進するとともに、市街地においては、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行者空間の形成、良好な道路景観の整備等を図ります。

●都市幹線道路

- ・主要幹線道路を補完する都市幹線道路は、地域の重要な道路として安全面等に配慮するとともに、地域の実情等を踏まえながら優先順位等を検討し整備を進めていくものとします。

●補助幹線道路

- ・建物密度が高い住宅地においては、消防活動等も考慮して狭隘区間の改良を促進します。また、市民等との協働のもと、街灯などの整備を促し、安全性や防犯面の強化を図ります。

④ 公園・緑地整備方針

総合運動公園を核とした緑地や周囲に広がる山々などの自然地について、以下の分類で整備を進めます。

●主な公園

- ・総合運動公園については、緑豊かな自然の中で調和の取れたスポーツコミュニティ公園として、維持管理及び設備の充実を図ります。

●身近な公園

- ・公園の適切な配置と公園の未整備地区の解消に努めます。
- ・市街地の既存公園では、利用者である市民等の意見を反映した再整備、施設内容の充実を検討します。

●緑地・自然地等

- ・住宅地等の周辺や市街地を囲む山々の自然地については、無秩序な開発等を抑制するとともに、本市の自然資源として、今後とも保全していくものとします。



⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

河川・海岸等は安全性の確保を基本に、資源としての魅力向上と、まちづくりへの活用を図ります。下水道等は、浸水解消等に加え未整備区域の整備を目的に、以下のような分類で整備を進めます。

●河川

- ・河川の氾濫等から人命や財産を守るため、五反田川等の河川護岸の整備促進や河川改修事業を推進します。
- ・整備の際には河川環境の保全・復元、自然材料の活用等による多自然型川づくりや、親水護岸及び河川広場等の整備に努め、親しみやすい水辺を造ります。

●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため、下水道等污水处理施設の整備を促進します。

⑥ その他の整備方針

市内外から多くの人々が集まる本地域は、まちのイメージを形成する景観要素「街の景」の形成や、公共施設におけるユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、貴重な自然資源を積極的に保全する目的で、以下のような分類で整備を進めます。

●景観

- ・幹線道路については、街路樹の設置や緑地帯等の緑化に努め、潤いのある道路景観を形成します。
- ・本市固有の歴史・文化資源である麓地区の串木野城跡については、適切な保存を図るとともに周辺の歴史的景観との調和に努めます。
- ・良好な市街地環境を形成するため、生垣等による民有地緑化を促進します。
- ・五反田川等の河川景観の保全及び水辺景観整備を図ります。
- ・地域内の豊かな緑（農地・山林）を保全します。



●防災・防犯

- ・延焼遮断帯、避難路として機能する道路や避難地となる公園等の整備を図ります。
- ・避難所や津波避難適応場所に指定されている施設については、災害時における必要な防災機能の強化を図ります。
- ・市街地周囲の丘陵地等には、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流氾濫区域等、災害発生の危険性が高い箇所が点在しているため、それらの警戒を強めるとともに、新たな宅地化の防止等、防災対策を促進します。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備を促進します。

● 新たな市街地としての整備

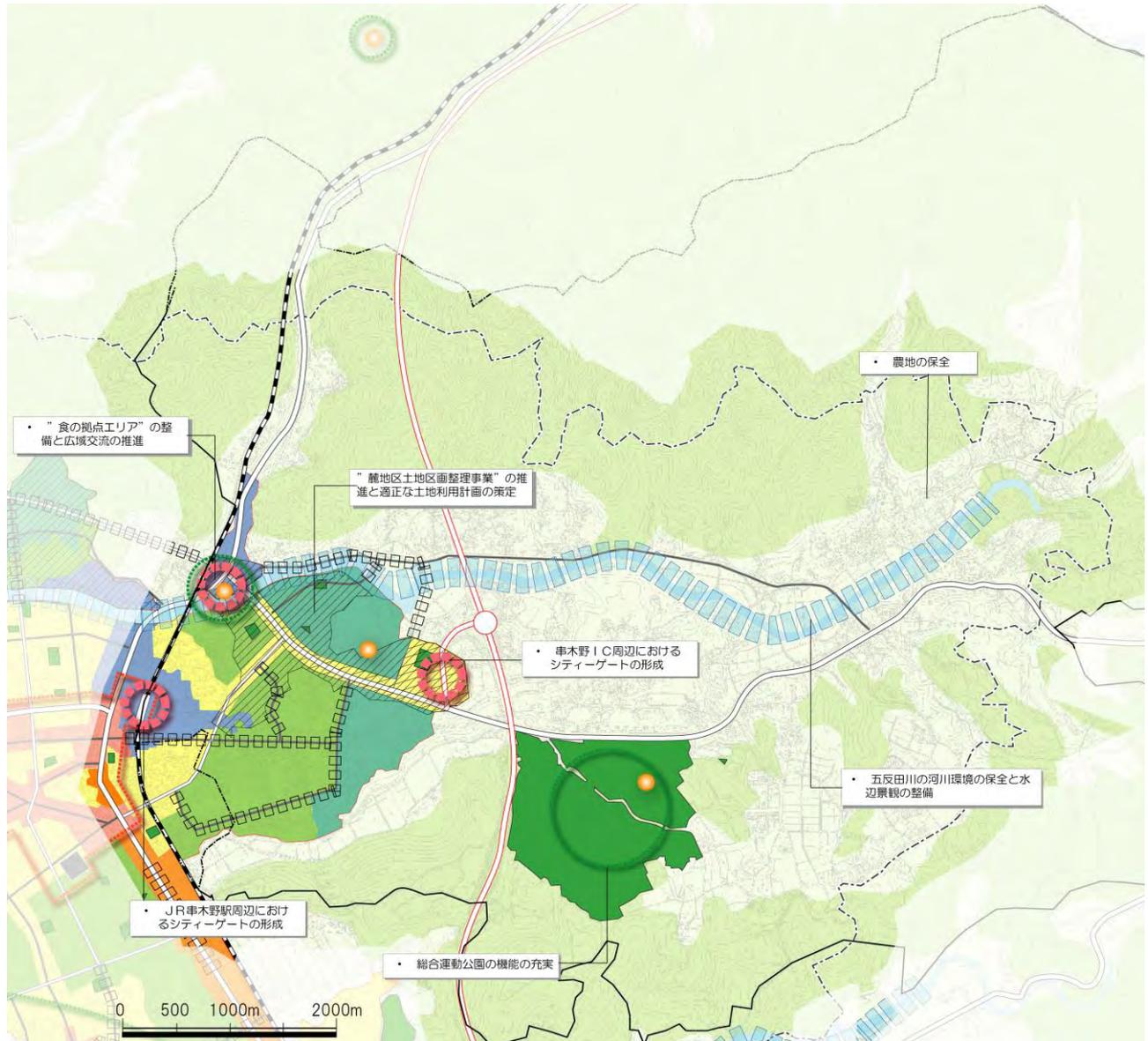
- ・ 麓土地区画整理事業を推進し、都市基盤の整った良好な住宅地の形成を図ります。
- ・ 土地区画整理事業の進捗に合わせ、用途の混在や敷地細分化の防止に努めるとともに、敷地内緑化の促進など地域の実情に応じたまちづくりルール等を検討します。
- ・ 食の拠点エリアについては、市の新たなランドマークとしての整備を推進します。

⑦ 重点施策

- 総合運動公園の利活用の推進
- 麓地区土地区画整理事業の推進
- 「食の拠点エリア」の整備推進
- 串木野 IC 周辺における土地活用の検討
- 防犯灯等の整備



地域別構想図 上名・生福地域



凡 例

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 商業・業務地 | 都市機能拠点 | 行政界 |
| 沿道サービス地 | 生活機能拠点 | 都市計画区域界 |
| 工業地 | レクリエーション拠点 | 用途地域界 |
| 専用住宅地（中密度） | 産業拠点 | 地域界 |
| 専用住宅地（低密度） | 歴史文化拠点 | 鉄道 |
| 複合住宅地 | 水と緑のネットワーク | 自動車専用道路 |
| 土地利用検討区域 | 未整備都市計画道路（見直し検討路線） | 主要幹線道路等 |
| 田園集落地 | シティーゲート | 都市幹線道路等 |
| 自然環境保全地 | 主な地域資源 | 補助幹線道路等 |
| 主な公園 | | |



8-4. 野平地域

(1) 地域の現況

- ・ 本地域には、県内でも有数の規模を誇る「西薩中核工業団地」があります。また、本市の海の玄関口「串木野新港」等の産業基盤が整備され、本市の経済を支える産業拠点です。
- ・ 工業団地に隣接して低密度な市街地が形成されていますが、地域内の道路、公園、下水道等の基盤施設は整備が遅れています。
- ・ 北側を中心に市街地の周辺には緑豊かな山林が広がっており、南側には五反田川が流れています。
- ・ 市道野元平江線が整備されました。



(2) 地域の課題

●産業拠点機能の充実

本市の産業拠点である西薩中核工業団地については、企業誘致の促進と円滑な操業環境の維持が必要です。また、工業団地ゆえに周辺を考えた環境対策や隣接する住宅地への配慮も必要です。

串木野新港においては、港湾機能の強化や、海の玄関口としてふさわしい周辺環境づくり等が必要です。

●生活基盤の整備

工業団地と五反田に隣接する形で形成されている市街地（用途地域）は、低層建物を主体とした低密度な住宅地ですが、地域内の区画道路や公園、下水道等の施設整備が遅れており、良好な住環境の形成に向けた基盤施設の整備が必要です。

●自然環境の保全・活用

市街地（用途地域）を囲む山林や中心を流れる河川などは環境の保全が必要です。

また、自然資源の質的向上を図るとともに、市民等が自然に親しめるような施設整備を行い、自然資源の有効利用を図ることが必要です。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

産業拠点としてその活性化が期待されている本地域は、産業振興に資する基盤施設の整備と、市民等の生活環境を向上する基盤整備、お互いの環境を良好に保つ土地利用、各種施策等により、産業と生活が共存・共栄しうるようなまちづくりが望まれます。そこで、以下のような理念の下まちづくりを推進します。

【まちづくりの基本理念】

活力と新たな雇用を生む産業と快適な生活環境が調和したまちづくり

【まちづくりの目標】

産業振興と都市基盤が整った快適な生活空間の形成

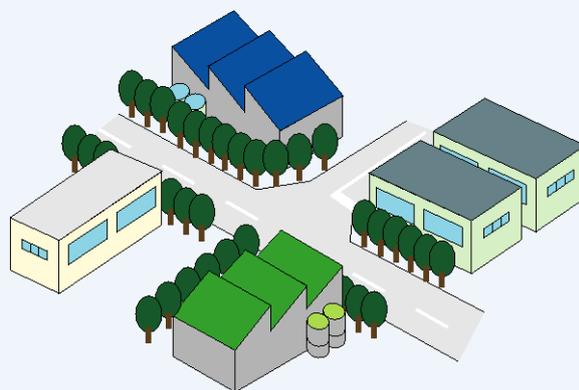
【地域の課題】

- 産業拠点機能の充実
- 生活基盤の整備
- 自然環境の保全・活用



【主な施策】

- ・ 西薩中核工業団地への企業誘致の促進
- ・ 土地区画整理事業等による基盤施設整備の推進
- ・ 保安林の維持、遊歩道の整備等
- ・ 防犯灯等の整備



② 土地利用方針

低密度な市街地と大規模な工業団地、緑深い山林が隣り合う本地域においては、以下のような区分によりそれぞれの配置を明確にするとともに、生活環境と産業基盤の調和を目指し市街地の整備及び産業基盤の整備等、必要な施策を展開します。

●工業地

- ・西薩中核工業団地は串木野新港に隣接する交通利便性を活かし、貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致を進め、工業地としての土地利用増進を図ります。
- ・住宅地との間に形成された緑地は緩衝緑地として周辺住宅地への影響を緩和するように維持管理に努めます。
- ・地域の東側の五反田川沿いに形成される工業地は、周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用の促進を図ります。



●専用住宅地（低密度・中密度）

- ・基盤整備が遅れている山側の市街地は、土地区画整理事業等による生活基盤の整備に努め、低密度で良好な住宅地の形成を図ります。

●複合住宅地

- ・五反田川沿いに形成される市街地は、木造家屋が密集する地区であるため、耐火建築物への更新の促進や、遊休地を活用したオープンスペースの確保、土地の再編などを検討し住環境の改善に努めます。

●田園集落地

- ・オコン川沿いに形成される農地は、後継者の育成や営農環境の向上に努めながら農業生産活動や集落維持とは関係のない開発及び土地利用転換を抑制し、良好な農地の保全に努めます。

●自然環境保全地

- ・市街地を取り囲むように広がる山林や丘陵地の緑は、豊かな自然環境を有する貴重な空間であるため、自然環境を活かした自然とふれあうことのできるレクリエーションの場としての活用を図ります。

③ 交通体系整備方針

効率的な交通体系の形成、市街地環境の保全、安全性の向上等を目指し、各道路の役割分担を明確にするとともに、交易交流拠点として串木野新港を位置付け、以下の分類で整備を進めます。また、未整備となっている都市計画道路については今後、市民等との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを進めます。

●主要幹線道路

- ・主要地方道川内串木野線は、羽島地区と中心市街地、国道3号を結ぶ主要幹線道路であり、通過交通も多いことから市街地区間を中心に交通機能の向上と沿道環境の保全に努めます。

●都市幹線道路

- ・主要幹線道路を補完する都市幹線道路は、地域の重要な道路として安全面等に配慮するとともに、地域の実情等を踏まえながら優先順位等を検討し整備を進めていくものとしします。

●串木野新港

- ・串木野新港は、東南アジアに近い優れた立地特性を活かしながら交易交流拠点、国際物流拠点にふさわしい港湾機能の充実を促進します。

④ 公園・緑地整備方針

市民生活における身近な公園や市街地周辺の緑地、自然地等について、以下の分類で整備を進めます。

●身近な公園

- ・日常生活に必要な住区基幹公園の整備を計画的に行うとともに、その計画段階から市民等の意見を反映するなど、市民参加の公園づくりに努めます。
- ・既成市街地においては未利用地等を活用し、身近な公園・広場の整備に努めます。

●緑地・自然地等

- ・地域の周囲を取り囲む山林は、自然資源の保全と治山・治水等の防災性の向上を図る観点から積極的に保全します。また、遊歩道の整備等、自然に親しめる環境を整えます。
- ・市街地と工業団地間の緑地は、生活環境と産業環境を調和させる緩衝緑地帯として、今後も保全します。
- ・ゆとりある市街地の形成を図るため、市街地のまとまった農地の無秩序な宅地化を抑制し、必要に応じて宅地化する場合は、基盤施設の先行整備等により良好な市街地形成に努めます。

⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

河川は安全性の確保を基本に、地域資源としての魅力向上と、まちづくりへの活用を図るとともに、下水道等は浸水解消等に加え水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するために、以下のような分類で整備を進めます。

●河川

- ・五反田川、オコン川等の河川については、必要な河川改修を推進しながら、親水性を高めます。
- ・自然環境の復元を図る多自然型川づくりの導入等「親しみやすい水辺づくり」を進めます。

●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するために、下水道等污水处理施設の整備を促進します。



⑥ その他の整備方針

市民等の憩いの場や地域資源である景観は、まちのイメージを形成する要素です。また、今後は、安心・安全なまちづくりを目指して防災面等への配慮も必要と考え、以下のような分類で整備を進めます。

●景観

- ・五反田川、オコン川等の河川景観の保全及び水辺景観整備を図ります。
- ・幹線道路の緑化に努め、潤いのある道路景観を形成します。
- ・地域内の豊かな緑（農地・山林）や緩衝緑地を保全します。
- ・市民参画による良好な市街地景観の形成を図ります。



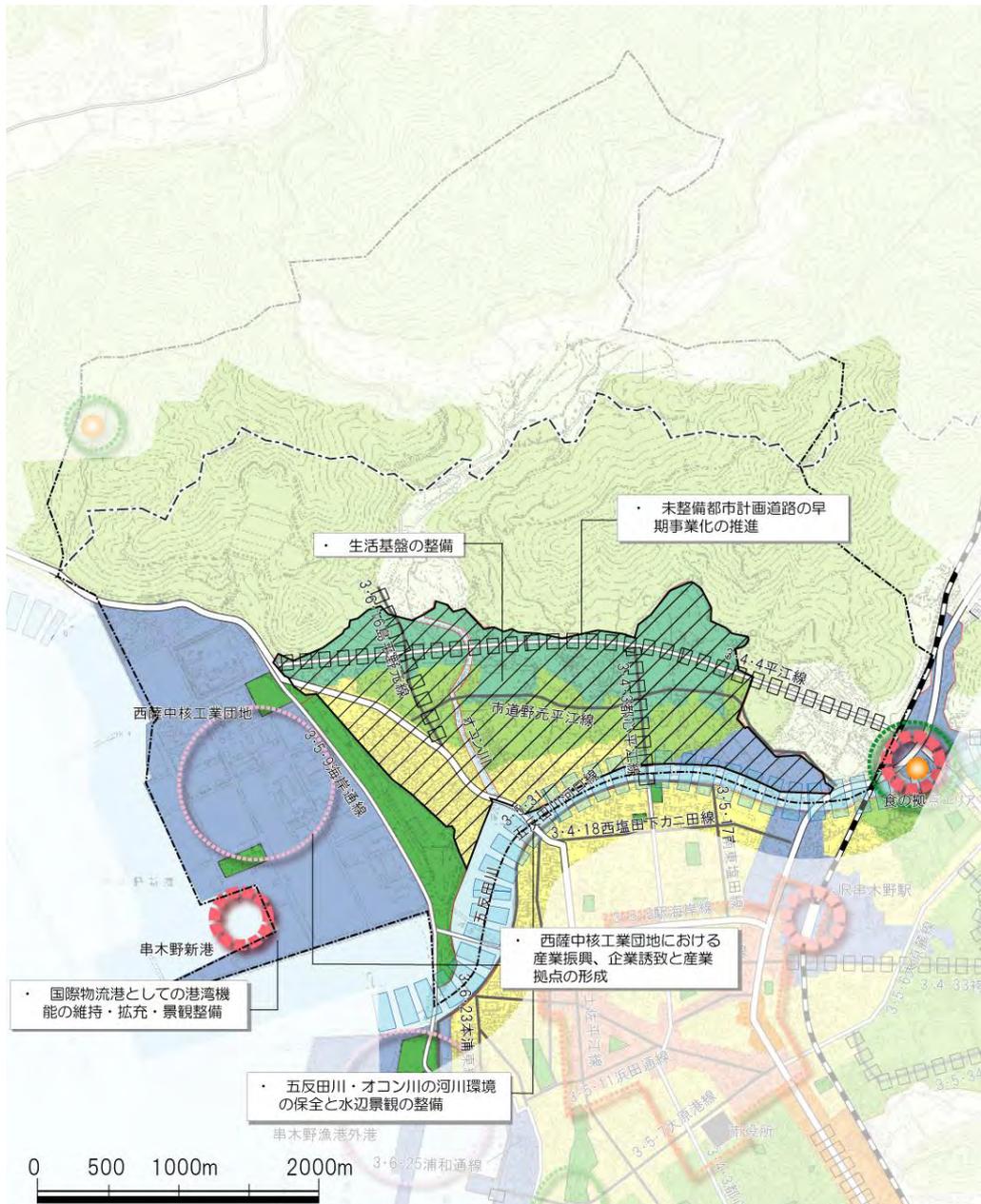
●防災・防犯

- ・延焼遮断帯、避難路として機能する道路や避難地となる公園等の整備を図ります。
- ・既成市街地やその周辺地域においては、土地区画整理事業等を推進し、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進めます。
- ・市街地外の集落周囲の山林には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、災害発生の高危険性が高い箇所が点在しているため、それらの警戒を強めるとともに、防災施設の整備、宅地化の防止等、防災対策を促進します。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備充実を促進します。

⑦ 重点施策

- 西薩中核工業団地における企業誘致の促進
- 串木野新港の利活用の推進
- 都市計画道路の整備推進
- 防犯灯等の整備

地域別構想図 野平地域



凡 例

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 商業・業務地 | 都市機能拠点 | 行政界 |
| 沿道サービス地 | 生活機能拠点 | 都市計画区域界 |
| 工業地 | レクリエーション拠点 | 用途地域界 |
| 専用住宅地（中密度） | 産業拠点 | 地域界 |
| 専用住宅地（低密度） | 歴史文化拠点 | 鉄道 |
| 複合住宅地 | 水と緑のネットワーク | 自動車専用道路 |
| 土地利用検討区域 | 未整備都市計画道路（見直し検討路線） | 主要幹線道路等 |
| 田園集落地 | シティーゲート | 都市幹線道路等 |
| 自然環境保全地 | 主な地域資源 | 補助幹線道路等 |
| 主な公園 | | |



8-5. 羽島地域

(1) 地域の現況

- ・他の地域と離れて都市計画区域が指定されている羽島地域は、地域の大部分を山林が占め、海と山に囲まれた自然環境が豊かな地域です。
- ・地形的要因から、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、災害発生の可能性が高い箇所が市街地を取り囲んでいます。
- ・幕末期、薩摩藩留学生が英国に向けて密かに旅立った歴史を有する地域です。
- ・薩摩藩英国留学生記念館の整備が進んでいます。
- ・人口の減少が顕著となっています。



(2) 地域の課題

●防災性の向上

本地域は他地域との連絡道路が限定されているほか、地域の南側と西側が東シナ海に面し、背後は急峻な斜面となっています。そのため、台風時の波浪や豪雨等による崖崩れなどの災害や通行止め等が起こりやすいと思われます。そこで、自然災害に強いまちづくりが特に重要です。

●歴史資源の活用

薩摩藩英国留学生記念館など本地域に関わる歴史資源を活かし、地域の活性化を促進していく必要があります。

●自然資源の活用

美しい海岸や山林の緑など豊かな自然環境を活かした地域の魅力づくりが必要です。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

中心市街地から分離している本地域は、利便性の向上はもとより、地域の人々が安心して暮らせるまちを実現することがまちづくりの基本です。そのため、人々の暮らしにおける安全性を高めると同時に、自然資源を有効に活用したゆとりと潤いのある生活空間の形成を図ることが望まれます。

また、幕末期において薩摩藩英国留学生 19 名が旅立った歴史ある地であり、その継承を図りつつ観光交流等によって地域の活性化を図っていくことが重要です。

よって以下のような理念の下まちづくりを推進します。

【まちづくりの基本理念】

豊かな自然と羽島ならではの歴史を継承した観光交流のまちづくり

【まちづくりの目標】

自然や歴史など地域資源の活用と、
防災対策の強化による安心・安全な市街地の形成

【地域の課題】

- 防災性の向上
- 歴史資源の活用
- 自然資源の活用



【主な施策】

- ・ 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の整備と維持管理
- ・ 避難路・避難地の整備、安全性の強化
- ・ 薩摩藩英国留学生記念館などの整備と維持管理
- ・ 自然環境等を踏まえた法規制による維持
- ・ 遊歩道の整備等
- ・ 防犯灯等の整備



② 土地利用方針

本地域は、市街地を農地、山林、海が取り囲み、地域の大部分を自然的土地利用が占めており、自然環境と生活環境との調和を目指し、市街地の整備及び自然環境の保全等、必要な施策の展開を行うことを目的に、以下の分類で土地利用を進めます。

●専用住宅地（低密度・中密度）

- ・基盤整備が遅れている山側の市街地は、区画道路の整備やオープンスペースの確保など都市基盤の整備に努め、低密度で良好な住宅地の形成を図ります。

●複合住宅地

- ・基盤整備が行われた市街地は、基盤整備の整備水準を検証し、必要に応じて整備を検討します。

●田園集落地

- ・集落環境の維持を目的に、農業後継者の育成や営農環境の向上に努めながら、農業生産活動や集落維持とは関係のない開発及び土地利用転換を抑制するとともに、良好な農地の保全に努めます。

●自然環境保全地

- ・市街地を取り囲むように広がる山林や丘陵地の緑は、豊かな自然環境を有する貴重な空間であり、自然環境を活かした自然とふれあうことのできるレクリエーションの場としての活用を図ります。

③ 交通体系整備方針

本地域は、中心市街地から離れていることから、道路は重要なライフラインです。そのため、市民生活における重要な軸と考え、以下の分類で整備を進めます。また、未整備となっている都市計画道路については今後、市民等との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを進めます。

●主要幹線道路

- ・主要地方道川内串木野線は、中心市街地と本地域、又は隣接する薩摩川内市を連絡する主要幹線道路であり、災害時には避難路、緊急輸送路として機能する重要な道路です。このため、沿道の防災対策等を促進し、災害時の寸断防止、地域における安全性の確保に努めます。



●区画道路

- ・地域内の利便性向上、コミュニティ空間としての機能確保とともに、災害時における安全性の向上、並びに復旧作業等を想定し狭隘区間の拡幅に努めます。

④ 公園・緑地整備方針

市民生活における身近な公園や市街地周辺の緑地、自然地等について、以下の分類で整備を進めます。

●身近な公園

- ・既成市街地は、未利用地等を活用し身近な公園・広場の整備に努めます。
- ・公園整備の際は、海辺の公園や山間のレクリエーション広場等、海や山といった地域の自然資源を活かした公園整備を検討します。また、計画段階から市民等の意見を反映するなど、市民参加の公園づくりに努めます。

●緑地・自然地等

- ・地域の周囲を取り囲む山林は、自然資源の保全と治山・治水等の防災性の向上を図る観点から積極的に保全します。また、ウォーキング等が可能な遊歩道等の整備や、自然に親しむ施設整備の検討を行い、活用を図ります。

⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

河川や海岸は、安全性の確保を基本に、地域資源としての魅力向上とまちづくりへの活用を図ります。また、下水道等は水質の保全と河川環境の維持を目的に、以下のような分類で整備を進めます。

●河川

- ・地域の安全性向上のため、地域内に点在する土石流危険渓流の整備を促進し、安全性の確保に努めます。

●海岸

- ・地域内の海岸は、自然海岸が多く残り、良好な「海の景」を形成しています。高波・高潮対策等、海岸の防災性向上を優先的に行いながら、景観に配慮した離岸堤（潜堤）の整備や養浜等により、海岸の保全に努めます。さらに、駐車場や親水護岸の整備等、海辺をレクリエーションスペースとして活用可能な整備を検討します。

●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため、下水道等污水处理施設の整備を促進します。

⑥ その他の整備方針

市民等の憩いの場や地域資源は、まちのイメージを形成する要素です。また、今後は安心・安全なまちづくりを目指して防災面等への配慮等も必要と考え、以下のような分類で整備を進めます。

●景観

- ・本市固有の歴史・文化資源である薩摩藩英国留学生記念館及び周辺施設については、本市の重要な歴史を伝承する施設であり、その維持管理に努めるとともに、周辺景観との調和に努めます。
- ・幹線道路については、街路樹の設置や緑地帯等の緑化に努め、潤いのある道路景観を形成します。
- ・地域内の豊かな緑（農地・山林）を保全します。
- ・市民参画による良好な市街地景観の形成を図ります。
- ・東シナ海沿いの海岸は、関係機関と連携して自然海岸の保全・復元に努めるとともに、美しい海浜景観に配慮した防波堤や護岸等の整備に努めます。

●防災・防犯

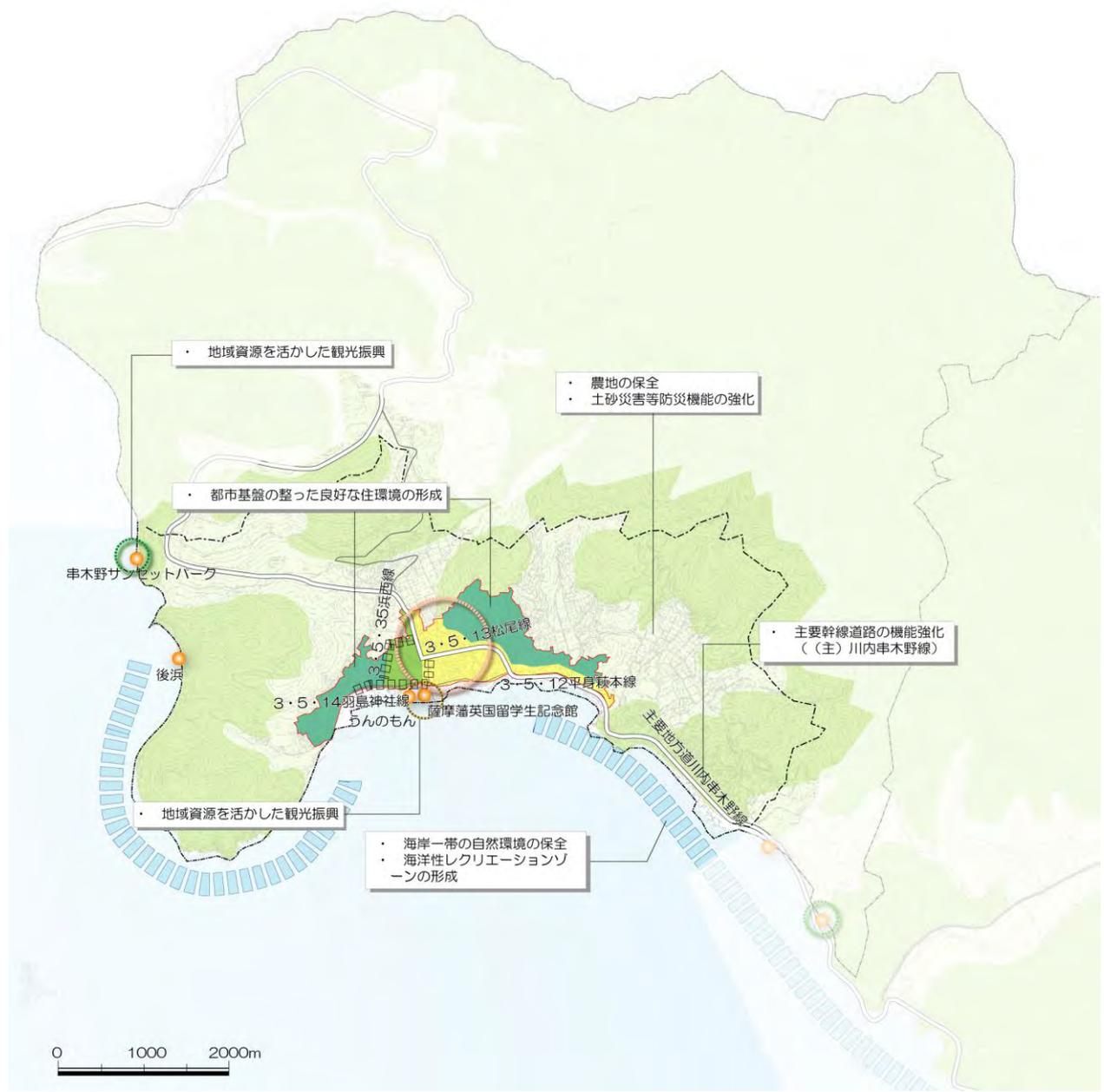
- ・延焼遮断帯や避難路として機能する道路並びに避難地となる公園等の整備を図ります。
- ・市街地の周囲には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、災害発生の危険性が高い箇所が点在しているため、それらの警戒を強めるとともに、防災施設の整備、宅地化の防止等、防災対策を促進します。
- ・避難路、災害復旧路となる主要地方道川内串木野線は、道路の拡幅や沿道の防災対策を促進します。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備充実を促進します。



⑦ 重点施策

- 薩摩藩英国留学生記念館及び周辺施設の整備
- 自然環境と自然景観の保全
- ライフラインとしての道路の整備と維持
- 観光資源と周遊ルートの検討
- 防犯灯等の整備

地域別構想図 羽島地域



凡 例

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 商業・業務地 | 都市機能拠点 | 行政界 |
| 沿道サービス地 | 生活機能拠点 | 都市計画区域界 |
| 工業地 | レクリエーション拠点 | 用途地域界 |
| 専用住宅地（中密度） | 産業拠点 | 地域界 |
| 専用住宅地（低密度） | 歴史文化拠点 | 鉄道 |
| 複合住宅地 | 水と緑のネットワーク | 自動車専用道路 |
| 土地利用検討区域 | 未整備都市計画道路（見直し検討路線） | 主要幹線道路等 |
| 田園集落地 | シティーゲート | 都市幹線道路等 |
| 自然環境保全地 | 主な地域資源 | 補助幹線道路等 |
| 主な公園 | | |



8-6. 湊・大里地域

(1) 地域の現況

- ・本地区は、市来地域のうち都市機能が集積され、地域の一部は土地区画整理事業による基盤整備が行われています。
- ・地域内は、住宅や公共施設等や店舗・工場などの施設の集積がみられます。
- ・国道3号沿道には市来庁舎や店舗等が比較的多く立地しており地域の拠点です。
- ・市街地南東部に JR 鹿児島本線の市来駅が位置しています。
- ・道路は国道3号が市街地を縦断し、南九州西回り自動車道市来 IC があります。
- ・国道270号が南薩方面へ伸びており交通の要所となっています。
- ・西側には、大里川を挟んで風光明媚な吹上浜があり、一帯は県立自然公園に指定されています。



(2) 地域の課題

●道路の整備・見直し

都市計画道路の見直しや、廃止等を含めた検討が必要です。

また、市来駅や国民宿舎、沖ノ浜などの拠点施設等のネットワークを視野に入れた整備が必要です。

●利便性の向上による地域拠点の形成

地域の中心として行政や教育、居住、商工観光業等の機能充実を図っていく必要があります。

●市街地の防災対策と住環境改善

海抜が低く浸水しやすい地域であり、防災性の向上や快適な住環境の形成が必要です。

●自然資源の活用

美しい海岸や河川の流れ、山林の緑など豊かな自然環境を活かした地域の魅力づくりが必要です。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

本地域は、市来地域の中心として発展してきた地域であり、今後も市南部の中心として、利便性の向上はもとより、地域の人々が安心して暮らせるまちづくりの実現が重要です。

そのため、自然災害からの被害を軽減すると同時に、地域資源を有効に活用し、地域特性に合った潤いのある生活空間の形成が望まれます。

また、市来地域の「顔」として、行政や教育、居住、商工観光業の中核を担う市街地としてのまちづくりを進めていくことが重要です。

よって以下のような理念の下まちづくりを推進します。

【まちづくりの基本理念】

豊かな自然に包まれた生活拠点にふさわしいまちづくり

【まちづくりの目標】

自然環境など地域資源の活用と、
都市機能の集積促進、都市基盤の機能向上等による良好な市街地の形成

【地域の課題】

- 道路の整備・見直し
- 利便性の向上による地域拠点の形成
- 市街地の防災対策と住環境改善
- 自然資源の活用



【主な施策】

- ・ 国道3号バイパス等、長期未着手路線の見直し
- ・ 日常生活利便施設や医療・福祉施設などの誘導による地域拠点の機能集約
- ・ 公共公益施設のユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 危険箇所の改修・整備
- ・ 都市基盤施設の整備内容の検証と再整備
- ・ 市街地緑化の推進
- ・ 公園・広場等の維持管理
- ・ 吹上浜県立自然公園等の海洋性レクリエーション機能の向上
- ・ 自然環境を踏まえた法規制による維持
- ・ 遊歩道の整備等
- ・ 防犯灯等の整備

② 土地利用方針

本地域は、市来地域の中心として栄えており、市街地は農地、山林、海が取り囲み、地域の大部分を自然的土地利用が占めています。今後とも、自然環境と生活環境との調和を目指し、市街地の整備及び地域資源でもある自然環境の保全など、必要な施策の展開を行うことを目的に、以下の分類で土地利用を進めます。

●沿道サービス地

- ・国道 3 号と県道市来停車場線の沿道は、周辺環境との調和に配慮しながら、自動車関連施設等を中心とした沿道サービス機能の向上に努めます。

●工業地

- ・地域中央は、周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに、地域の資源として観光等へ繋がる土地利用の検討を進めます。

●専用住宅地（中密度）

- ・県立市来農芸高校一帯及び国道 3 号以西の市来小、中学校一帯は、文教施設としてふさわしい土地利用を進めます。

●専用住宅地（低密度）

- ・市来駅西南部の一部及び大里川と国道 270 号に挟まれた地区（学校橋以南）は、区画道路の整備やオープンスペースの確保など都市基盤の整備に努め、低密度で良好な住宅地の形成を図ります。

●複合住宅地

- ・市来庁舎周辺の市街地や、国道 3 号バイパス沿いの準住居地域の用途指定がなされている地区並びに、JR 市来駅周辺の地区は、複合住宅地として店舗・事務所と住宅・共同住宅が共存する利便性の高い土地利用を進めます。

●田園集落地

- ・JR 鹿児島本線東側に点在する集落は、農地との調和を図りながら、必要に応じて生活基盤の整備を行います。
- ・農地は、後継者の育成や営農環境の向上に努めながら、農業生産活動や集落維持とは関係のない開発及び土地利用転換を抑制し保全に努めます。

●自然環境保全地

- ・市街地を取り囲むように広がる山林や丘陵地の緑、吹上浜などは、豊かな自然環境を有する貴重な空間であるため、自然環境を活かした自然とふれあうことのできるレクリエーションの場としての活用を図ります。

③ 交通体系整備方針

効率的な交通体系の形成、市街地環境の保全、安全性の向上等を目指し、各道路の役割分担を明確にするとともに、生活機能拠点としての付加価値を高めることを目的に、以下の分類で整備を進めます。また、未整備となっている都市計画道路については今後、市民等との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを進めます。

●主要幹線道路

- ・国道3号及び国道270号は、主要幹線道路であり、災害時には避難路、緊急輸送路として機能する重要な道路です。このため、防災対策等を促進し、災害時の寸断防止など地域の安全性確保に努めます。
- ・未整備となっている国道3号バイパスについては、今後の社会情勢等を考慮しながら整備又は見直しの検討を行います。



●都市幹線道路

- ・主要幹線道路を補完する都市幹線道路は、地域の重要な道路として安全面等に配慮するとともに、地域の実情等を踏まえながら優先順位等を検討し整備を進めていくものとします。

●区画道路

- ・地域内の利便性向上及びコミュニティ空間としての機能確保とともに、災害時における安全性の向上を目指し、狭隘区間の拡幅に努めます。

●公共交通

- ・JR市来駅については、駅前ロータリー等の整備を図るとともにバリアフリー化を促進します。



④ 公園・緑地整備方針

本市の観光資源でもある公園や緑地及び市民等が広く利用する身近な公園は、地域生活に密着した公園の施設の充実や更なる活用を目的に、以下の分類で公園・緑地の整備を進めます。

●身近な公園

- ・市街地においては、未利用地等を活用し、身近な公園・広場の整備に努めます。
- ・市街地の既存公園では、利用者である市民等の意見を反映した再整備、施設内容の充実を検討します。

●緑地・自然地等

- ・吹上浜一帯の樹林地や地域の周囲を取り囲む山林は、自然資源の保全と治山・治水等の防災性の向上を図る観点から積極的に保全します。また、遊歩道の整備等、自然に親しむ施設整備を検討し、その活用を図ります。

⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

河川や海岸は、安全性の確保を基本に、地域資源としての魅力向上とまちづくりへの活用。また、下水道等は水質の保全と河川環境の維持を目的に、以下のような分類で整備を進めます。

●河川

- ・地域の安全性向上のため、地域内に点在する土石流危険渓流の整備を促進し、安全性の確保に努めます。
- ・八房川・大里川、重信川の未改修区間の整備促進を図ります。



●海岸

- ・地域内の海岸は、自然海岸が多く残り、良好な「海の景」を形成しています。高波・高潮対策等、海岸の防災性向上を優先的に行いながら、景観に配慮した離岸堤（潜堤）の整備や養浜等により、海岸の保全に努めます。
- ・駐車場や親水護岸の整備等、海辺をレクリエーションスペースとして活用できるような整備を検討します。

●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため、下水道等污水处理施設の整備を促進します。また、既存の漁業集落排水施設の長寿命化を推進します。

⑥ その他の整備方針

市民等の憩いの場や地域資源は、まちのイメージを形成する要素です。また、今後は安心・安全なまちづくりを目指して防災面等への配慮等も必要と考え、以下の分類で整備を進めます。

●景観

- ・松林など良好な海岸景観を形成している吹上浜一帯の樹林地や、市街地を取り囲む山林及び農地を積極的に保全します。
- ・東シナ海沿いの海岸は、関係機関と連携して自然海岸の保全に努めるとともに、美しい海浜景観に配慮した防波堤や護岸等、公共施設の整備に努めます。
- ・幹線道路については、街路樹の設置や緑地帯等の緑化に努め、潤いのある道路景観を形成します。
- ・市民参画による良好な市街地景観の形成を図ります。



●防災・防犯

- ・延焼遮断帯、避難路として機能する道路や避難地となる公園等の整備を図ります。
- ・市街地の周囲には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、災害発生の危険性が高い箇所が点在しているため、それらの警戒を強めるとともに、防災施設の整備、宅地化の防止など、防災対策を促進します。
- ・海岸部においては、関係機関と協力しながら高波・高潮対策等、安全性の向上に努めます。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備充実を促進します。

⑦ 重点施策

- 地域コミュニティ施設の充実
- 地域観光の拠点整備と周知
- ゆとりある住環境の保全
- 防犯灯等の整備

地域別構想図 湊・大里地域



凡 例

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 商業・業務地 | 都市機能拠点 | 行政界 |
| 沿道サービス地 | 生活機能拠点 | 都市計画区域界 |
| 工業地 | レクリエーション拠点 | 用途地域界 |
| 専用住宅地（中密度） | 産業拠点 | 地域界 |
| 専用住宅地（低密度） | 歴史文化拠点 | 鉄道 |
| 複合住宅地 | 水と緑のネットワーク | 自動車専用道路 |
| 土地利用検討区域 | 未整備都市計画道路（見直し検討路線） | 主要幹線道路等 |
| 田園集落地 | シティーゲート | 都市幹線道路等 |
| 自然環境保全地 | 主な地域資源 | 補助幹線道路等 |
| 主な公園 | | |



8-7. 都市計画区域外の地域

(1) 地域の現況

- ・本市の都市計画区域外の地域は、土地利用の大部分が山林と農地で占められており、自然環境が豊かな地域です。
- ・地域の一部が東シナ海に面しています。
- ・国・県道等の幹線となる道路等が、日常生活の移動に利用されています。
- ・幹線道路沿いに農地と集落が点在しています。
- ・「金山蔵」、「冠岳」、「冠嶽園」、「日本一の徐福石像」の「冠岳展望公園」、「串木野ダム」や広野の滝、ポンカン樹園地など豊富な観光資源があります。
- ・貴重な水源である八房川が流れています。



串木野ダム



広野の滝

(2) 地域の課題

●集落周辺の防災対策

周辺が山地に囲まれた地域や、海岸線に面した地域では、災害時に孤立する可能性も考えられることから、災害時における防災性の向上が必要です。

●自然環境の保全

美しい海岸や山林の緑など豊かな自然環境の保全が必要です。

●幹線道路の機能強化

日常生活の利便の確保、災害時における安全な避難路の確保を図るため、地域を通る幹線道路の機能強化が必要です。

●コミュニティの維持

市民等同士におけるコミュニティの維持とコミュニケーションの場の充実が必要です。

●日常の交通手段の維持

日常生活の交通手段として誰でもが利用出来るコミュニティバス等の維持が必要です。

●観光資源の活用

豊かで清らかな水源や自然環境の保全、並びに薩摩金山蔵・冠岳周辺・市来ダム周辺などの観光資源を活かし、地域の活性化を促進していく必要があります。

(3) 地域整備方針

① まちづくりの基本理念

【まちづくりの基本理念】

豊かな自然と観光資源を活かした交流とやすらぎのまちづくり

【まちづくりの目標】

自然環境や観光施設など地域資源の活用と、
防災対策の強化による安心・安全なやすらぎの住環境の形成

【地域の課題】

- 集落周辺の防災対策
- 水質保全
- 自然環境の保全
- 幹線道路の機能強化
- コミュニティの維持
- 日常の交通手段の維持
- 観光資源の活用



【主な施策】

- ・ 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等への防災対策等の取り組み
- ・ 環境衛生面の規制並びに配慮
- ・ 自然環境を踏まえた法規制による維持
- ・ 幹線道路の拡幅、歩道の設置等
- ・ 地域間交流の検討と周知広報
- ・ 避難路、避難地の整備・安全性の強化
- ・ 観光施設へのアクセス道路等の整備、維持管理並びに周知広報等
- ・ コミュニティバスの維持と利用促進
- ・ 防犯灯等の整備

② 土地利用方針

● 田園集落地

- ・ 幹線道路沿いにみられる集落は、農地との調和を図りながら必要に応じて生活基盤の整備や環境面の向上に努めます。
- ・ 農地は、後継者の育成や営農環境の向上に努めながら農業生産活動や集落維持とは関係のない開発及び土地利用転換を抑制し、保全に努めます。

● 自然環境保全地

- ・ 山林や丘陵地、緑や海岸などは、豊かな自然環境を有する貴重な空間であるため、積極的に保全を図ります。また、自然環境を活かした自然とふれあうことのできるレクリエーションの場としての活用を図ります。
- ・ 点在する観光資源は、地域振興の核として周知に心がけていくほか、自然景観や、周辺の既存集落との調和を図っていきます。
- ・ 冠岳やその周辺の観光施設については、本市の重要な観光資源と位置づけ、地域振興の核として周知に心がけていくほか、関係者や地権者の協力のもと、景観保全等への配慮を促します。
- ・ 市来ダムや広野の滝、清流などの美しい自然資源や、ポンカン樹園地を主体とした地域は、自然と食にふれあえる観光の場として活用を図るとともに、より一層の周知広報に努めます。

③ 交通体系整備方針

● 主要幹線道路・都市幹線道路

- ・ 国道3号・主要地方道川内串木野線・主要地方道串木野樋脇線・県道荒川川内線・県道郷戸市来線は、他地域及び隣接する都市を連絡する路線であり、災害時には避難路、緊急輸送路として機能する重要な道路です。このため、狭隘区間の拡幅や沿道の防災対策等を促進し、災害時の寸断防止、地域の安全性確保に努めるとともに、地域内のコミュニティ空間として機能の確保を目指します。

● 補助幹線道路

- ・ 地域内の利便性向上、コミュニティ空間としての機能確保とともに、災害時の安全性の向上を目指し、狭隘区間の拡幅に努めます。

④ 公園・緑地整備方針

● 主な公園

- ・ 観音ヶ池市民の森については、市民等や来訪者が良好な自然環境の中でレクリエーション活動を楽しむことができるよう施設の充実や維持管理に努めます。

● 緑地・自然地等

- ・ 集落を取り囲む山林は、自然資源の保全と治山・治水等の防災性の向上を図る観点から積極的に保全します。また、遊歩道の整備等を促し、自然に親しめ健康維持に寄与する施設として活用します。



⑤ 河川・海岸・下水道等整備方針

●河川

- ・地域の安全性向上のため、地域内に点在する土石流危険渓流の整備を促進し、安全性の確保に努めます。
- ・荒川については、氾濫防止、快適な水辺空間の創出の観点から改修を進めます。
- ・八房川の未改修区間及び親水環境の整備促進を図ります。

●海岸

- ・海岸は、自然海岸が多く残り、良好な景観を形成しています。そこで、高波・高潮対策等、海岸の防災性の向上を優先的に行いながら、景観に配慮した離岸堤（潜堤）の整備や養浜等により、海岸の保全に努めます。



●下水道等污水处理施設

- ・衛生的で快適な生活環境の実現と、水質の保全と河川や周辺の自然環境を保全するため、下水道等污水处理施設の整備を促進します。

⑥ その他の整備方針

●景観

- ・集落を取り囲む山林や農地を積極的に保全します。
- ・冠岳周辺の観光施設については、周辺景観との調和など関係者の協力を得ながら景観保全を促進していきます。
- ・川辺や広野の滝などは、水辺環境（ホタルの生息環境）や水質の保全を図り、本市の資源の一つとして活用を図ります。

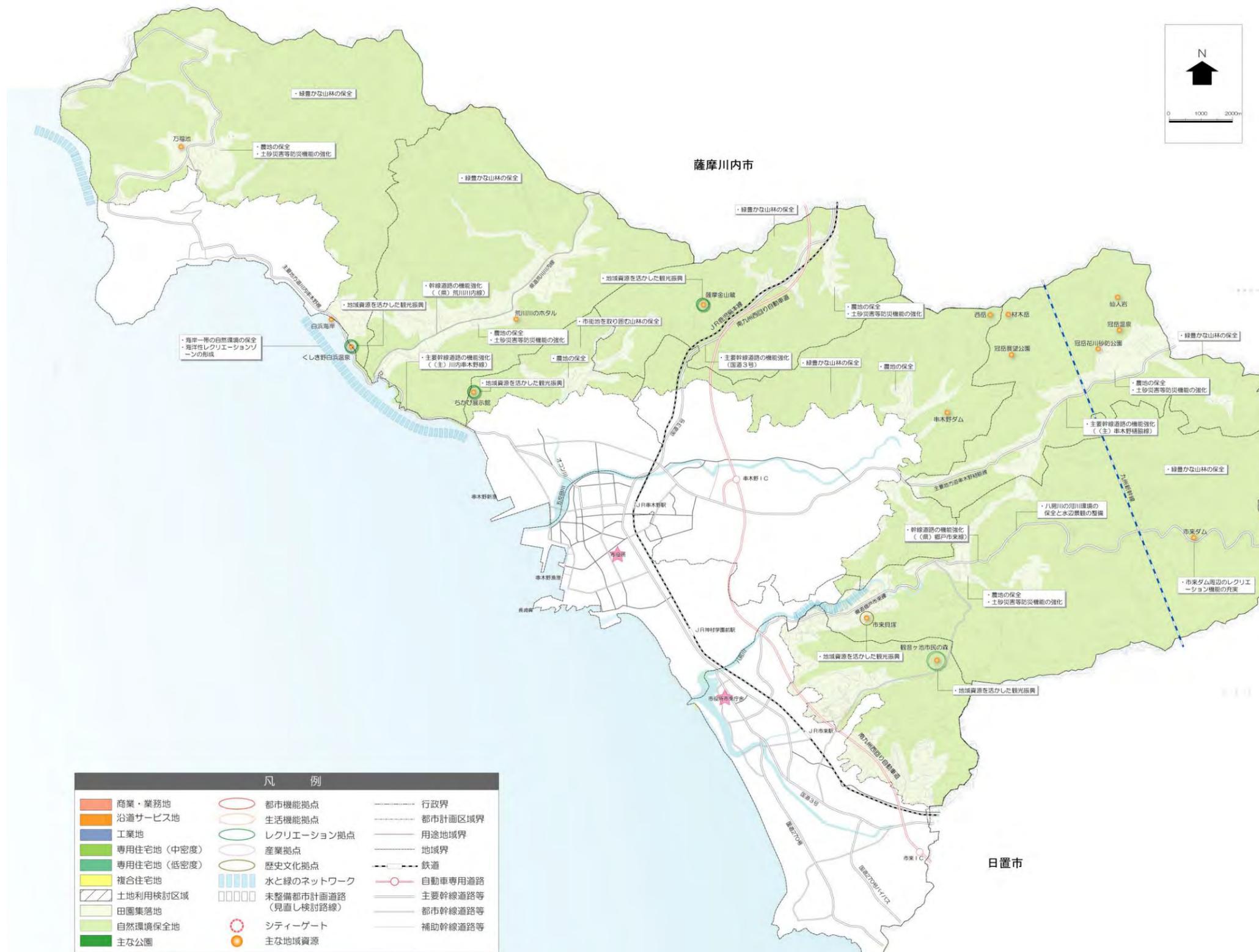


●防災・防犯

- ・集落と避難所を結ぶ避難路や避難地の確保を図ります。
- ・土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等、災害発生の危険性が高い箇所が点在しているため、それらの警戒を強めるとともに、防災施設や避難所の整備並びに危険箇所周辺の宅地化の防止等、防災対策を促進します。
- ・海岸部は、関係機関と協力しながら高波・高潮対策等、安全性の向上に努めます。
- ・防犯対策の一環として防犯灯等の整備充実を促進します。

⑦ 重点施策

- コミュニティバスの維持
- 地域コミュニティの維持
- 防犯灯等の整備



第9章 まちづくりの推進方策（実現への施策検討）

◎まちづくりの推進方策

基本的な考え方

本市の都市構造をみると、1つの都市機能拠点と2つの生活拠点に大別することができ、これまで各地域の特性や資源を活かしたまちづくりが進められてきました。今後も各々の特性や資源並びに、市民意向を活かしたきめ細かなまちづくりを進めていくことが重要です。また、今後のまちづくりには市内外へのアピールも必要であることから、以上のことを踏まえ、推進方策の基本方針を以下に示します。

■まちづくりの推進方策の基本方針

1. 協働によるまちづくりを推進します。
2. 市民参画による市民主体のまちづくりを推進します。
3. まちづくりの推進体制の確立を図ります。
4. まちづくり制度の確立・活用を進めます。
5. 都市計画マスタープランの活用と進行管理を行います。
6. 地域資源について市内外へのアピールを行います。

9-1. 協働によるまちづくりの推進

（1）役割分担

都市計画マスタープランで示した目標や方針を実現させていくために、適正な役割分担のもと市民等・事業者・行政の各々が責任を持ち、連携してまちづくりを推進します。

① 市民等

都市計画は、専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、毎日の生活の場をより快適に住みやすくしていくため、行政が進めるまちづくりの計画や事業に協力するとともに、事業者、行政との連携を図るものとします。

また、行政だけでは対応しにくい部分を都市計画への提案制度などを用いていくとともに、「いちき串木野市まちづくり連絡協議会」などとの連携に努め、道路や公園の管理、生活環境の改善など、市民等が主体の活動推進を図るものとします。

② 事業者

自然環境を保全し、地域環境と調和した美しい街並みを作るため、事業所の誘導や建物のデザイン化を図るとともに市民等や行政と連携し、積極的にまちづくりを推進するものとします。

また、専門的な知識を活用し、市民等や行政に対するまちづくりへの提言や支援を行うなど、企業活動を通じてまちづくりへの協力や提案を促すものとします。

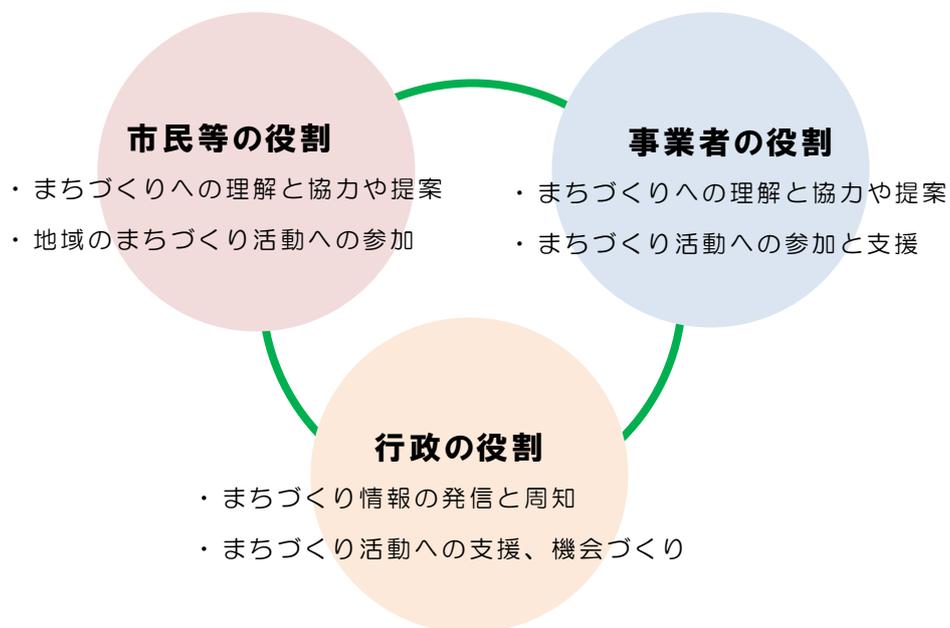
③ 行政

広域計画や都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市計画マスタープランに基づく計画的な事業を推進するとともに、国や県などの関係機関との調整を行います。

また、本計画への理解を深めるために、ホームページや広報などを通じて広く市民等への周知を図るとともに、計画策定時から地域の意向等を把握し、その内容を踏まえ計画等へ反映します。

一方、主体的に活動する市民等や事業者に対して積極的な支援に努めるとともに、市民等や事業者との意見交換の場などを作ることで、協働のまちづくりのためのコンセンサスづくりに努めます。

■市民等・事業者・行政の役割図



9-2. 市民参画による市民主体のまちづくりの推進

① まちづくりへの市民参画の推進

市は、市民等によるまちづくりへの参加の機会を増やすため、まちづくりに関する計画をはじめ、具体的な事業を行う際には計画段階から「ワークショップ」などへの参加機会を積極的に取り入れることで、市民等によるまちづくりを推進していきます。

また、土地の所有者やNPOなどが、一定規模以上のまとまった土地について、土地所有者の同意を得て、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」や、案の作成段階から市民等の意見を求める「地区計画制度」など、主体的な市民参画型のまちづくり手法を活用するとともに、その周知を図るため、制度等の仕組みに関する勉強会の開催や専門家等の派遣など、市として支援並びに協力を行います。

② 合意形成

まちづくりに関する施策の事業化を図る際には、出前講座や懇談会などを開催し、市民等・事業者・行政の合意形成を図ります。

③ 市民等による管理

市民等による、水辺・公園・道路などの清掃や緑化などの管理については、鹿児島県が実施している「みんなの水辺サポート推進事業」や「ふるさとの道サポート推進事業」などを導入していくものとしします。これにより、市民等が“我がまち”を誇りに思えるような気運を高めていきます。



④ まちづくりの情報発信と市民意向の把握

本計画をはじめ、今後のまちづくりに関する内容を理解してもらうため、広報やパンフレットの配布、市のホームページへの掲載など、様々な機会を通じて、情報の公開と計画内容の周知を図ります。

また、アンケートの実施やパブリックコメントの募集などにより、市民意向の把握を行うとともに、ワークショップ、市政報告会、勉強会等を開催し、市民等の意見を反映するように努めていきます。

9-3. まちづくりの推進体制の確立

(1) 庁内の推進体制の充実

都市計画マスタープランの効率的かつ効果的な推進に向け、まちづくりに係る情報の提供や共有、計画や事業の実施にあたっての相互調整などを行う「(仮称)庁内まちづくり検討委員会」等、横断的な組織を庁内に設置し、まちづくりに関する関係各課との連携強化に努めます。

また、継続的にまちづくりを推進していくため、職員の研修やまちづくり活動の支援の充実などを進めるとともに、効果的な事業の実施に努めます。

さらに、広域的なまちづくりが円滑に進むよう、関係機関等との連携を十分に図り、計画や事業等の調整を行います。

(2) 協働の場の確保

快適なまちづくりの実現に向けて市民等・事業者・行政が、それぞれの役割と特性を活かしながら協力していけるように、連携、協働による仕組みづくりを推進します。

具体的には、16地区の代表者で構成される「いちき串木野市まちづくり連絡協議会」等の組織により、連絡調整や情報交換の場を確保します。

(3) 市民等への広報活動とまちづくり組織の育成

まちづくりに対する関心と理解を共有していくため、広報活動等を通じてNPOやボランティア団体など、まちづくりに関わる組織の育成を図るとともに、その交流や連携、研修等を通じて「まちづくりリーダー」の発掘や育成に努めます。



9-4. まちづくり制度の確立・活用

(1) 法制度の活用と計画内容の見直し

快適な都市環境の創造、自然環境との調和を図るため、市民意向を踏まえ、都市計画法や建築基準法、都市緑地法など、法制度を適切に活用します。

このうち、本計画で位置づけた土地利用方針等の実施においては、建築物に関する規制・誘導を行うため、必要に応じて用途地域の見直しを行います。

一方、緑地等の保全を図るべき地区については、緑地保全地域や風致地区等の指定による自然環境の保全、健全な市民生活に影響を及ぼす可能性のある施設を抑制する必要性のある地区については、特定用途制限地域の指定を検討するなど、適切な規制・誘導手法の導入を検討します。

また、都市計画決定されているものの未整備となっている道路については、将来の交通需要や道路密度などを考慮し計画の見直しを進めます。

市道土橋線（湊町3丁目100番付近）



(2) まちづくり条例等の制定と活用

本市では、以下の条例が制定されています。今後は、これらの条例等の主旨を踏まえるとともに、まちづくりに係る計画立案並びに事業の実施、制度の運用などへの市民等の提案と参加・協力を推進していくものとします。

以下に本市で制定されている2つの条例について目的を記します。

① いちき串木野市自治基本条例

この条例は、いちき串木野市の自治に関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの主役である市民の権利と責務、市議会及び市の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、将来にわたって豊かな地域社会を実現することを目的としています。

② いちき串木野市食のまちづくり条例

この条例は、食のまちづくりに関する基本理念、基本原則及びその基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市、市民及び事業者が食の活用による地域の活性化に主体的に参画し、協働して取り組むことで、ひとが輝く、地域が輝く活力あるいちき串木野市を形成することを目的としています。

9-5. 都市計画マスタープランの活用と進行管理

(1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定

用途地域、都市計画道路、都市計画公園等、都市計画の決定や変更にあたっては本計画に示した方針等に基づき進めていくものとします。

ただし、施策の実施においては、個々の事業との連携や優先性、緊急性など総合的に判断した上で、効果的なまちづくりを進めるものとします。

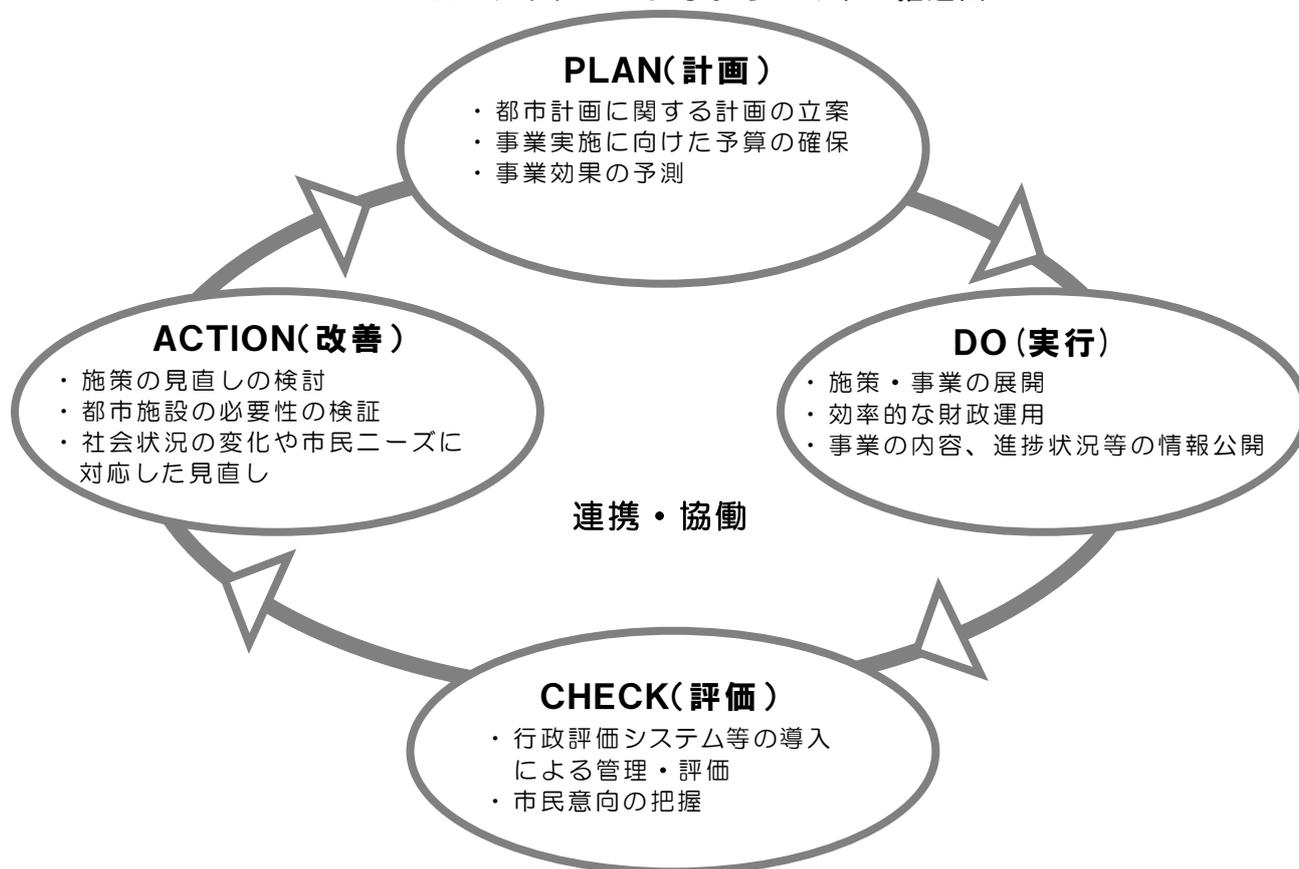
(2) 都市計画マスタープランの進行管理

計画的かつ効果的なまちづくりの推進や健全な財政の運営などの観点から、マスタープランで示した計画の進行管理にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった「PDCA サイクル」の仕組みを活用し、効果的かつ円滑に推進していくものとします。

なお、計画の実現には長期間を要することから、社会情勢やまちづくりに関する制度等が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、定期的に市民等や学識経験者などの意見を踏まえた施策の進行状況等の点検、評価を行い、事業内容の見直しや、新たな事業の立案等に柔軟な対応を図ることで実効性、実現性のある計画にします。なお、実施に当たっては、「いちき串木野市自治基本条例」の内容等を踏まえ進めていくものとします。

■PDCA サイクルによるまちづくりの推進図



9-6. 地域資源について市内外へのアピール

(1) 資源の把握

本市には多くの資源が眠っています。これらの資源は、活用次第で市の貴重な財産となりうるとともに、本市の活性化にも繋がるものと考えます。

そこで、まずは市内の資源を把握することとします。

(2) 市内外へのアピール

把握した資源については、市内外へのアピールが必要です。観光大使の活用やTVやラジオへの出演並びにCMへの起用、又は、都市部においてスポット的にアンテナショップの出店など市報等だけではなく広く周知することとします。

(3) 施策等とのコラボレーション

本市では、「いちき串木野市自治基本条例」や「いちき串木野市食のまちづくり条例」に則し、まちづくりが進められています。そこで、市の行事やイベントとのコラボレーションを行うことで集客を図ります。

また、そのイベント会場等においても本市の資源をアピールすることで、相乗効果を図ります。



9-7. 実現に向かっての方針

我が国では、少子高齢化や地方都市における人口減少が進み、大きな社会問題となっており、本市においてもその状況は顕著に表れていることから、今後の対応が急務となっています。このような社会情勢の中、本市では「いちき串木野市都市計画マスタープラン」を策定しました。今後は、分散連携型都市構造による持続可能で、環境にもやさしいコンパクトなまちづくりを目指します。また、今後ともまちづくりの主体となる“人”を育みながら、地域のコミュニティを大切に、地域資源を活用してのまちづくりを展開していくこととします。そのためには、市民等・事業者・行政の協働の下、本マスタープランで策定した4つの目標と6つの推進方策に則し各施策を進めて行くとともに、PDCAサイクルを活用し進行管理を行って参ります。

これにより、市民等の満足度を高め「豊かな自然と活力で、幸せあふれる“いちき串木野”」の実現に向かいまい進していくものとします。なお、本市の未来を担う子ども達が画いた「未来のいちき串木野市」についての作品を掲載し、本マスタープランの完成とさせていただきます。

最後に、本マスタープランの策定にご協力を頂いた皆様に心からお礼を申し上げます。

豊かな自然と**活**力で、
幸せあふれる“いちき串木野”



「僕たち私たちの未来のいちき串木野市」

【最優秀賞】

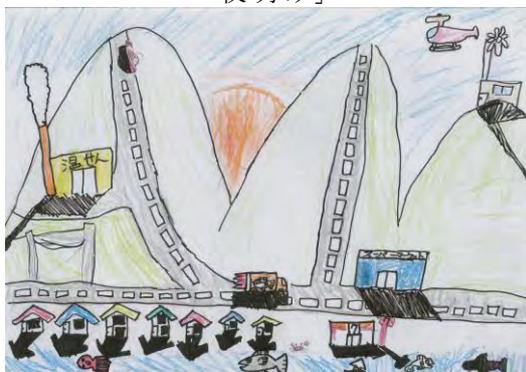
「ゆめがいっぱいの いちき串木野市」



荒川小学校 蛸原 隆太さん

【優秀賞】

「夜明け」



市来小学校 潟山 宗太郎さん

「未来のまぐろ」



串木野小学校 猪之鼻 駿太さん

「きらきらかがやく いちき串木野市」



串木野小学校 後藤 彩花さん

「自然があって人がたくさんいる いちき串木野市」



生福小学校 西 勘太さん

■ 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

(平成24年度)	
・平成24年7月5日～8月5日	まちづくりに関するアンケート 市民意向調査 (一般) 20歳以上の市民約2000人を無作為に抽出し実施 (中学生) 市内の中学2年生(272人)を対象に実施
・平成24年9月24日	第1回庁内策定検討委員会 ・本市の抱えるまちづくりの課題・問題点について ・都市計画道路(長期未着手路線)の見直しについて ・用途区域の拡大及び見直し
・平成25年2月13日	第2回庁内策定検討委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第1章～5章)について
(平成25年度)	
・平成25年5月27日	第3回庁内策定検討委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第6章～7章)について
・都市計画マスタープラン市民策定委員会委員の公募	・募集期間 平成25年7月5日から平成25年7月19日まで
・平成25年7月31日	第1回市民策定委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第1章～5章)について
・平成25年10月2日	第4回庁内策定検討委員会 ・都市計画道路(長期未着手路線)の見直しについて
・平成25年10月29日	第2回市民策定委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第6～第7章)について ・都市計画道路(長期未着手路線)の見直しについて
・平成25年11月8日	第5回庁内策定検討委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第8章)について
・平成25年11月13日	・将来のまちづくりに関する絵の募集 市内小学校(公立9校・私立1校)に依頼(小学4年生を対象) 応募期限平成26年1月9日 応募総数 141点
・平成25年11月29日	第3回市民策定委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第8章)について
・都市計画マスタープラン見直し(案)について(パブリックコメントを実施)	平成25年12月2日から平成25年12月26日まで(意見書の提出なし)
・平成25年12月24日	第6回庁内策定検討委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第9章)について
・平成26年1月21日	第4回市民策定委員会 ・都市計画マスタープラン(案)(第9章)について
・都市計画マスタープラン(原案)について(パブリックコメントを実施)	平成26年2月5日から平成26年2月28日まで
・いちき串木野市都市計画マスタープラン市民説明会	平成26年3月1日市来庁舎 平成26年3月2日串木野庁舎
・平成26年3月28日	いちき串木野市都市計画審議会 ・いちき串木野市都市計画マスタープラン諮問・答申 ・都市計画道路(長期未着手路線)の見直しについて(報告)

■いちき串木野市都市計画マスタープラン市民策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的な視点から検討を行うため、いちき串木野市都市計画マスタープラン市民策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の提案するいちき串木野市都市計画マスタープラン策定に関する事項について、意見を述べるものとする。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、各種団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

■いちき串木野市都市計画マスタープラン市民策定委員会委員名簿

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
1	さつま日置農業協同組合 串木野支所	赤 岩 喜久生	
2	いちき串木野市地域婦人団体連絡協議会	勝 目 眞理子	
3	いちき串木野商工会議所	川 崎 弘 一	
4	串木野建設業協会	國 料 修 一	
5	市民委員	小 原 市 志	公募
6	いちき串木野市観光協会	下 青 木 茂	
7	市民委員	下 夷 憲 一	公募
8	串木野青年会議所	高 濱 良太朗	
9	市来町漁業協同組合	内 匠 啓 一	
10	市来商工会	濱 田 尚	
11	串木野市漁業協同組合	早 崎 達 哉	
12	市民委員	古 木 照 代	公募
13	いちき串木野市まちづくり連絡協議会	丸 山 善 一	委員長
14	いちき串木野市社会福祉協議会	溝 添 勇	
事務局 都市計画課 都市計画係			

■いちき串木野市都市計画マスタープラン庁内策定検討委員会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
委員長	副市長	石 田 信 一
委員	政策課長	田 中 和 幸
〃	農政課長	満 菌 健士郎
〃	土木課長	平 石 英 明
〃	水産商工観光課長	中 村 昭一郎
〃	上下水道課長	濱 涯 三喜義
〃	まちづくり防災課長	久木野 親 志
〃	福祉課長	東 浩 二
〃	食のまち推進課	中 尾 重 美
〃	都市計画課長	久見瀬 博 行
事務局 都市計画課 都市計画係		

■ キャッチコピー並びにまちづくりの目標の設定について

いちき串木野市都市計画マスタープランの策定においては、市民策定委員会において、キャッチコピー並びにまちづくりの目標を決めていきました。以下に策定委員会時に出された意見や案を整理します。

第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

◆ キャッチコピー

1	交流を支えあう 生活環境優先都市	交 流	2	
2	「住む人」も「訪れる人」も ともによろこび楽しめるまち	豊 かな	5	
3	豊かな自然と活力あふれる快適都市	自 然	5	
4	マグロのまち いちき串木野	都 市	8	
5	人・文化・歴史が織りなす交流都市	人	4	
6	胸おどり 未来にひろがる ドリームシティ	文 化	4	
7	海風 文化 やさしい さわやか	歴 史	4	
8	市民が誇れる 自然・歴史・文化の薫る 安心で 元気になる個性豊かな都市(まち)	活 力	3	
9	人と地域を未来につなぐまち いちき串木野	環 境	2	
10	歴史と景観 自然エネルギー豊かな未来都市	未 来	2	
11	豊かな自然と人の輝きをつくり出す都市	安全安心	1	
12	歴史と食文化あふれる 活力みなぎる情報発信都市	ゆとり	1	
13	すがすがしい環境 豊かな安全安心な街			
14	豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市			

第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

◆キャッチコピー 豊かな自然と活力で、幸せあふれる “いちき串木野”



- 1 交流を支えあう 生活環境優先都市
- 2 「住む人」も「訪れる人」も ともによろこび楽しめるまち
- 3 豊かな自然と活力あふれる快適都市
- 4 マグロのまち いちき串木野
- 5 人・文化・歴史が織りなす交流都市
- 6 胸おどり 未来にひろがる ドリームシティ
- 7 海風 文化 やさしい さわやか
- 8 市民が誇れる 自然・歴史・文化の薫る 安心で 元気になる個性豊かな都市(まち)
- 9 人と地域を未来につなぐまち いちき串木野
- 10 歴史と景観 自然エネルギー豊かな未来都市
- 11 豊かな自然と人の輝きをつくり出す都市
- 12 歴史と食文化あふれる 活力みなぎる情報発信都市
- 13 すがすがしい環境 豊かな安全安心な街
- 14 豊かな自然と活力あふれるゆとり快適都市

第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

●目標1



『共生・協働によるまちづくり』

- 1 市民との共生・協働によるまちづくり
- 2 市民との共生・協働によるまちづくり
- 3 市民との共生・協働によるまちづくり
- 4 市民との共生・協働によるまちづくり
- 5 市民との共生・協働によるまちづくり
- 6 市民との共生・協働によるまちづくり
- 7 市民との共生・協働によるまちづくり
- 8 市民との共生・協働によるまちづくり
- 9 市民との共生・協働によるまちづくり
- 10 市民との共生・協働によるまちづくり
- 11 市民との共生・協働によるまちづくり
- 12 市民との共生・協働によるまちづくり
- 13 市民との共生・協働によるまちづくり
- 14 市民との共生・協働によるまちづくり

第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

●目標2 『安心・安全に暮らせて、ゆとりある心が生まれるまちづくり』

●目標2

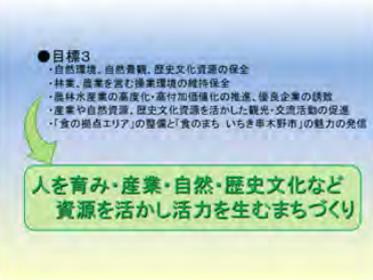
- ・土地区画整理事業の推進、密集市街地の改善
- ・低地帯や危険斜面の周辺等における大規模宅地造成の抑制
- ・建築物の不燃化、耐震化の促進
- ・津波、高潮、土砂災害等から人々を守る防災上重要な施設整備の推進
- ・避難路、避難場所、延焼遮断帯となる公共施設の整備
- ・都市施設の長寿命化対策の促進
- ・歩道の設置や公共施設のバリアフリー化の推進

安心・安全に暮らせて、
ゆとりある心が生まれるまちづくり

- 1 安心・安全を構築するまちづくり
- 2 安全 安心でサステイナブルなまちづくり
- 3 市民の生命・財産を守り、安心・安全なまちづくり
- 4 安心安全なまちづくり
- 5 防ぐを強化で安全なまちづくり
- 6 —
- 7 災害に強く 安全な人にやさしいまちづくり
- 8 防災・減災に配慮したまちづくり
- 9 安心 安全でゆとりのあるまちづくり
- 10 手をつなぎ、人に優しい温もりのあるまちづくり
- 11 安心・安全で住みやすいまちづくり
- 12 人にやさしく、災害に強いまちづくり
- 13 自然災害に対し情報キャッチに勤める
- 14 市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくり

第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

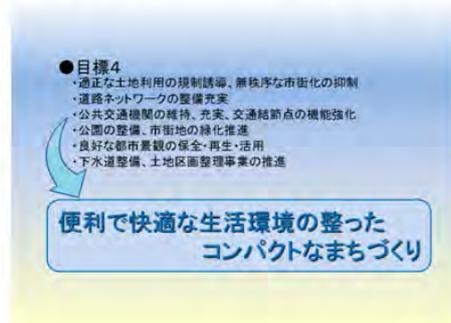
●目標3 『人を育み・産業・自然・歴史文化など資源を活かし活力を生むまちづくり』



- 1 歴史と文化と自然と産業を守るまちづくり
- 2 まちの特性やポテンシャルを高め育むまちづくり
- 3 景観資源の再生・活用、歴史文化資源の保全と活力ある産業のまちづくり
- 4 自然環境に配慮したまちづくり
- 5 生き生き産業のまちづくり
- 6 ー
- 7 自然を尊び 文化を育み 人と環境が進化するまちづくり
- 8 自然・歴史・文化 地場産業など資源を活用したまちづくり
- 9 地域の豊かな資源を活かすまちづくり
- 10 安心安全、自信をもって供給出来る食のまちづくり
- 11 環境にやさしく 生きやすく 潤いのあるまちづくり
- 12 農・水・商・工 連携によるまちづくり
- 13 環境保全 安全 安心に勤めるまちづくり
- 14 自然・文化を活かした魅力あふれるまちづくり

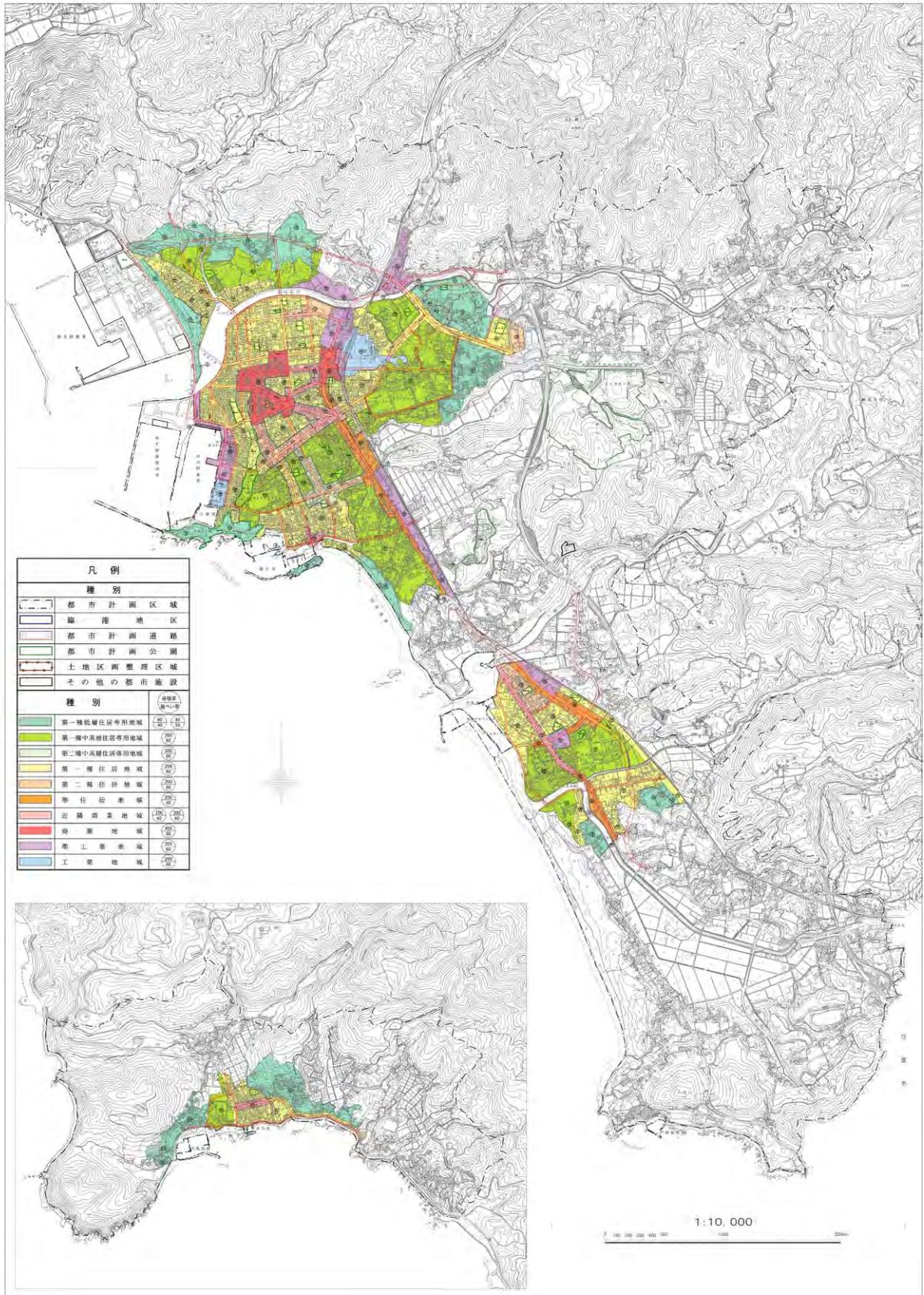
第2回 都市計画マスタープラン市民策定委員会 検討資料

●目標4 『便利で快適な生活環境の整ったコンパクトなまちづくり』

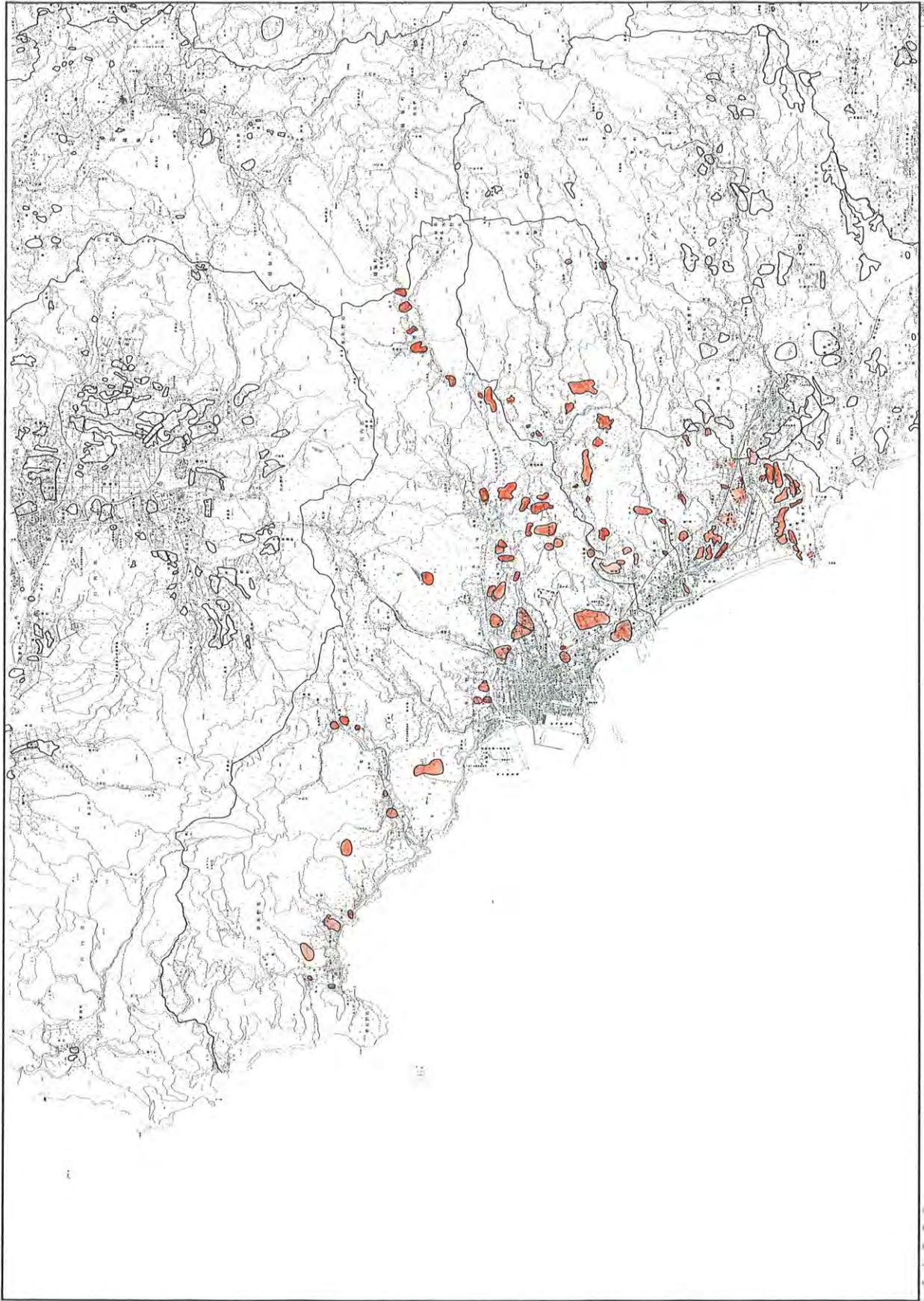


- 1 未来へ向けて整いのあるまちづくり
- 2 まちの機能が有機的に結合できるコンパクトシティを目指すまちづくり
- 3 利便性の高い、レクリエーション機能の充実したまちづくり
- 4 弱者に配慮したまちづくり
- 5 人と自然にやさしいまちづくり
- 6 ー
- 7 清潔で秩序ある環境にやさしいまちづくり
- 8 人や生活環境に配慮したまちづくり
- 9 便利で快適なまちづくり
- 10 人が皆 故郷大使と誇りをもって名乗れるまちづくり
- 11 よさを生かし、未来に展るまちづくり
- 12 生活環境を重視した快適なまちづくり
- 13 緑化推進 交通安全 保全のまちづくり
- 14 市民が快適に暮らせるまちづくり
自然環境と調和した環境にやさしいまちづくり

串木野都市計画図



いちき串木野市遺跡分布図



～ 用語集 ～

外郭施設

防波堤、防潮堤、防砂堤、導流堤、堤防など

街区公園

半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園

開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」を行う行為

急傾斜地崩壊危険箇所

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測され箇所

狭隘

面積などが狭くゆとりがない状況

区域区分（線引き）

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

グローバル化

政治や経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが進んでいく状況

係留施設

船舶が港湾において停泊するために設けられた施設

建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律

工業統計

工業の生産活動の実態を把握するため、その生産力、生産実績、経営内容などについて調査した統計

国勢調査

総務省統計局が 5 年毎に行う全国一斉の国政に関する調査で、人口及び世帯等の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料

コラボレーション

共に働く、協力するの意味で、共演、合作、共同作業、利的協力を指す言葉

コンセンサス

意見の一致や合意など

コンパクトシティ

わが“まち”の意識を育てる地域のまとまりの中で、市民の日常生活がある程度可能となるような自律性を持たせ、市民は自らのまちのあり方を発想し、地域の自然や歴史、文化などの個性を大切にしまちづくりを自ら実践していくことによって、安全で安心して快適に暮らすことのできる生活圏を築いていくものである。具体的には身近な生活の場において、日常生活の大半の用が足り、市民自身がその地域の自然や歴史、文化などの多様な魅力を発掘し、いわゆる「わがまち」という意識を持ち、また地域に愛着を感じ、地域が抱える様々な問題の解決に向けて、地域の持つ魅力や資源を活かして、市民が主体的にまちづくり活動に参加するものである

さ行

サイクルライド

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム

市街化区域：市街化調整区域

すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域。反対に市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域

市街地開発事業

地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備等を一体的に行い、面的な市街地の開発を図る事業

市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設等の整備を行う事業

自然環境保全基礎調査

自然環境保全法に基づき昭和48年度（1973年度）からおおよそ5年に一度を目安に実施される、日本における自然環境の現況及び改変状況を認識し、自然環境保全施策の策定に必要な基礎調査

シティーゲート

まちへの入り口

社会潮流

社会や市場に対して大きな変革を与える動き

住区基幹公園

歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用させる公園「街区公園」「近隣公園」「地区公園」など

循環型社会

天然資源の流れを「生産⇒消費・使用⇒廃棄」の一方通行にせず、消費・廃棄をできる限り減らして、再生など循環できる仕組みをつくる社会

準防火地域

「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、また、建築基準法及び同法施行令において具体的な規制が定められた地域

商業統計

商店数、商品販売額、商店経営内容、商品別需給状況など、およそ商業に関する実態を明らかにするための統計

森林法

森林の管理や森林資源の保続及び森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律

スプロール

都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていく状況

セットバック

敷地境界線、道路境界線などから後退して建物を建てる制度

た行

第1次産業

産業分類の一つ。自然界に働きかけて直接に富を取得する産業であり農業、林業、漁業、鉱業など

第2次産業

原材料を加工して作り出す産業であり工業、製造業、建設業、電気・ガス業など

第3次産業

第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業であり小売業やサービス業など

地区計画

地区市民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画

地区整備計画

地区施設（都市計画施設ではない道路や公園等）や建築物などの整備、土地の利用に関する計画

特別用途地区

特別な目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図る地区

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる区域

都市計画区域マスタープラン

都道府県が都市計画区域ごとに定める指針（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画公園

都市計画法の規定する都市計画施設のひとつ。地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地

都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業

都市計画道路

自治体がまちの将来を10年単位で計画する際に都市計画法に基づいて決定され、市町村道から国道までが対象となる。住宅地と交通機関、公園をつなぐなど、都市の骨格となる道路

都市計画法

都市の健全な発展等を目的に、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律

都市施設

道路、公園、下水道など、都市での生活や生産活動などを行う上で、市民が共同で利用する根幹的な施設

都市緑地法

都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図る法律

土石流危険渓流氾濫区域

土石流危険渓流のうち、扇状地面と谷底の高さがほぼ等しくなる扇央部において土石流が氾濫すると考えられる区域

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる事業

トリップ

人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位

な行

農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域

は行

パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム

非線引き都市計画区域

市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域。法律上の名称は「区域区分が定められていない都市計画区域」

風致地区

都市計画法において、自然美を維持保存するために創設された制度であり、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられる地区

吹上浜県立自然公園

指定年月日 昭和 28 年 3 月 31 日、指定面積 3,214ha（平成 24 年 4 月 1 日現在）で、いちき串木野市羽島崎から南さつま市相星川河口に至る東シナ海に面した約 47km に及ぶ弧状の砂丘海岸地帯

ふるさとの道サポート推進事業

鹿児島県が、県管理道路において清掃や美化活動などを行うボランティア団体等に行う支援

1. 団体名等を示したサインボードの設置
2. 活動中の事故に備えた傷害保険料の助成
3. 美化活動用品（ゴミ袋、花苗、混合油）の支給

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動

防火地域

市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域

ま行

みんなの水辺サポート推進事業

鹿児島県が、県管理河川又は海岸において清掃や美化活動などを行うボランティア団体等に行う支援

1. 団体名等を示したサインボードの設置
2. 清掃作業用品（軍手・ゴミ袋及び混合油）の支給
3. 活動中の事故に備えた傷害保険の加入

面整備事業

まとまった相当規模の区域で、道路、公園、下水道等の施設整備を宅地開発と一体的に行う事業

や行

ユニバーサルデザイン

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業など12種類の用途に区分し計画的な土地利用を促す地域

ら行

6次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す農業経済学者の今村奈良臣が提唱した造語

わ行

ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会など



いちき串木野市